

第2次

熊本市人権教育・啓発 基本計画

令和2年度（2020年度）

）

令和9年度（2027年度）

令和2年（2020年）3月

熊本市

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画の策定にあたって

平成21年3月に計画期間を10年とする「人権教育・啓発基本計画」を策定し、5年後の平成26年には、初めての試みとして市民意識調査を行い、それらを参考にしながら、改訂版を策定し様々な人権問題に対する啓発に取り組んでまいりました。

今回、計画期間を8年とする第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定いたしました。策定にあたっては第1次基本計画の検証を行うとともに、第1次基本計画の改定時に実施した市民意識調査を再度実施・分析することにより、より市民の意識に沿ったものになるよう努めたところであり、本市の進む方向性を示す第7次総合計画見直しや関係する各課との整合性を図ったところです。

内容的には第1次計画にあげていた、18の分野別人権問題に2つの新たな項目を加え、昨今取り上げられる各種のハラスメントや、インターネットを介在しての誹謗・中傷や、全ての人権問題に係るところのヘイトスピーチなど、より複雑化するあらゆる人権問題に対する啓発目標を掲げたところです。

今後、第7次総合計画の基本構想に掲げる「上質な生活都市くまもと」の実現に向けて、この第2次基本計画を基に、人権を教育・文化と合わせ、市政の重要政策と位置づけ、社会意識としての差別概念の撤廃のための人権教育・啓発に力を入れていきます。

最後に、この第2次基本計画の策定にあたりご尽力いただきました全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

令和2年3月

熊本市長 大西一史

目次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1 基本計画策定の目的	1
2 基本計画策定の経緯	3
3 人権教育・啓発の重要性	4
4 基本計画の位置づけ	5
5 基本計画の期間	6
6 人権教育・人権啓発の定義	6
第2章 第1次計画の検証と本市の人権を取り巻く状況	8
1 総合計画に係る市民アンケート調査の結果	9
2 基本計画策定等に係るアンケート調査の結果（平成30年度実施）	9
3 人権侵犯事件の受理・処理件数	11
4 近年の動向	12
第3章 計画の基本的考え方	13
1 基本理念	13
2 基本方針	13
3 基本計画の検証指標	15
4 人権教育・啓発に係る取組	15
(1) 人権教育	15
(2) 人権啓発	17
第4章 分野別人権問題への取組	19
1 女性に関する人権問題	20
2 子どもに関する人権問題	22
3 高齢者に関する人権問題	24
4 障がいのある人に関する人権問題	26
5 同和問題（部落差別）	28
6 外国人に関する人権問題	30
7 性的マイノリティに関する人権問題	32
8 水俣病に関する人権問題	34
9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題	36
10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題	38

11	刑を終えた出所者等に関する人権問題	40
12	犯罪被害者等に関する人権問題	42
13	インターネットに関する人権問題	44
14	災害に関する人権問題	46
15	アイヌの人々に関する人権問題	48
16	難病患者に関する人権問題	50
17	北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	52
18	ホームレスの人々に関する人権問題	53
19	自死遺族に関する人権問題	54
20	様々な人権問題	55

第5章 基本計画の推進 56

1	様々な主体による推進体制	56
	(1) 市役所（行政）が取り組むべきこと	56
	(2) 家庭（家庭教育）での取組	57
	(3) 地域（社会教育）での取組	58
	(4) 保育所等・幼稚園での取組	58
	(5) 学校（小・中・高校等）での取組	59
	(6) 事業所・職場等での取組	60
	(7) 福祉施設や保健・医療施設での取組	61
	(8) マスメディアでの取組	61
	(9) 熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進	62
	(10) 熊本県人権啓発活動地域ネットワークとの連携	63
	(11) 熊本人権擁護委員協議会との連携	63
	(12) その他の団体との連携	64
2	実施状況の把握と結果の公表等	64

資 料

	世界人権宣言	65
	日本国憲法（抜粋）	70
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	73
	人権に関わる国連、国、熊本市におけるこれまでの取組	75

付 録

熊本市人権に関する市民意識調査（平成30年度）

第1章 基本計画の策定にあたって

1 基本計画策定の目的

(1) 「熊本市人権教育・啓発基本計画」(平成21年(2009年)3月策定)

国は、平成12年(2000年)、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」〈※1〉)という。)を制定し、第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

また、平成21年(2009年)3月、市は新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第6次総合計画」を策定し、その基本構想の中で「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げました。

このような中、平成21年(2009年)3月、上記総合計画の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるために、計画期間を平成30年度(2018年度)までとする「熊本市人権教育・啓発基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定しました。

(2) 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(令和2年(2020年)3月策定)

平成21年度(2009年度)より「第1次基本計画」に基づき、様々な取組を実施してきましたが、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などによる不当な差別・偏見が未だに見受けられ、依然として人権問題が存在しています。また、「熊本市第7次総合計画」〈※2〉(以下「総合計画」という。))の分野別施策の第1章では、「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、人権尊重の共生社会の実現を推進することとしています。

用語解説

〈※1〉 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12年(2000年)12月6日に施行されました。

〈※2〉 熊本市第7次総合計画

この計画は、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組むための基本方針として策定するものです。

このようなことから、引き続き、より効果的な人権教育・啓発を行い、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていく必要があることから、令和2年(2020年)3月、「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)を策定しました。

2 基本計画策定の経緯

第1次基本計画及び第2次基本計画の策定までの経緯は次のとおりです。

年	内 容
平成19年 (2007年)	・ 市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるための第1次基本計画を策定するために、外部委員で構成する策定委員会を設置
平成21年 (2009年)	・ 3月、新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第6次総合計画」を策定 ・ 3月、第1次基本計画を策定
平成25年 (2013年)	・ 第1次基本計画の中間見直しを行うため、市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する委員会等を設置
平成26年 (2014年)	・ 7月、第1次基本計画の改訂版を作成
平成28年 (2016年)	・ 3月、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、更に大きく飛躍していくため「熊本市第7次総合計画」を策定 ・ 分野別施策に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げる。
平成30年 (2018年)	・ 第2次基本計画を策定するために市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する策定委員会を設置
令和2年 (2020年)	・ 3月、第2次基本計画を策定

3 人権教育・啓発の重要性

国連において「世界人権宣言」が採択されてから70年を迎えた平成30年（2018年）には、世界各国で人権に対する様々な取組と、人権の尊さを訴える多くのキャンペーン活動が展開されました。しかしながら、今なお宗教観の違いによる戦争や途上国での人権侵害、差別による人命軽視的な政策等、解決すべき諸問題が山積しています。

国内でも、社会的弱者といわれる子どもや高齢者等への差別や虐待等をはじめ、家庭内での悲惨な事件、尊い命を奪う殺人事件が連日のように報道され、最近では、インターネットや携帯電話等による誹謗中傷、人権侵害、個人情報の流出等、新たな人権に関わる問題が発生しています。

本市においても、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ人権問題に関する多くの課題が存在しています。差別や人権侵害等がなくなる背景には、「人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化」、「障がいのある人に対する障がいの発生原因や症状についての理解不足」、「感染症患者等に対する医学的に見て不正確な知識や思い込み」等、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していないことなどがあるとされています。

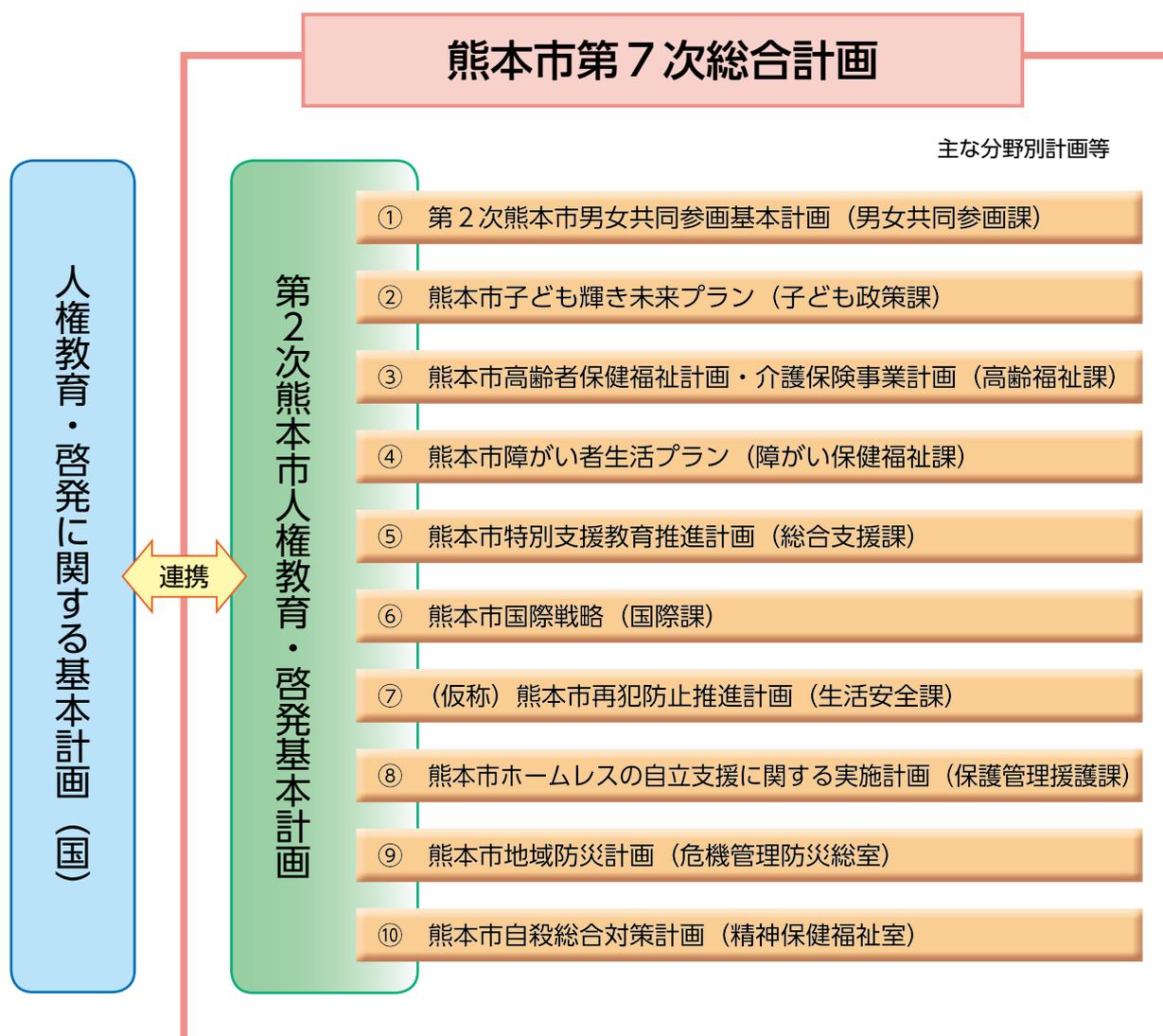
また、これまで「人権を侵害された人（被害者）に対する救済や支援」、「被害者にならないための自衛教育」、「人権を侵害した人（加害者）に対する規制や制裁」といった取組が中心で、身近に人権侵害が起きた場合に「自分には関係ないと見て見ぬ振りをする人（傍観者）が少なくないこと」が問題の解決を遅らせているといった指摘もあります。

このようなことから、人権に関わる問題を市民一人ひとりの身近な場所や日常生活の中に存在する問題ととらえ、人権教育・啓発を推進していくことが重要です。

国の人権教育・啓発に関する基本計画は、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」と述べています。ここに、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に粘り強く継続していかなければならない理由があります。

4 基本計画の位置づけ

- (1) 第2次基本計画は、総合計画と整合性を持つものであり、市の人権教育・啓発に関する基本的な考え方を明らかにして、行政と市民等（家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、職場事業所、福祉施設、保健・医療施設、マスメディア等の団体、関係機関等を含む）が取り組むべき方向性を示すものです。
- (2) 第2次基本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨を踏まえ、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日策定・平成23年4月1日変更）と連携するとともに地域の実情を踏まえたものです。
- (3) 第2次基本計画は、市が実施するあらゆる施策や事業に反映させるとともに、行政と市民等が協働して推進することとします。



5 基本計画の期間

第1次基本計画の計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの10年間としましたが、第2次基本計画の計画期間は、人権問題をとり巻く環境が地方分権や少子高齢化、情報化、国際化の進展等により著しく変化していること、また、総合計画との整合性を図るため、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8年間としました。

なお、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認められた場合は、その都度見直しを行います。

6 人権教育・人権啓発の定義

人権教育・啓発推進法に規定された「人権教育の定義」（第2条）及び「人権啓発の定義」（第3条）に基づき、この基本計画における人権教育及び人権啓発の定義を次のとおりとします。

（1）人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、家庭、地域、学校、職場、その他の様々な場所や多様な機会をとおして行われる家庭教育、社会教育、学校教育、企業教育などの教育や学習活動をいいます。

（2）人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、家庭、地域、学校、職場、その他の様々な場所や多様な機会をとおして行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいいます。

第2章 第1次計画の検証と本市の人権を取り巻く状況

平成21年（2009年）3月策定の「第1次基本計画」に基づき、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの10年間に女性や高齢者、同和問題や水俣病等の人権問題について、様々な手法により教育・啓発を実施するとともに、毎年、人権関係の施策の実施状況について関係する課と外部委員による「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」により、その結果等について検証してきました。

外部委員からは「近年のDVや虐待など、何故、行政や警察が救えない事例が発生するのかその背景を考える啓発を行う必要がある」、「啓発事業の広報活動については全市的な視野で片寄らないように」等のご意見をいただき、それらを踏まえながら教育・啓発についての取組を進めているところです。

アンケートの結果では、自分自身への人権侵害は改善されてきているが、一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合は十分な成果が表れているとは言えない状況です。

また、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNS等の普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティ^{〈※3〉}への差別・偏見、さらには災害に伴う人権問題やヘイトスピーチ^{〈※4〉}が社会問題になっており、継続して啓発への取組が必要となっています。

用語解説

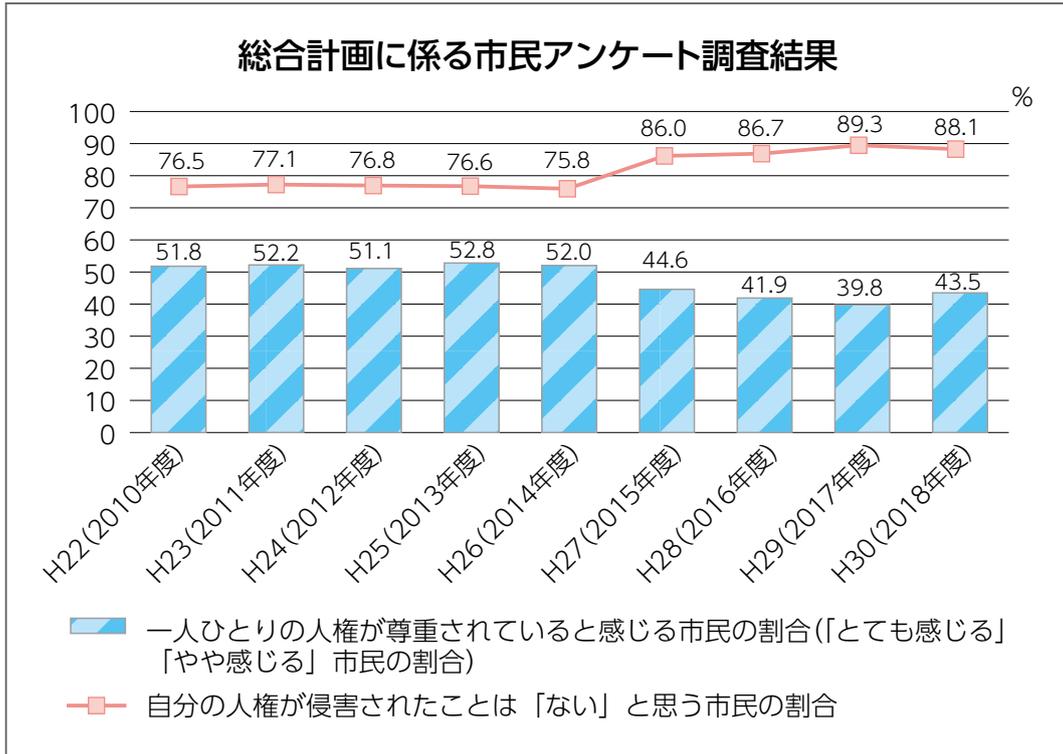
〈※3〉 性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味です。そうした方々の総称としてLGBTという言葉が使われていることが多いですが、「性的マイノリティ」＝「LGBT」ではなく、あらゆる性別の方を好きになる方など、様々な方たちが含まれます。

〈※4〉 ヘイトスピーチ

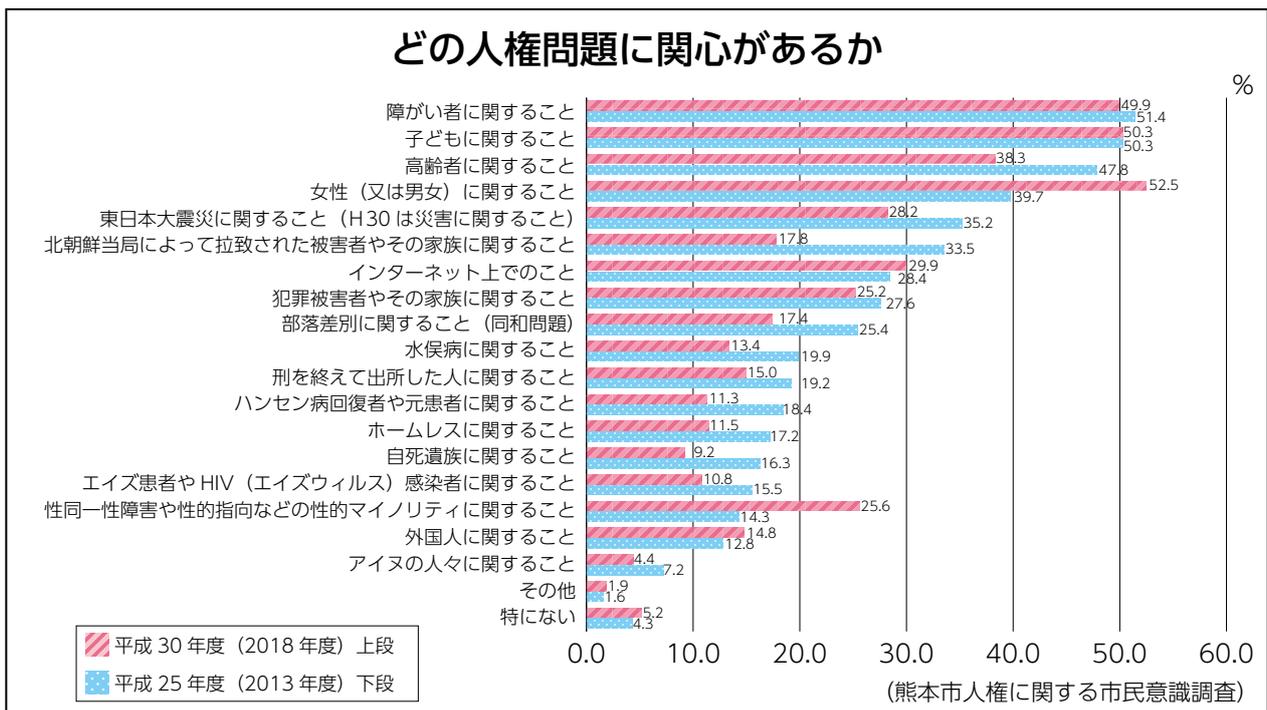
人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康・障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことです。

1 総合計画に係る市民アンケート調査の結果

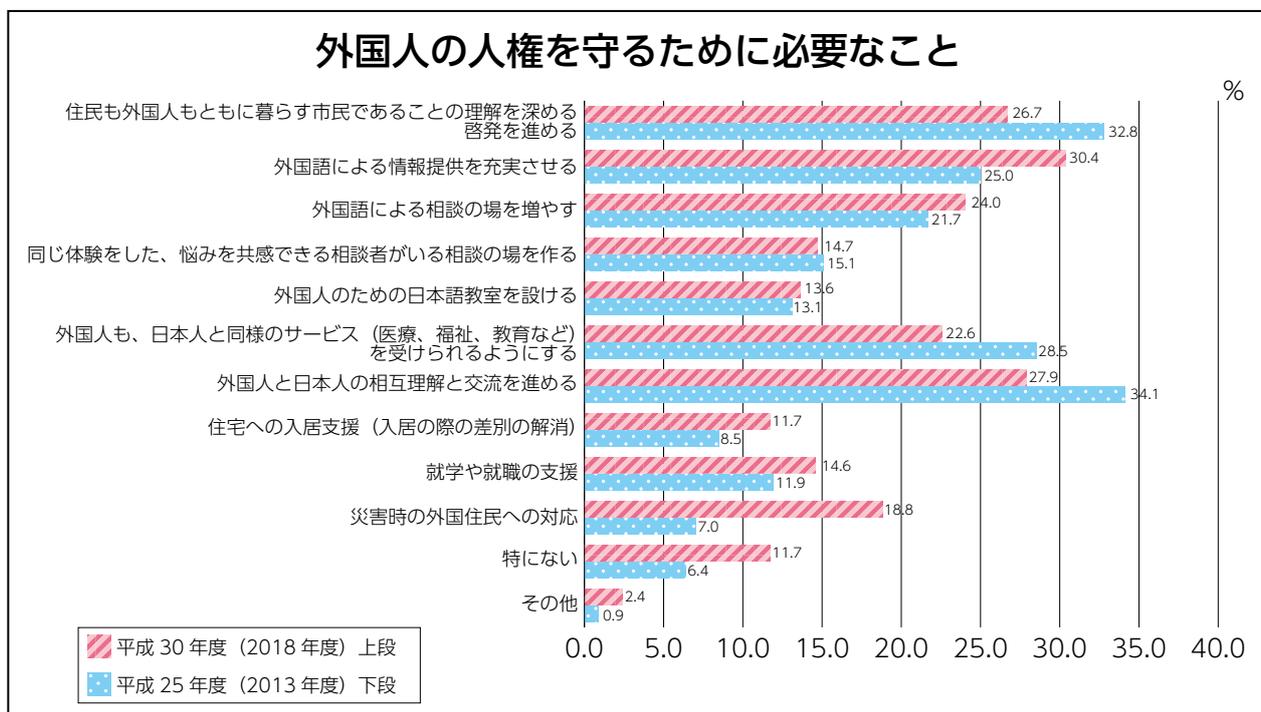


2 基本計画策定等に係るアンケート調査の結果（平成30年度実施）

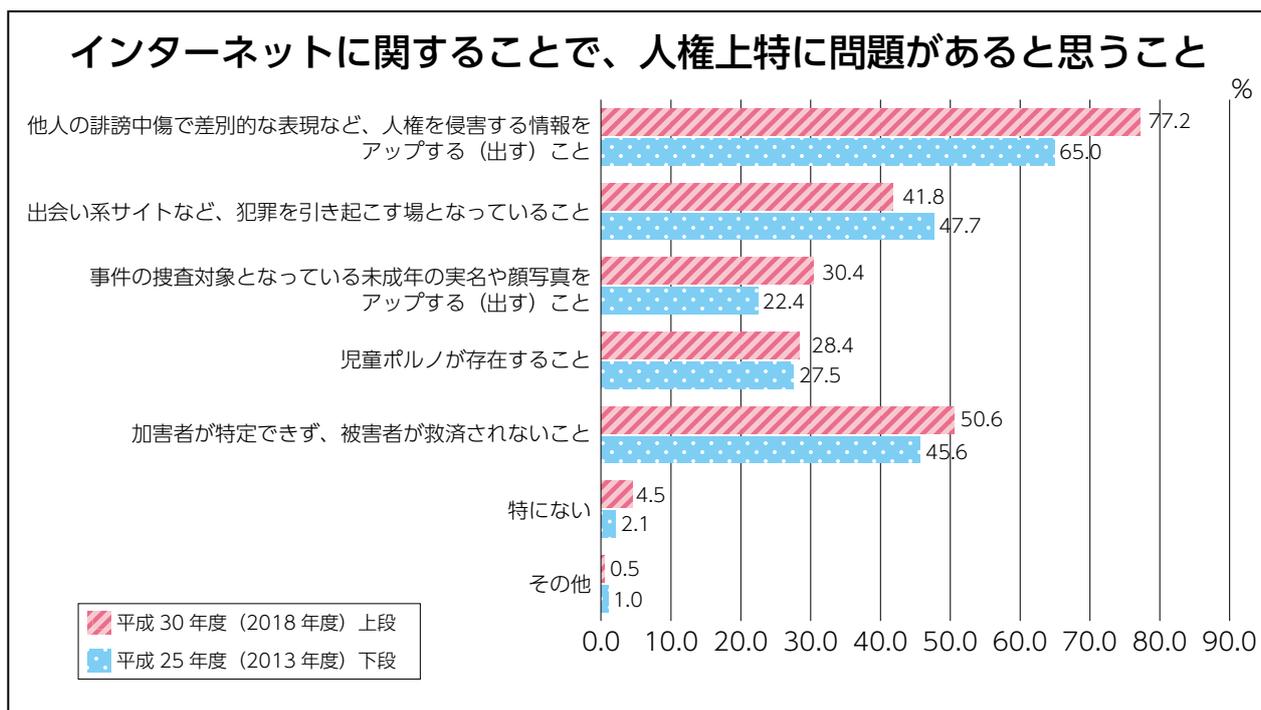
◎ どの人権問題に関心があるかでは、「女性（又は男女）に関すること」が52.5%で最も高く、これに「子どもに関すること」が続いています。平成25年度（2013年度）と比較すると「性同一性障害や性的指向などの性的マイノリティに関すること」の伸びが顕著になっています。



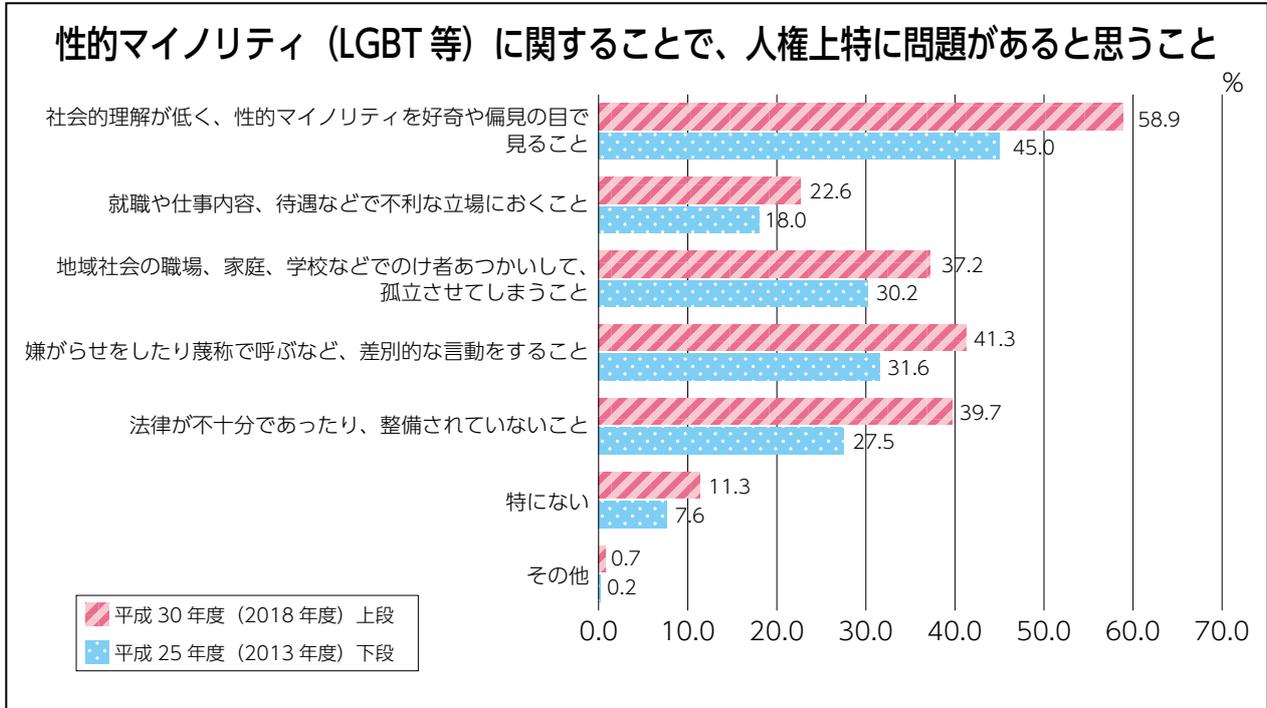
- ◎ 外国人の人権を守るために必要だと思うこととして「外国語による情報提供を充実させる」割合が30.4%で最も高く、ついで「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」が27.9%となっています。



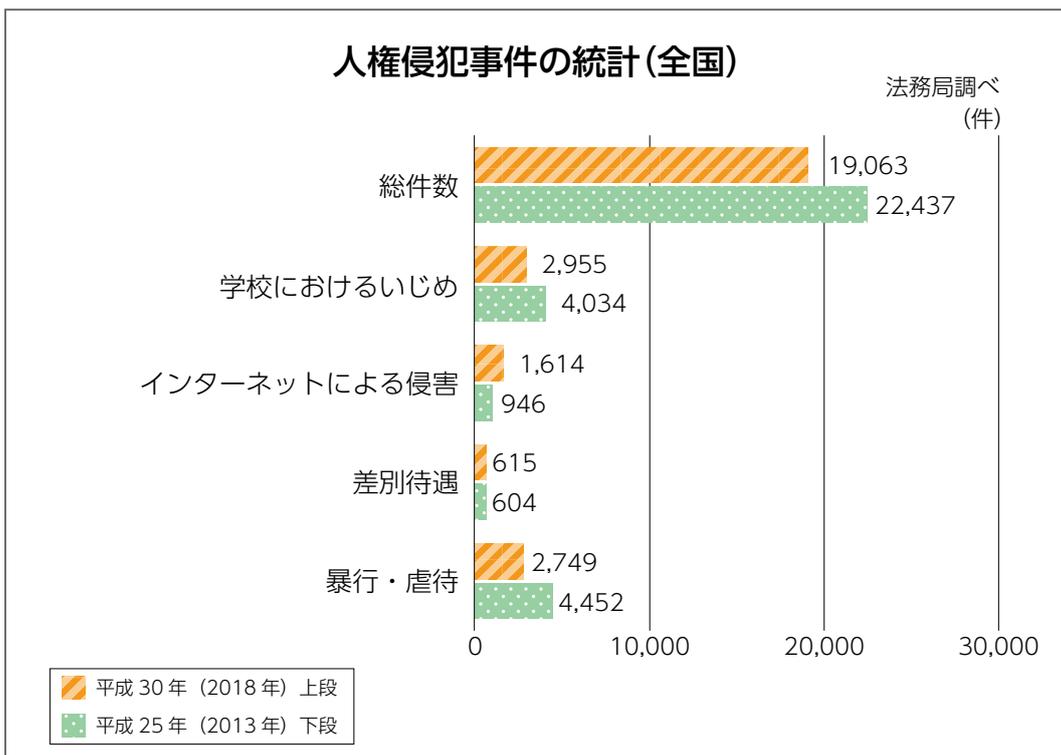
- ◎ インターネット上の人権について、特に問題があると思うこととして、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報をアップする (出す) こと」の77.2%が最も高く、これに「加害者が特定できず、被害者が救済されないこと」が50.6%で続いています。



- ◎ 性的マイノリティの人権について特に問題があることとして、「社会的理解が低く、性的マイノリティを好奇や偏見の目で見ること」が58.9%で最も高く、これに「嫌がらせをしたり蔑称で呼ぶなど、差別的な言動をすること」が41.3%で続いています。



3 人権侵犯事件の受理・処理件数（全国） ※新規救済手続開始件数



4 近年の動向

特に最近では、学校等でのいじめをはじめ、インターネット上での中傷・差別、女性（又は男性）に対するセクハラ〈※5〉やパワハラ〈※6〉、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待などの人権侵害が発生しております。

平成28年（2016年）熊本地震では避難所における妊産婦、高齢者等の要配慮者に対しての人権問題も起きており、また、性的マイノリティについても、教育・啓発や制度の確立等が課題となっています。さらには、ヘイトスピーチなどは、すべての人権問題に対して関わってくる問題であり、人権問題は、さらに複雑化・多様化してきている状況です。

こうした中、平成27年（2015年）9月に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にはSDGs（持続可能な開発目標）として、17の目標、169のターゲットが含まれており、その達成に向けて国内的にも様々な取組が進められています。このSDGsの内容についてはすべて「人が生きること」に関連しており、「人権尊重の考え方」がベースにあります。本市においてもこのSDGsに沿った取組を進めていく必要があります。

用語解説

〈※5〉 セクハラ（＝セクシュアル・ハラスメント）

相手を不快にさせる性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

〈※6〉 パワハラ（＝パワー・ハラスメント）

職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

人権とは、すべての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

国連の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（第1条）と謳っています。

また、日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と謳っています。

そこで、本市の総合計画や人権を取り巻く状況も踏まえて、第2次基本計画の基本理念は、第1次基本計画と同じく「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと」とします。

なお、熊本市では第7次総合計画の基本構想に掲げる「上質な生活都市くまもと」の実現に向けて、人権を教育・文化と合わせ、市政の重要政策と位置づけます。そのために社会意識としての差別概念の撤廃のための人権教育・啓発に力を入れていきます。

2 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

（1）市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法では、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」（第6条）と規定し、国民にもそのような努力をするよう促しています。

そこで、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努めるとともに、特に市民生活と深い関わりを持つ家庭、地域、学校、職場等においても、市や行政機関等と連携しつ

つ、それぞれの役割等を明確にし、効果的な手法・情報を共有し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

(2) 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、いずれも人々の日常生活の中の「人権」と密接に関わっています。

そこで、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識するとともに、この理念を基調とした施策や事業を推進し、引き続き外部委員による人権教育・啓発への取組状況等の検証を実施していきます。

(3) 人権感覚豊かな市職員の育成

多様化する市民ニーズを「人権」の視点で先取りして取り組むなど、人権尊重を基調とした施策を市役所全体で推進します。

また、市民の立場に立った市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育んでいく必要があります。

そこで、市は、すべての職員を対象として体系的な人権研修や日常の業務に即した各職場における人権研修を実施するとともに、日常の業務や生活の中で起きている人権問題に気づき、それを考えて話合うことなどをおして、職員の人権感覚を磨き、育てることに努めます。

(4) 関係機関等との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画を踏まえたものであり、特に、人権擁護活動については、国、県との連携は不可欠なものです。また、人権啓発活動を行っているNPO等の民間団体や自治会・地域公民館等の地域団体の果たすべき役割も重要となっています。

特に、現在、市と協働で人権啓発活動を行っている、熊本市人権啓発市民協議会^{〈※7〉}(以下「人権協」という。)との連携・協力は、大変重要な役割を担っています。

用語解説

〈※7〉熊本市人権啓発市民協議会

昭和62年12月、熊本市における人権意識の高揚と社会における差別の解消を図ることを目的として設立されました。主な活動としては、人権啓発作品募集、ヒューマンライツシアター、講演会、研修会の開催等に取り組んでいます。

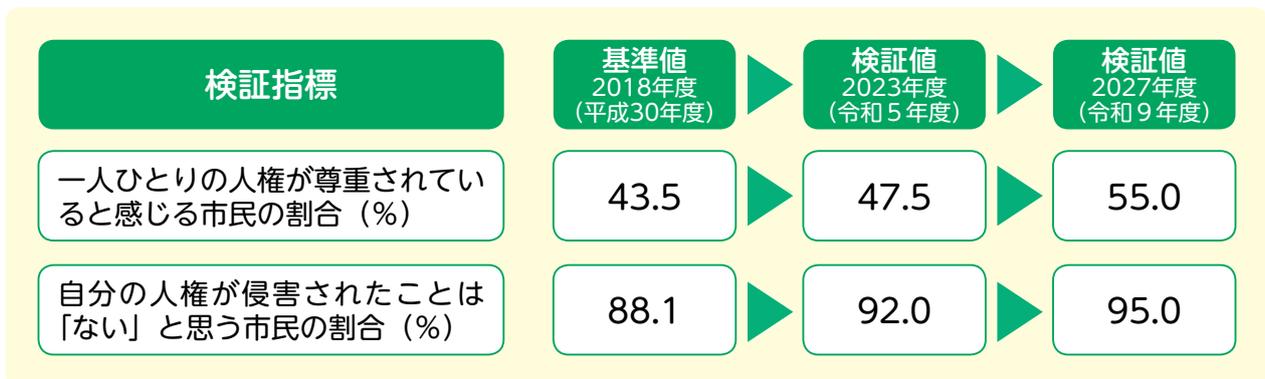
そこで、今後は、研修会や講演会等の開催では近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携をさらに強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めてまいります。

(5) ヘイトスピーチへの迅速な対応

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康、障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動等の、いわゆるヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携し、事象の確認、ホームページでの啓発、講師を派遣しての研修会の開催等の迅速な対応を実施するとともに、差別事象が頻繁に発生し、本市や関係機関からの要請等を行っても一向に改善されない場合は、公共施設の使用制限や名前の公表等を規定した条例の制定等を検討するなど厳しく対応していきます。

3 基本計画の検証指標

基本計画の目標の達成度を測るために、次のような検証指標と検証値を定め、アンケート調査の結果等を踏まえさらなる人権教育・啓発を実施していきます。



4 人権教育・啓発に係る取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図る必要があります。教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に基づき、次のような取組を推進していきます。

- ① 学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究の成果等を学校等に提供していきます。
- ② 社会教育との連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術・伝統文化体験活動、高齢者や障がいのある人等との交流などを積極的に推進していきます。
- ③ 校内暴力やいじめなどが許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保していきます。
- ④ 高等教育においては、大学等の主体的判断によって様々な分野において人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していきます。
- ⑤ 研修等を通じて教職員の資質向上を図るために、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会を設け、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、指導力を持った人材の育成に取り組み、子どもの人権が大切にされるような学校となるよう、教職員への人権教育の啓発を推進していきます。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための様々な講演・講座等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が図られるよう次のような取組を推進していきます。

- ① 幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たす家庭教育の充実のための啓発に取り組みます。特に、親が自らの姿をもって子どもに示していくことができるよう、親子ともに人権感覚が身に付くような学習機会の充実や情報の提供を図り、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図っていきます。
- ② 公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていきます。また、学校教育との連携を図りながら、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障がいのある人等との交流の機会を設けるよう取り組んでいきます。
- ③ 参加体験型の学習機会を設け、日常生活の中で人権上問題のあるような出

来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で無意識のうちに人権に配慮した態度や行動をとれるような研修等の機会を提供できるよう情報収集等に努めます。

(2) 人権啓発

人権啓発は、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、様々な啓発への取組において、常にその視点に立った検討が必要です。

ア 人権啓発の内容

① 人権に関する基本的な知識の習得

国民の人権に関する基本的な知識の習得を目指すため、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進していきます。

② 生命尊厳の考え方

いじめや児童虐待をはじめ、ストーカーなど、日常でのトラブルに起因した事件等が後を絶ちません。あらためて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを実感できるような啓発に取り組んでいきます。

③ 個性の尊重

社会における根強い横並び意識の存在等が、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっている面もあり、このことから各種差別の解消が妨げられている側面があります。これらの風潮や意識の是正を図るために、互いの人権を尊重し合うということの前提に互いの個性を認め合うことが重要であることを訴えかける啓発の推進に取り組みます。

イ 啓発の方法

① 対象者の発達段階に応じた啓発

対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが重要であり、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうような啓発手法への創意工夫が必要です。具体的には、子どもが人権に関する作文などを書くことをとおして理解を深めたり、人権に関する標語を考えたりする、作品募集などの啓発手法に取り組んでいきます。ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動などを通じ

て、高齢者や障がいのある人などと直接触れ合ったりしての交流の中で人権感覚を培っていきけるような取組を推進していきます。

② 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げた啓発が有効です。人権上大きな社会問題となった事例に関して、学校、職場、公的施設などで時機に応じて人権尊重の視点から具体的に話し合ったりすることは、市民が人権尊重についての正しい知識・感性を磨くうえで、大きな効果を期待できます。また、地域であった特定の事例を取り上げる場合には、そこで得られた教訓を踏まえて、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から被害者の立場に十分配慮した形での啓発を実施することも大切です。

③ 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、各啓発主体が市民等に向けて行う啓発においては、一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点からすれば受身型の啓発であり、限界があります。そこで、啓発を受ける市民が主体的・能動的に参加できるような各種のワークショップや車椅子体験研修等、啓発手法を工夫し、積極的に取り組んでいきます。

第4章 分野別人権問題への取組

第1章「基本計画の策定にあたって」で述べたように、国内外で人権問題解決のための取組が進められ、市でも関係法令や国・県の政策に基づき、市民や関係団体等と連携して人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ数多くの人権問題が存在し、新たな人権問題も発生しています。

第2次基本計画の策定にあたっては、このような状況を十分認識したうえで、人権教育・啓発の取組を実施していくことが重要であり、この章では、様々な人権問題について、その「現状」と「課題」を理解し、これまでの市の取組を踏まえ、今後の対応への方針を整理しました。

それぞれの分野別人権問題の進捗管理については、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」において実施していきます。

1 女性に関する人権問題

(1) 現状と課題

女性に関する人権問題としては、性別による差別的取り扱い、様々な暴力による人権侵害等、いまだ数多くの課題が残されており、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。特に、セクハラ、パワハラ、妊娠出産した女性に対するマタハラ^{〈※8〉}やDV^{〈※9〉}、ストーカー行為、性犯罪等は、相手の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。

平成30年度（2018年度）に実施したアンケート結果では人権侵害を受けた人の中で、最も多いのは女性の人権に関することで、前回（平成25年度）と比較すると13.8ポイント上昇し50.0%という状況となっています。

また、一方では、少子高齢化や、経済構造の変革等、急激に変化する社会への対応が求められており、男女がともに責任を担い、その個性と能力を發揮していくためには、女性が安心して働き続けられる職場環境の整備、男性をも含めた働き方の見直し、労働者一人ひとりの生産性の向上等を図っていく必要があります。特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていくことが必要であり、加えて、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と仕事の両立調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進も重要となっています。

本市では平成21年（2009年）に男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的に「熊本市男女共同参画推進条例」を施行し、平成31年（2019年）にはこの条例に基づく「熊本市男女共同参画基本計画」の基本理念を引き継いだ「第2次計画」を策定し、「教育や啓発を通じた男女共同参画の推進」や「市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備」「あらゆる暴力を許さない社会の実現」の施策の方向性に基づいた18の具体的施策を位置づけました。

また、平成26年（2014年）10月には「配偶者暴力相談支援センター事業」を開始し、DV相談及び被害者支援に取り組むとともに、DV防止セミナーを開催するなど、DV被害者が相談機関につながるよう啓発に努めています。

用語解説

〈※8〉 マタハラ（＝マタニティ・ハラスメント）

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇や雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないじめやいやがらせのことです。

〈※9〉 DV（＝ドメスティック・バイオレンス）

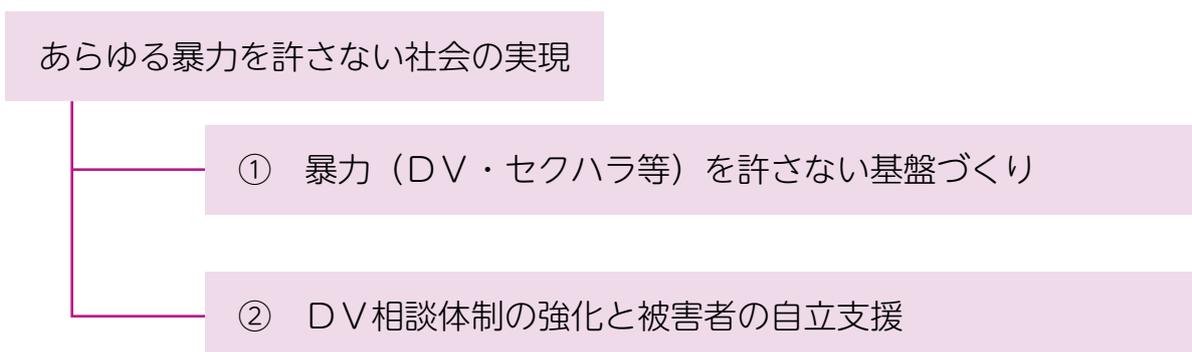
夫や恋人等、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のことで、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力等、様々な形での暴力が存在します。

(2) 基本方針

【あらゆる暴力を許さない社会の実現】

あらゆる市民がそれぞれの個性と能力を発揮し活躍するためには、その阻害要因となる相手の人権を損なう行為であるDVやセクハラ等の暴力を根絶することが必要です。このことから、あらゆる暴力を許さない意識の醸成とともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

① 暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり

市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」や各種ハラスメントやデートDV、セクハラ防止を目的とした出前講座の実施を行うほか、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報に取り組み、暴力を許さない意識の醸成に努めます。

② DV相談体制の強化と被害者の自立支援

DV対策ネットワーク会議及びDV対策庁内連絡会議を通じた関係機関の連携を行うとともに、多様な相談に対応できるよう相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の早期発見及び自立支援に取り組み、相談体制の充実に努めます。

2 子どもに関する人権問題

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながりの希薄化が指摘されています。

このような中、子どもの人権に関する深刻な問題として児童虐待があり、平成30年度（2018年度）の市（児童相談所・各区保健子ども課）に寄せられた児童虐待に関する相談対応件数は1,203件（児童相談所908件/各区保健子ども課295件）と第1次計画改定版策定当時の平成24年度（2012年度）の状況から比較すると635件（児童相談所534件、各区保健子ども課101件）の大幅な増加となっています。

また、平成29年度（2017年度）に実施した「熊本市子どもの生活等実態調査」では、本市の相対的貧困率は14.0%に上り、子どもやその保護者の生活状況において、経済的な問題や家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わりの欠如といった課題等も浮き彫りになりました。

その他にも子どもを取り巻く環境を見ると、いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS上でのいじめ、自撮り被害等、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も生じています。

大人が、一人の人間として子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識し、自らの責任を果たしていくことが求められることから、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場等において、子どもたちの発達段階に応じた、人権尊重の心を育てる人権教育に取り組むとともに、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

【関係機関等との連携による子どもの人権尊重】

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、子どもの人権について語り合い理解する機会を数多く設け、人権尊重の取組を進めていきます。併せて、児童虐待の防止も含め、子どもに関心を持つような啓発も行います。

(3) 施策の体系

関係機関等との連携による子どもの人権尊重

- ① 児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実
- ② 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への理解と支援
- ③ 家庭・地域等と連携した人権教育の推進
- ④ 人権教育の学習内容・方法等の改善・充実

(4) 主な取組

① 児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実

平成28年（2016年）の児童福祉法改正において明確化された、子どもが権利の主体であるということ、児童相談所の体制及び専門性の強化を図るとともに、「家庭養育優先原則」との考え方を念頭に、里親家庭に対してもきめ細やかな支援を行います。

② 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への理解と支援

虐待の未然防止・早期発見や子育てに孤立している家庭等への関心や理解が社会全体で図られるよう、虐待防止等の広報・啓発活動等を行います。併せて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策の推進にも取り組みます。

③ 家庭・地域等と連携した人権教育の推進

専門家とも連携して、特別支援教育、いじめ、不登校、引きこもり対策を強化するとともに時代の要請に対応し、子どもの主体性を重視した活動と、性に関する指導を通じたいのちを守る教育を充実させ、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動に現すことができるよう、家庭・地域等と連携しながら人権教育を進めていきます。

④ 人権教育の学習内容・方法等の改善・充実

児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れることができるように、人権が尊重される学習活動の工夫と展開、人間関係づくり、環境づくりを推進する。また、『児童の権利に関する条約』の周知と『子どもの意見表明の機会』の確保を目指した熊本市子どもフォーラムの開催を推進します。

3 高齢者に関する人権問題

(1) 現状と課題

少子高齢化の進展により、熊本市の高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率は、平成29年(2017年)の18万4千人（25.0%）から、令和7年（2025年）には20万4千人（28.4%）になると予測され、これに伴い認知症高齢者の数も、平成29年（2017年）に2万6千人であったものが、今後も更に増加し、令和7年（2025年）には約4万人に達するものと見込まれます。

高齢になると、身体状況の変化等により自らの生活や環境をコントロールすることが難しくなることなどから、他者から権利を侵害されたり、権利を行使できない状況に陥りやすくなります。

このため、高齢者虐待の防止と対応に向けた取組や、高齢者の「生命」や「財産」をはじめとした様な権利を保護し尊厳を保持するための、成年後見制度の活用等による権利擁護の取組が重要となります。

また、高齢者（障がいのある人、妊婦の方についても共通）に対する、周囲からの気遣いや施設等のバリアフリー化が重要な課題となっています。

(2) 基本方針

【「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現】

平成15年（2003年）から「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（通称「くまもとはつらつプラン」）」を3年ごとに見直しを行いながら、総合的な高齢者施策を推進しています。

さらに、年齢や障がいの有無等に関わらず、社会生活・社会参加ができるよう、市管理施設のバリアフリー化に取り組めます。

(3) 施策の体系

高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会の実現

- ① 認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援
- ③ 高齢者虐待の防止と対応
- ④ 成年後見制度等による高齢者の権利擁護

(4) 主な取組

- ① 認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発
認知症や高齢者の権利擁護のための制度等に関する市民一人ひとりの正しい理解、浸透を図るため、周知・啓発活動について継続して取り組みます。
- ② 認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援
身体の状態や社会的な判断能力が低下した高齢者、また認知症高齢者の権利を保持し、高齢者一人ひとりの人権と権利を確保する必要があることから、地域団体等を含む関係機関と連携し権利擁護体制を強化するとともに、区の日常生活圏域ごとに設置される地域包括支援センターの総合相談機能や虐待防止への対応を強化します。
- ③ 高齢者虐待の防止と対応
介護保険施設等に対し高齢者の権利擁護や認知症ケアに関する研修等を引き続き実施し、虐待行為等の未然防止に努めるとともに、指導監査の強化に取り組みます。
- ④ 成年後見制度等による高齢者の権利擁護
認知症高齢者で判断能力が不十分な方で、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を、自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度である成年後見制度等によって高齢者の権利擁護に取り組みます。

4 障がいのある人に関する人権問題

(1) 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいのある人一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

本市においては、平成30年度（2018年度）には、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた「熊本市障がい者生活プラン（平成31年度（2019年度）～令和5年（2023年度））」を策定しました。障がい者サポーター制度（研修会、ワークショップ、啓発イベント等）や障害者差別解消法への対応（障がいのある人に対する「合理的配慮」）等をとおして、市民への理解啓発や交流活動の促進、差別や偏見の解消に取り組んでいます。

また、障がいのある子どもたちに適切な指導や支援を行い、だれもがそれぞれの違いを認め合いながら活躍できる共生社会を構築するための基盤となる「特別支援教育」を推進しています。

しかし現実には、障がいに対する誤解や偏見から、差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある方も多く、障がいのある人が生活のしづらさを感じることもないままちづくりが求められています。

そのためには、障がいのある人に関わる人や市民に対し、障がいや障がいのある人の特性を理解し、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会（共生社会）の一層の浸透を図る必要があります。

また、家庭、地域、学校、職場等において、障がいのある人の社会参加の権利が保障されるよう、障がいのある人の人権に関する教育や合理的配慮の啓発を推進する必要があります。

さらに、障がいのある人が安心して暮らせるように、障がいのある人の人権と権利擁護を目的とする地域福祉権利擁護事業や成年後見制度（法人後見人及び市民後見人）については、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスをとおして周知・広報し、その普及を図っていく必要があります。

加えて、障がいのある人が働きやすい環境を整備するため、事業主に対して、様々な障がいへの正しい知識を普及していくことが重要です。

(2) 基本方針

【障がいへの理解促進と権利擁護の推進】

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会（共生社会）の実現を目指して、障がいへの理解促進と権利擁護を推進します。

(3) 施策の体系

障がいへの理解啓発と権利擁護の推進

- ① 障がいのある人に対する理解の促進
- ② 障がいのある人への虐待の防止
- ③ 手話言語条例制定への取り組み
- ④ 障がいがある人の働きやすい職場環境の整備

(4) 主な取組

① 障がいのある人に対する理解の促進

研修をとおし多くの市民が「知らない・無関心」から「理解者・実践者」へ行動変容の動機付けとなるよう、社会参加の促進につながる障がい者サポーター制度の充実やヘルプカード^{〈※10〉}の普及、障害者差別解消法の周知徹底など、障がいのある人に対する理解を広めながら、日々の暮らしや活動の中で支援ができるよう実践的に取り組みます。

② 障がいのある人への虐待の防止

障害者虐待防止法にかかる広報・啓発に努めるとともに、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障がい福祉サービスを実施する事業者に対しては指導及び監査の強化を行い、障がいのある人への虐待の防止とその解消を図ります。

③ 手話言語条例制定への取組

手話が言語であるとの認識に基づき、障がいの有無に関わらず、互いを理解し共生する社会を築くために、手話言語条例の制定に取り組み、手話への理解促進と普及を図ります。

④ 障がいのある人の働きやすい職場環境の整備

市における障がいのある人の雇用については、法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

用語解説

〈※10〉 ヘルプカード

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのカードです。

5 同和問題（部落差別）

（1）現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強制され、今なお同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身や、そこに住んでいることを理由に様々な差別を受けることのある、我が国固有の人権問題です。

今でも、調査業者等による住民票等の不正な取得行為や全国の被差別地域を記載した差別的な書籍がインターネット上に掲載され、そうした差別情報や差別発言が拡散されたり、結婚等に絡んだ出身地の調査が行われるなど、依然として差別事象が見られ、人権にかかる問題として深刻な状況が続いています。

同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題（部落差別）を重要な人権問題の一つとして捉え、解消に向け、積極的に推進していかなければなりません。同和問題（部落差別）については、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、同和問題（部落差別）の解決には、こうした認識の解消が重要であり、そのためには、厳しい差別の現実を深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

本市においては、同和対策に係る特別措置法が失効するまでの33年間、様々な施策や事業を実施して、道路、公園、住宅の整備等のハード面の整備と、産業の振興、就労の安定、社会福祉の向上、教育の充実等の地域を取り巻く環境や生活状況の改善に努めてきました。また、平成28年（2016年）12月16日に「部落差別解消推進法^{〈※11〉}」が施行され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び地方公共団体との連携を図りつつその地域の実情に応じて、相談体制の充実、教育・啓発の推進及び国が行う実態調査への協力が規定されています。

これを踏まえて、講演会やセミナー、映画上映をはじめ、ふれあい文化センター・植木ふれあい文化センター等の人権啓発拠点施設や地域公民館等における講座・教室の交流をとおした差別意識の解消等、様々な工夫を加えながら人権教育・啓発に向けた取組を行っています。

用語解説

〈※11〉 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月16日施行）の通称です。現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化の進展の中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国や地方公共団体の責務を明記したものです。

(2) 基本方針

【市民一人ひとりが同和問題（部落差別）への正しい理解と認識を深める】

地域の実情を踏まえ、国、県をはじめ、関係機関や関係団体等と連携し、家庭、地域、学校、事業所・職場等における教育や研修をとおり、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を進めます。

(3) 施策の体系

市民一人ひとりが同和問題（部落差別）への正しい理解と認識を深める

- ① 研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解
- ② 関係機関・関係団体等との連携による啓発活動

(4) 主な取組

① 研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解

市民一人ひとりが同和問題（部落差別）への正しい理解と認識を深めることが重要であり、市民を対象とした講演会の開催や市職員、教職員の研修に努めます。

② 関係機関・関係団体等との連携による啓発活動

関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権教育・啓発に取り組みます。

6 外国人に関する人権問題

(1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、市の外国人登録者数は、平成10年（1998年）末の時点で3,000人弱であったものが、平成30年（2018年）末には5,800人を超え、20年間で約2倍に増加しています。

特に、今後は、社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化等の要因による労働力不足の影響を受け、外国人労働者の数も一層増加するものと予想されます。

人権に関する市民アンケートの結果からは外国人の人権を守るためには「外国語による情報提供を充実させる」が、平成25年（2013年）は25.0%で、平成30年度（2018年度）は5.4ポイント増え30.4%（1番）となっています。

このような中、本市では、様々な団体との連携・協働のもと、市民・外国人への情報提供や多言語での相談等を行うなど、外国人にとって暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、市民の国際交流の促進等に取り組んでいます。

しかしながら、言語や文化・習慣の違いにより、医療・福祉、防災、教育等様々な分野で問題を抱えたり、日本人との意思疎通が十分にできず、情報が伝わらなかったり、居住や地域生活でトラブルなどが生じる不安があります。

また、文化や宗教上の違いなどから地域生活での不便さを感じたり、不快な思いをしている外国人もいます。

(2) 基本方針

【多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用】

「熊本市国際戦略」^{〈※12〉}中で、地域の国際化を促進するための基本的取組として、多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用を掲げ、様々な取組を行っていきます。

今後、少子高齢化・労働力不足を背景として外国人労働者の更なる増加が見込まれ、外国人が安心して生活することができる環境整備を行い、外国人・日本人ともに、地域社会の一員として安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指します。

用語解説

〈※12〉「熊本市国際戦略」

平成30年（2018年）3月に、世界情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、交流人口の増加、貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」を進め、その土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として策定しました。

(3) 施策の体系

多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用

- ① 市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成
- ② 外国人に対する支援の充実
- ③ 地域を担うグローバルな人材の育成

(4) 主な取組

① 市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成

「熊本市国際戦略」に基づき、外国人にとってさらに暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、日本人と外国人がともに活躍できる環境づくりを目指し、多様性を尊重し、ともに支えあう意識の醸成や支援が必要な外国人への生活サポートとして、様々な機会を捉え、異文化理解の促進や人権尊重意識の醸成に資する啓発を充実します。

② 外国人に対する支援の充実

熊本市国際交流会館において、生活全般に関する様々な相談や情報提供を行うワンストップ型の窓口として、「熊本市外国人総合相談プラザ」を運営しています。また、在住外国人等に必要な情報を英語、中国語及び韓国語に翻訳し、熊本市国際交流振興事業団のホームページに掲載しています。他にも、事前に登録した外国人に生活及び災害情報等を英語、中国語、韓国語及びやさしい日本語で携帯メールを通じて配信し、在住外国人等が日本語会話及び生活習慣を学ぶ日本語支援事業等を実施しています。

③ 地域を担うグローバルな人材の育成

様々な目的で本市に居住したり、本市を訪れたり、本市で活動する外国人のニーズや課題を踏まえた上で、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行っていくなど、多文化共生社会を推進するとともにグローバルな人材の育成等に取り組みます

7 性的マイノリティに関する人権問題

(1) 現状と課題

生物学的な性的特徴により出生時に割り当てられた性別と自分の性をどう認識するかという性自認が一致しないトランスジェンダー（性同一性障害〈※13〉を含む）や人の性愛の向かい方である性的指向〈※14〉等に関して、市民の正しい理解が求められています。

平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）に実施したアンケート調査でも、性的マイノリティへの関心度は14.3%から25.6%に上昇しています。

性的マイノリティの人々は、日常生活の様々な場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が非典型であると悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうこととなります。自身の性的指向や性自認等に悩んでいる人の相談先の情報等もまだ十分ではありません。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

教育面においては、平成27年（2015年）に、「性同一性障害に係る児童生徒に関するきめ細やかな対応の実施等について」が文部科学省から通知文が出され、性同一性障害に加え、「性的マイノリティ」の児童生徒についても特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

用語解説

〈※13〉性同一性障害

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない状態を「性同一性障害（Gender identity disorder（G I D）」と呼びます。

平成16年（2004年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害者であって、①二十歳以上であること②婚姻していない③未成年の子がいない④性別適合手術を受けているなどの一定の要件を満たすものについては、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

〈※14〉性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを「性的指向」と言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

(2) 基本方針

【市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備】

性的指向や性自認が非典型的であることにより生きづらさを抱え、困難な状況に置かれている市民がいます。

このような方々に対する支援や、積極的に社会参画できる機会の確保は、当事者の社会的・経済的自立や健康づくりに欠かせないものです。さらには、社会における多様性の尊重とともに持続可能な社会の実現につながるものです。このことから、様々な困難を抱えた方々が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

(3) 施策の体系

市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備

① 性的マイノリティへの支援・社会参画の促進

(4) 主な取組

① 性的マイノリティへの支援・社会参画の促進

性別違和(トランスジェンダー)の方へ配慮するため、市民が提出する申請・届出書等の性別記載欄について不要なものを削除するよう市全体で取組を進めるとともに、平成31年(2019年)4月には熊本市パートナーシップ宣誓制度^(※15)を創設しました。

さらに、市職員や市民、企業を対象としたセミナー等を開催するなど、多様な性のあり方についての理解促進に努め、偏見や差別の解消につなげるほか、性的マイノリティ当事者及び支援団体等と意見交換をおこなう場を設けるなど、生活上の様々な困難や悩みの解消につながるよう取り組みます。

また、教育現場においては、多様性を尊重する人権教育の一環として性的マイノリティに関する教育の推進を促していきます。そして、性的マイノリティに関する教職員に向けた研修機会の増加及び充実を図り、性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていきます。また、学校と外部専門機関との連携を強化し、相談者本人や保護者が安心して相談できる体制の整備を図っていきます。

性的マイノリティの方のこころの悩みについては、各相談機関の相談員を対象とした研修会を開催しスキル向上に努めるなど、相談・支援体制を充実します。

用語解説

〈※15〉熊本市パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティに対する偏見や差別、無理解を解消し、性の多様性が尊重されるために社会環境を整備することを目的とした制度です。対象者が互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることを熊本市長に対して宣誓し、そのことを熊本市が公式に認め宣誓書受領書を交付します。

8 水俣病に関する人権問題

(1) 現状と課題

水俣病は、昭和31年（1956年）に水俣市でその発生が公式に確認され、平成16年（2004年）10月には、裁判において水俣病被害の拡大を防止できなかった、国と熊本県の責任が確定しています。

平成21年（2009年）7月には「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法^{〈※16〉}」が成立しました。翌、平成22年（2010年）、国・県は、多くの方々が救済を求められている状況を踏まえ、同法に基づき、5月から救済の受付を開始し、平成26年（2014年）8月にはすべての判定が終了し、3万7千人を超える方々が救済を受けることになりました。

また、平成25年（2013年）には、熊本市、水俣市において外交会議及び準備会議が開催され、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること、水銀や水銀添加製品等の輸出入等の規制等を定めた水銀に関する水俣条約が、60カ国以上の閣僚級を含む約140か国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO等、1,000人以上が出席し、全会一致で採択され、92か国（含むEU）が条約への署名を行い、同条約は、平成29年（2017年）8月発効しました。

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりではなく、偏見や差別の問題をも生じさせました。国や水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整え、教育啓発活動に努めていますが、今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

(2) 基本方針

【水俣病に対する正しい理解のための啓発推進】

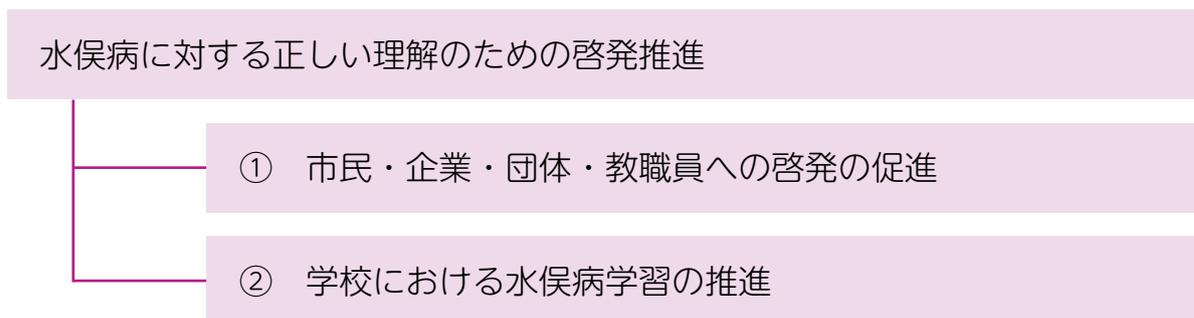
偏見や差別の解消のためには、正しい知識を広め、理解を深めていくことが不可欠であり、継続して水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくため、講演会等の啓発活動に取り組みます。

用語解説

〈※16〉 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

発生から半世紀以上にわたる、水俣病の被害者の救済を図るため、救済措置として、対象者、判定方法、支給内容、申請の受付及び水俣病被害者手帳について規定したもので、平成22年4月制定されました。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

① 市民・企業・団体・教職員への啓発の推進

市民や企業・団体の人権啓発指導者を対象とした水俣病資料館等の現地訪問研修、教職員や市民を対象とした講演会等の機会をとらえたパンフレット配布や市民及び人権協会会員を対象とした水俣現地研修の実施などの啓発に取り組めます。

また、教職員においては児童生徒の水俣病に関する正しい理解を深めるために、県の協力（又は県の主催）で「教職員を対象とした水俣病啓発事業」を実施しています。

② 学校における水俣病学習の推進

小学校5年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情報センター等での調べ学習や語り部の方の講話傾聴等の体験学習をとおして、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を県の協力（又は県の主催）で実施しています。

また、水俣病患者が学校を訪問し、小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒との交流を通して水俣病と水俣病の教訓を伝えるための「学校訪問事業」を県の協力（又は県の主催）で実施しています。

このような取組をもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深めるよう、取り組んでいきます。

9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題

(1) 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、我が国では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、昭和28年(1953年)に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、昭和35年(1960年)にWHO(世界保健機関)が外来治療を勧告した後も続けられました。このような国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、病気に対する差別意識が社会に根付き、ハンセン病回復者だけでなく、その家族までも人権上の制限や差別等を受けてきました。

熊本県主催の平成15年度(2003年度)「ふるさと訪問事業」において、国立療養所菊池恵楓園^{※17}の入所者が、ハンセン病回復者であることを理由に予約先のホテルから宿泊を拒否されるという事件が発生したのは、現在もなお、ハンセン病に関する不正確な知識に起因する差別や偏見が根強く残っていることの表れです。

ハンセン病回復者、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生まれています。

今後も、これらハンセン病回復者及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ち、家庭、地域、学校、事業所・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

(2) 基本方針

【ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者及びその家族に対する理解の深化】

ハンセン病回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ったあらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進します。

用語解説

※17) 国立療養所菊池恵楓園(きくちけいふうえん)

熊本県合志市にあるハンセン病療養所です。明治40年(1907年)の「らい予防二関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所の一つであり、明治42年(1909年)、九州7県連合立第5区九州らい療養所という名称で、現在地に開設されました。昭和16年(1941年)から運営が国に移され、現在の名称に改められました。

(3) 施策の体系

ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者及びその家族に対する理解の深化

① 市民に対する啓発の促進

② 小・中学校における学習の推進

③ 教職員に対する研修の推進

(4) 主な取組

① 市民に対する啓発の推進

ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められることから、人権週間や様々な啓発イベントにおいて、人権講演会をはじめ、パネル展示や啓発冊子の配布等をとおして、ハンセン病についての正しい認識を持ち、ハンセン病回復者及びその家族に対する理解が深まるよう、啓発活動に取り組んでいます。

また、市民及び人権協会員を対象とした菊池恵楓園訪問現地研修を実施するとともに、地域や地域団体、行政においても、菊池恵楓園入所者の方との交流やハンセン病回復者等の講話を聴く活動を行っています。

② 小・中学校における学習の推進

小・中学校では、発達段階に応じた継続的な学習、正しい知識の普及と併せた人間的な交流を通じて学びを深め、児童生徒に差別や偏見を許さない心情や態度の育成を図っていくことを目的として、ハンセン病回復者の語りを収録したDVD（平成19年度（2007年度）作成）や厚生労働省、県等が作成したパンフレット等を配布しています。それらの活用を進めるなど、ハンセン病をめぐる人権学習の充実を今後も図っていきます。

③ 教職員に対する研修の推進

ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的指導力の向上を図るため、「菊池恵楓園現地研修会」等の教職員への研修を実施していきます。

10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成30年（2018年）末の全国のエイズ患者数（9,313人）とHIV感染者数（20,836人）の合計は30,149人（熊本県の報告数は175人）となっており、特に、若者への広がりが問題となっています。

HIVは、治療によりエイズの発症を抑え、相手への感染を防ぐこともできるようになりました。

また、職場や学校などの日常生活の中では感染することがないため、いたずらに感染を恐れる必要はありません。エイズ患者やHIV感染者、さらにはその家族に対する差別や偏見、人権侵害の多くは、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。市民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち理解を深め、差別や偏見意識の解消に努めていくことが求められています。

このようなことから、感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていく必要があり、本市では、感染及び発症予防のため、早期検査の推奨、安心して相談できる体制づくりに努めるとともに、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

(2) 基本方針

【市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、正しい知識を持ち、感染者との共存について理解する】

感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていきます。

(3) 施策の体系

市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、正しい知識を持ち、感染者との共存について理解する

① 啓発活動の促進

② 相談・検査業務の充実

(4) 主な取組

① 啓発活動の推進

中学校、高校では、「熊本市性に関する指導《指導案集》」に準じて、HIV感染に対する不安やHIV感染者に対する偏見をなくすことを目的として、系統的なエイズ教育を推進しています。

保健所では、エイズに関する理解を深める取組として、高校、専門学校等を対象とした専門医師等を活用した講師派遣事業と、職員による出前講座を中学校、高校、専門学校、企業等に対して行っており、平成30年度（2018年度）の実施回数及び実施対象人数は、27回、4,640人でした。

また、学校、市関連施設、市電、一般事業所等へのポスター等の掲示や啓発物の配布、高校文化祭、大学学園祭や街頭でエイズ啓発キャンペーン等を行い、エイズに関する理解を深める取組を行っています。

② 相談・検査業務の充実

保健所での相談・検査業務では、市民が安心して相談できる環境整備に努めており、平成30年（2018年度）は1,276件の相談がありました。これらの取組は、医療関係者や大学生ボランティアグループ、市民グループ等と連携して行っています。

11 刑を終えた出所者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

刑を終えた出所者等は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識があり、就職や入居等の面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和24年（1949年）7月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりました。昭和26年（1951年）には、犯罪の防止と犯罪を犯した人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、7月、法務府（現在の法務省）が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。平成22年（2010年）には、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に名称が改められ、さらに地域に根ざした国民運動として一層の推進が図られています。

本市においても、関係機関・団体等で構成する「熊本市推進委員会」を設置し、7月を「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」強調月間と定め、熊本市推進大会を開催し、各区の保護司会や関係機関・団体等と一体となって、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生への理解を深める取組を行っています。

今後も、引き続き、家族をはじめ、職場や地域社会等の周囲の人々など、市民の理解と協力を得るために、さらなる啓発に取り組む必要があります。

また、平成28年（2016年）12月には国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことにより、本市においても熊本市再犯防止推進計画（仮称）の策定に取り組んでいます。

(2) 基本方針

【刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発】

刑を終えた出所者等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、市民の理解のための人権啓発に取り組めます。

(3) 施策の体系

刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発

- ① 社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発
- ② 再犯防止に向けた関係機関・団体との連携

(4) 主な取組

① 社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発

「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」熊本市推進大会を開催し、市民への啓発に取り組みます。また、当運動の推進委員は地域の実情に応じた効果的な方法により広報・啓発活動に取り組みます。

また、市政だよりや市ホームページ等の広報媒体を活用して、市民への人権啓発に取り組みます。

② 再犯防止に向けた関係機関・団体との連携

熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と定期的な意見交換会を開催し、情報の共有を図っていきます。

また、熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と連携して、熊本市再犯防止推進計画（仮称）を策定し、再犯防止対策に取り組みます。

12 犯罪被害者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、犯罪被害者やその家族に対するプライバシーの侵害や名誉毀損、私生活の平穩の侵害等、二次的被害の問題も指摘されています。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続、保護手続及び被害回復のための諸制度に関する情報を受けることができる環境整備とともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組をする必要があります。

我が国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を府省庁横断的に実施し、総合的かつ計画的に推進していくため、以下のような計画が閣議決定され、着実な施策がなされています。

平成17年(2005年)「犯罪被害者等基本法」施行及び「犯罪被害者等基本計画」策定

平成23年(2011年)「第2次犯罪被害者等基本計画」

平成28年(2016年)「第3次犯罪被害者等基本計画」

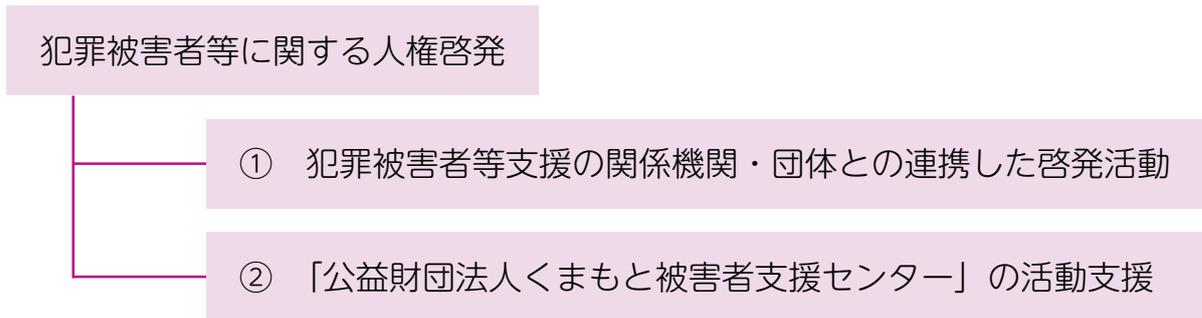
本市においては、犯罪被害者等に対する支援や社会への広報啓発活動に取り組んでいる、熊本県警察や公益財団法人くまもと被害者支援センターと連携しながら、専門機関への紹介や各種パンフレットの設置など、案内窓口を設置するとともに、市民への広報啓発に取り組んでいます。今後とも引き続き、犯罪被害者やその家族に関する人権問題に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

【犯罪被害者等に関する人権啓発】

関係機関・団体との連携による支援体制の充実と犯罪被害者やその家族に関する啓発に取り組み、犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくります。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

① 犯罪被害者等支援の関係機関・団体との連携した啓発活動

公益財団法人くまもと被害者支援センター、熊本県警察等の関係機関、専門機関等と連携し、犯罪被害者やその家族が置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動に取り組んでいきます。

② 「公益財団法人くまもと被害者支援センター」の活動支援

公益社団法人「くまもと被害者支援センター」と連携し、相談員や支援ボランティアの養成を図り、犯罪被害者等への支援の充実を図ります。

13 インターネットに関する人権問題

(1) 現状と課題

インターネットは、今や私たちの日常生活に欠かせないものとなっており、インターネットの普及率も80.9%（平成29年（2017年））となっています。戸籍や住民票、税や福祉等の個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入等の外部からの脅威、過失や故意による内部の情報漏洩等への対策が必要となっています。

また、携帯電話やスマートフォンの普及も目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもの所有率も増加しており、多くの人が電子メールや電子掲示板、SNS（※18）、オンラインゲーム（※19）等の機能を使って、多様な情報を気軽に収集・発信し、コミュニケーションを楽しんでいます。

誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為等が頻発しています。

インターネット上での人権侵害の事例

- 本人の許可なく名前や住所、電話番号、アドレス等の個人情報がホームページで公開された。
- 特定の個人・団体を対象とした差別的な表現の書き込み。
- 他人を誹謗中傷する電子メールを執拗に送り続けた。
- 名誉を傷つける情報を電子掲示板に掲載した。
- 事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真がブログに掲載された。
- 行政や企業等が保管する個人情報が、不正アクセスなどによりネット上に大量流出した。

インターネット上の情報は次々とコピーされ、一度公開されたり、流出したりした情報を回収することは極めて困難です。しかも、発信者に匿名性があることや情報発信が容易であることから、道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。このような「だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある」といった実態が問題の解決を困難にしています。

また、人権を侵害する違法・有害情報等に対しては、「プロバイダ責任制限法」（※20）に基づき、プロバイダ等に対して、インターネット上の情報の削除や発信者の情報開示を被害者が求めることができますが、他人になりすまして発信するなどして、プロバイダを特定できない等悪質かつ巧妙化しています。

(2) 基本方針

【個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供】
セキュリティの強靱化と市民及び学校教育における啓発活動に取り組みます。

用語解説

〈※18〉 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりをとおして新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のWebサービスのことです。Facebookやインスタグラム、LINE、GREE等がよく知られています。

〈※19〉 オンラインゲーム

インターネットを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲームを言います。

(3) 施策の体系

個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供

- ① 情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等
- ② 学校教育における取組
- ③ 市民を対象とした啓発活動への取組

(4) 主な取組

- ① 情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等

個人情報等については、重要な情報が危険にさらされるといった問題への対応強化も必要となっているため、環境に即した情報セキュリティポリシー^{〈※21〉}の見直しや、情報セキュリティに関する職員研修の強化といった運用面と、セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強靱化といった技術面の両方からの対策を実施しています。

- ② 学校教育における取組

各小中学校の情報教育担当教員に情報モラル教育推進リーダー研修を実施し、最近のSNS等によるトラブルを知り、情報モラル研修の進め方等の研修を行い、自校へ持ち帰り教職員への周知、生徒への授業の実践につないでいます。また、教育委員会の職員が学校へ出向き、情報モラルについて直接児童生徒への出前授業や職員向けの「パッケージ研修」も行っています。

- ③ 市民を対象とした啓発活動への取組

保護者を含めた一般市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組んでいきます。

市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組んでいきます。

また、インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、熊本地方務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行っています。

用語解説

〈※20〉 プロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）

ウェブページや電子掲示板などで行われる情報の流通によって権利侵害があった場合において、プロバイダ、サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などの損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利を定めたものです。

〈※21〉 情報セキュリティポリシー

自治体や企業全体の情報セキュリティに関する基本方針のことです。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順等を含みます。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩等を防止するための方針を定めたものです。

14 災害に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成28年（2016年）4月14日（前震）と4月16日（本震）に熊本地方で発生した熊本地震では、最大震度7の地震が2回発生するなど、県内各地に大きな被害をもたらしました。熊本市においても家屋倒壊や液状化等の被害が発生し、本震後の4月17日には11万人を超える市民らが避難しました。

体育館等の避難所においては、多目的トイレが未設置であったり、施設がバリアフリー化されていない等の課題がありました。また、避難生活でプライバシーが守られなかったことや、避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかひの発生、デマ・風評等の拡散、支援や被災状況等の必要な情報が行き届きにくいなどの問題も発生しました。さらに、要支援者（障がいのある人・高齢者・乳幼児・妊産婦等）や外国人に対して、十分な配慮や支援等の情報が行き届かないという問題もあり、障がい児等のある家庭が避難所へ行くことができず、被災した危険な家屋での生活や車中泊を余儀なくされた事例もありました。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、地震・津波による直接的な被害だけでなく、福島第一原子力発電所の事故により、未だに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。原発事故の避難者は、避難先においても風評により差別的取扱いを受けるなど、人権に関わる深刻な問題も発生しています。

これらの震災の他、平成29年7月九州北部豪雨や、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震でも、避難所等において熊本地震等と共通した人権問題が発生しています。

災害時に生じる恐れがある人権問題に関して、熊本地震の経験に基づく対応策を実施することが必要です。

(2) 基本方針

【災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認】

熊本地震で被災された多くの方々はもとより、東日本大震災をはじめとした各地で発生した災害等で被災し、本市へ移住者された方々の復興を支援するとともに、熊本地震の経験を将来へ継承する取組を実施します。

また、定期的な訓練等をとおして、要配慮者への対応を確認するなど人権感覚の醸成を図ります。

(3) 施策の体系

災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認

- ① 講演会等による災害経験の継承
- ② 災害時の要配慮者への配慮の優先
- ③ 福祉避難所の体制整備
- ④ 要配慮者等に配慮した避難所づくり

(4) 主な取組

① 講演会等による災害経験の継承

熊本地震等の被災者の方を招き、当時の状況等を語ってもらうシンポジウム等を開催し、災害時の経験の継承を行います。

② 災害時の要配慮者への配慮の優先

地域防災計画において、避難所開設・運営にあたっての、要配慮者に配慮した居住スペースの割り振り、特に高齢者や障がいのある人、女性や子どもの安心安全に配慮をすることなどを明記しており、今後も引き続き、計画の周知徹底を図り、災害時の要配慮者への配慮を行います。

③ 福祉避難所の体制整備

大規模災害発生時に、高齢者や障がいのある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方の避難所として開設される福祉避難所の協定施設の拡充に努め、協定施設との共同の開設訓練を重ね、発災直後から円滑に、福祉避難所を開設し運用できる体制整備を行います。また、協定施設に対し調査や意見交換を行い必要な改善に取り組み、福祉避難所の充実に努めます。

また、障がい児とその保護者を対象とした「福祉子ども避難所」を、市内の特別支援学校に開設し、障がい児等が安心して避難できる場所を確保します。

④ 要配慮者等に配慮した避難所づくり

良好な避難所の生活環境の確保に努め、要配慮者にも優しく男女共同参画に配慮した避難所づくりを重要な方針として定め、平常時から校区防災連絡会や避難所運営委員会の設立を推進し、要配慮者等への配慮や情報共有の方法等について事前に協議を行い、その対策に取り組みます。

15 アイヌの人々に関する人権問題

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、日本では北海道等に先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、アイヌ語の使用等、伝統や文化の保持が制限されました。

このため、民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存・継承されることなく、また、アイヌの人々に対する理解不足から、差別や偏見の問題が依然として存在しています。

このような問題を解決しようと国は、平成9年（1997年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定しました。

さらに平成20年（2008年）には、国会において、アイヌ民族を先住民として認め、関連する政策をさらに推進するよう政府に求める決議が採択されました。このようなことから、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成22年（2010年）、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催しアイヌ政策を推進し、平成31年（2019年）4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立・公布され、同年5月には施行されています。

(2) 基本方針

【アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する】

文化や民族性に優劣はなく、人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようとしています。アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重するよう人権映画会や講演会等の機会においてパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組みます。

(3) 施策の体系

アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する

① アイヌの伝統文化の理解

② 講演会時のパンフレット配布等の啓発活動

(4) 主な取組

① アイヌの伝統文化の理解

人権協における研修会等の機会に、アイヌ文化交流センター（東京都）訪問など、可能な範囲で、アイヌ文化に触れる機会を設けます。

② 講演会時のパンフレット配布等の啓発活動

各種の人権に関する講演会時にパンフレット等を配布することにより、アイヌの人々の伝統・文化の理解のための啓発を行います。

16 難病患者に関する人権問題

(1) 現状と課題

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病をいいます。難病はその種類も多く様々な病気の特徴があり、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合でも、自立生活が送れない事例もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、就学、就労、結婚等、社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

(2) 基本方針

【難病患者・家族への相談・支援の充実】

病気に対する無理解や偏見を払拭する啓発活動と相談・支援態勢の充実及び関係機関における情報共有

(3) 施策の体系

難病患者・家族への相談・支援の充実

- ① 指定難病医療費助成の実施
- ② 熊本県難病相談・支援センターの運営
- ③ 難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発の促進
- ④ 医療相談・訪問相談事業等の実施

(4) 主な取組

① 指定難病医療費助成の実施

難病対策については、平成30年（2018年）4月から難病の患者に対する医療等に関する法律の大都市特例により県から市へ権限移譲があり、指定難病医療費助成を実施します。

② 熊本県難病相談・支援センターの運営

大都市特例による権限移譲により熊本県難病相談・支援センターを県と共同で運営を行っています。

③ 難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発の推進

難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者・家族への支援に関する情報共有と難病対策地域協議会内の医療・介護等の関係者への啓発を推進し、県と共同設置する「熊本県難病相談・支援センター」において、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組みます。

④ 医療費相談・訪問相談事業等の実施

引き続き、難病患者・家族への支援や医療相談・訪問相談事業等を行っています。

17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

平成18年（2006年）6月には、この問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

平成30年（2018年）、北朝鮮の対話路線への転換による初の米朝首脳会談等により、解決への道が開かれる可能性は出てきたかに見えましたが、未だ解決への道のりは不透明な状況です。

本市においては、国や県と連携して、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方針

【「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発の推進】

継続した拉致被害者問題の啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 施策の体系

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発の推進

- ① 啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布

(4) 主な取組

- ① 啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（毎年12月10日～16日）を中心とし、啓発ポスターの掲示や、市政だよりへの掲載、パネル展示イベント開催の周知や啓発冊子の配布などの啓発活動に取り組みます。

また、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどを教育的な課題と考え、拉致被害者家族の手記や映画等を教材とした学習を、人権学習実践集、指導案集に掲載して活用を図るなど、児童生徒にお互いの人権を大切にする態度が育つような取組を進めています。

18 ホームレスの人々に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成31年（2019年）1月の全国調査（厚労省実施、第14回）によると、社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業等様々な理由によりホームレス^{〈※22〉}となった人々は、全国で4,555人いるとされ、公園や河川敷等での生活を余儀なくされています。

このような中、国は、平成14年（2002年）にホームレスの人々の自立に関して支援等を図るため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定しました。ホームレスの人々の自立に向けた取組が進められる一方、ホームレスの人々が寝起きしたり、休憩したりしている公園等の近隣住民からは、公園が本来の目的のために使えないなどの苦情も寄せられています。このような問題の解決は、近隣住民とホームレスの人々の双方の人権に配慮しつつ取組を進めなければなりません。

本市でのホームレス実態調査（目視調査）では、平成25年（2013年）1月の30人から平成31年（2019年）1月の10人へと大幅に減少していますが、今後も、関係機関や支援団体等との連携を強化し、ホームレスの人々の自立支援の取組を進める必要があります。また、地域住民はもとより、市民一人ひとりが、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう、人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

【ホームレスの人々への自立支援と偏見・差別意識の解消】

ホームレスの人々の現状理解と偏見・差別意識の解消を目指し、啓発に取り組みます。

(3) 施策の体系

ホームレスの人々への自立支援と偏見・差別意識の解消

① 自立支援への取組

② 偏見・差別意識の解消

(4) 主な取組

① 自立支援への取組

本市では、ホームレスの人々の自立支援を進めるため、平成27年（2015年）4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、ホームレス巡回相談や一時生活支援事業（シェルター）に取り組んでいます。

② 偏見・差別意識の解消

ホームレスの人々の実状を理解してもらい、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう人権教育・啓発に取り組みます。

用語解説

〈※22〉 ホームレス

経済的事情等により、路上生活や野営生活等を余儀なくされている、特定の住所を持たない人を言います。

19 自死遺族に関する人権問題

(1) 現状と課題

身近な人を自死〈※23〉で亡くすと、遺族は自死に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、親族が自死で亡くなったことを周囲に話せず、一人で苦しみ、地域社会から孤立せざるを得ない方が多いと推察されます。

このため周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

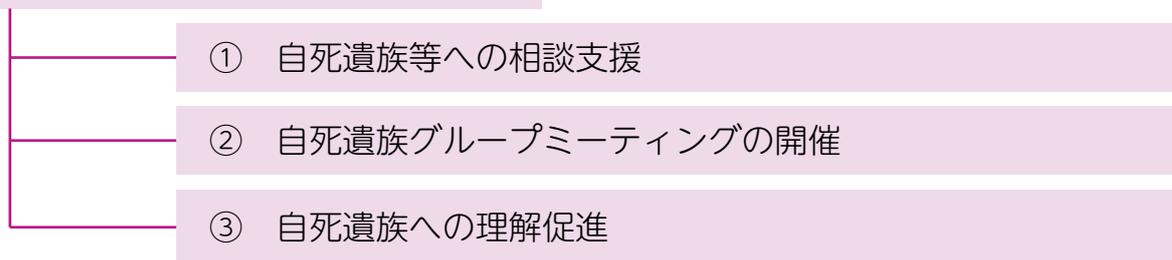
(2) 基本方針

【自死遺族等への相談支援と理解促進】

熊本市自殺総合対策計画で定められた自死遺族に関する施策について、相談支援を継続し、進捗状況の評価等を行います。

(3) 施策の体系

自死遺族等への相談支援と理解促進



(4) 主な取組

① 自死遺族等への相談支援

悩みや苦しみを抱えた自死遺族へ電話や面談等による相談を行います。

② 自死遺族グループミーティングの開催

大切な人を自死で亡くされた方が悩みや苦しみを話し、分かち合う会を開催します。

③ 自死遺族への理解促進

自死遺族支援に関する講演会の開催やリーフレットを作成し、広く市民に配布します。

用語解説

〈※23〉 自死

意思的な死（＝いわゆる自殺）を非道徳的・反社会的行為と責めないという言い方です。

20 様々な人権問題

(1) 現状と課題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。人権問題には、パワハラ、セクハラ、モラハラ^{〈※24〉}、アカハラ^{〈※25〉}等のハラスメントやストーカー問題、その他にも外見に表れる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。このように人権問題は、市民にはよく知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されたもの、さらには人権問題が相互に絡み合っただけで新たな人権課題として発生したもの等、常に変化し、複雑化しています。

(2) 基本方針

【様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める】

ハラスメントやストーカー問題、まだよく知られていない問題や、これまで社会で認識されている人権問題が絡み合った事例等を啓発活動により周知していきます。

(3) 施策の体系

様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める

① 教育・啓発の推進と問題への対処

(4) 主な取組

① 教育・啓発の推進と問題への対処

ハラスメントやこれまでの人権課題が複合的に絡み合っただけで新たな人権課題として認識されたりしていることから、それらの人権問題について、正しく理解し、認識するための研修等を実施し、差別や偏見の解消に取り組んでいくとともに、差別事案が発生した場合も、国、県や関係機関等と情報を共有し、問題に対処していきます。

用語解説

〈※24〉 モラハラ（＝モラル・ハラスメント）

肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うことを言います。

〈※25〉 アカハラ（アカデミック・ハラスメント）

大学教授がその立場を利用して学生に対して行ういやがらせのことを言います。

第5章 基本計画の推進

第3章「第2次基本計画の基本的考え方」及び第4章「分野別人権問題への取組」で述べたように、人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、家庭、学校、事業所・職場等、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行う必要があります。

そこで、この章では、特に市民生活と深い関わりのある、市、家庭、地域、学校、事業所・職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取組を示しています。

なお、ここに示す「具体的な取組」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（家庭、地域、学校、事業所・職場等）や機会、参加者個々のライフスタイル、年齢層等、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ実施することとします。

1 様々な主体による推進体制

(1) 市役所（行政）が取り組むべきこと

市は、第2次基本計画を広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を着実に実行し、計画の適正な進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。

また、市の職員を対象として、総合的かつ計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成をリードする人材育成を図ります。

さらに、研修会や講演会の開催等では近隣自治体の職員等へも呼びかけるなど連携を図ります。

◆具体的取組

ア 啓発活動の強化

- ・人権教育や啓発事業を計画的に開催するとともに、地域や社会教育団体、NPO、企業等が行う人権教育や啓発事業を積極的に支援します。
- ・講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ、マスメディア等の活用により、人権啓発活動を積極的に推進するとともに、人権に関わる情報の提供に努めます。各区でも、公民館・まちづくりセンター等での講演会やセミナーを通じて区民の人権教育・啓発に取り組みます。

イ 熊本市人権施策推進本部体制による取組

- ・第2次基本計画について、ホームページへの掲載やSNS等を利用した情報拡散、リーフレット等の作成配布等、広く市民に広報するとともに、説明会等の開催を通じ、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。
- ・セクハラやパワハラ等に関する啓発資料の提供を図るとともに、市職員に対する相談窓口の機能強化に努めます。
- ・人権教育・啓発の効果的な推進を図るための事象の確認や調査研究に努め、推進体制の強化を図ります。
- ・市職員全体を対象とした人権講演会や研修会を計画的に開催するとともに、各部署においてそれぞれの状況に応じた効果的な研修計画を作成し、人権研修を推進します。
- ・職員自ら、人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会に積極的に参加します。
- ・市管理施設のバリアフリー化に取り組み、民間には「バリアフリー法」「障害者差別解消法」の周知・徹底を図ります。

(2) 家庭（家庭教育）での取組

人間教育の原点ともいえる家庭は、幼児期から豊かな情操を育て、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な教育の場です。特に、幼児の発達の特性を踏まえ、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性を芽生えさせるなど、人権尊重の精神を育む教育が重要です。

そこで、家庭では、その教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくこと、普段からその日あった些細なことでも話すことを心がけるなど、日常生活の中での人権教育を推進しましょう。

また、家庭教育では、教育機関と連携しながら取り組んでいくことが大切です。

さらに、家族を構成するそれぞれが、互いを思いやり、助け合い、人権を尊重しあう明るい家庭を築いていきましょう。

◆具体的取組

- ・家庭内では、協力して子育てなどができるよう家庭環境等の改善に取り組みましょう。
- ・家庭教育を豊かなものとするため、進んで人権に関する講演会やセミナー等に参加するなど人権問題を主体的に学びましょう。
- ・子育て等に悩んだり、迷ったりした場合は、一人で悩まず、保育所等・幼稚園、

学校等、相談機関（子ども若者総合相談センター、子育て支援センター、各区役所の保健子ども課等）や近所の子育て経験者に相談しましょう。

（3）地域（社会教育）での取組

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

そこで、自治会、老人会、子ども会等の団体においては、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動をとおして、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。

◆具体的取組

- ・ふれあい文化センターをはじめ、公民館やコミュニティセンター等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会や催し物等人権学習の機会を提供しましょう。
- ・夏祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会を捉えて、人権啓発行事を展開しましょう。
- ・ボランティア活動や世代間交流等、様々な体験活動を通じて、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。
- ・行政、学校、家庭、地域団体等との連携を促進し、人権に関する学習情報及び学習機会の提供に取り組むとともに、実施に当たっては参加体験型等その方法や内容を工夫し、地域住民の自主的な参加を図りましょう。

（4）保育所等・幼稚園での取組

ア 園児に対する人権教育

乳幼児期の子どもたちは、家族や友達、地域の人々との交わりや動植物や自然とのふれあいなどをとおして、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれていくと言われています。

そこで、保育所等・幼稚園は、子どもたちの生活はもちろんのこと、野外活動等の直接体験を通して、積極的な人権教育・啓発を実施しましょう。

◆具体的取組

- ・子どもたちの発達段階等を踏まえ、具体的な例を交えた効果的な方法により、総合的かつ計画的に人権感覚を育むような教育・保育を実施しましょう。
- ・動物飼育や植物栽培、熊本市動植物園等での体験学習等を通じて、かけがえない命の大切さや尊さを気づき、他人への思いやりの心を育みましょう。

- ・江津湖や立田山（立田山野外保育センター）等を活用した野外活動等を通じ、自然を愛する心や他人と協力する心等、豊かな感性を育みましょう。

イ 教職員や保育士に対する人権教育・啓発

教職員や保育士は、子どもたちの成長に大きな影響力をもっています。そこで、保育所等・幼稚園は、人権に配慮した保育指導や施設運営に心がけ、教職員等の指導力や人権意識を高めるとともに、保護者等に対する人権教育・啓発に努めましょう。

◆具体的取組

- ・教職員や保育士等の人権尊重の理念の理解と、意識の向上を図るための効果的な職員研修を行い人材育成に取り組みましょう。
- ・人権を大切にすることを育てる教育・保育目標を掲げた年間教育カリキュラム等を作成し、実践を行いましょう。
- ・保護者等に対して人権に関する情報を発信し、啓発を図るとともに、世代間交流事業や地域活動事業等とおした地域との連携による人権教育の推進を図りましょう。

(5) 学校（小・中・高校等）での取組

ア 児童生徒等に対する人権教育

学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが態度や行動に現れる子どもを育成するための人権教育に取り組んでいきます。そのために、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい教育の一層の充実を図っていきます。

そこで、学校は、「熊本市人権教育の推進について」に基づく取組を大切にしながら、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕^{〈※26〉}」を活かし、具体的実践による人権教育の充実に取り組めます。

用語解説

〈※26〉 人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕

(文部科学省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)

〔第一次とりまとめ〕(H16) 人権教育とは何か、学校教育における指導の改善・充実に向けた基本的な視点を提示してあります。

〔第二次とりまとめ〕(H18) 人権教育をとおして育てたい資質・態度等について分析的に整理し、指導方法等の工夫・改善方策について理論を提示してあります。

〔第三次とりまとめ〕(H20) 第二次までに示した理論等の理解に資するため、具体的な取組事例等の資料を収集・掲載してあります。

◆具体的取組

- ・人権に関する知識を習得することに加え、人権感覚を育成することが大切です。そのために、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係を調整する力等を育ていきましょう。(例えば、主体的・実践的に学ぶ参加体験型学習等の授業、福祉施設等における交流やボランティア活動等)・教育活動全体を通じ、教職員や児童生徒が互いに尊重し合う人間関係づくりなどをさらに進め、人権が尊重される学校づくりを行っていきます。(例えば、あいさつや温かい声かけ、教育相談、生活ノート [〈※27〉](#) の活用等)

イ 教職員等に対する人権教育・啓発

学校における人権教育の成果は、児童生徒の教育にあたる教職員によるところが大きく、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づき、基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を目指した効果的な研修の充実が必要です。

◆具体的取組

- ・校内研修及び諸研修をとおして人権尊重の理念について十分な認識と豊かな人権感覚を備えた教職員を育成していきます。
- ・校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を要として人権教育推進体制のなお一層の充実に取り組み、人権教育諸計画の実践・評価をとおして、教職員の指導力の向上を目指します。
- ・保護者等への情報発信や授業参観・学級懇談会等の機会を活用した啓発を行い、家庭・地域等と連携して人権教育を推進します。

(6) 事業所・職場等での取組

事業所・職場等には、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格等あらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。また、高齢者や障がいのある人にとって利用しやすい建物・設備のバリアフリー化に努め、従業員がお客に対して人権に配慮した対応をすること、健康や環境にやさしい商品開発に心がけることなど、事業所・職場等の社会的責任が求められています。

このため、事業所・職場等では、従業員の業務に係わるスキル向上の研修、教育とともに、人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込み、人権にかかる相

用語解説

〈※27〉生活ノート

児童生徒が一日を振り返り、教師に思いや考えを伝え、教師がそれに応えるノートのことです。

談体制整備の充実に努めましょう。

◆具体的取組

- ・事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に展開し、人権を尊重する企業を目指しましょう。
- ・基本的人権を尊重し、公平な雇用に努めましょう。
- ・市や人権関係団体が主催する人権研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・従業員に対する計画的な人権研修等の実施に努めましょう。
- ・従業員のための人権相談窓口の設置に努めましょう。
- ・熊本市人権啓発市民協議会へ積極的に参画しましょう。
- ・企業等の社会的責任（C S R）の基盤は人権であることを意識し、経営・業務にあたりましょう。

（7）福祉施設や保健・医療施設での取組

福祉施設、保健・医療施設は、子ども、高齢者、障がいのある人や病気の人が養護、介護や治療を受けるために利用していますが、そこでは様々な個人情報が集められ、個人の生活や健康に関わる業務が日々行われています。

こうしたことから、福祉施設、保健・医療施設では、これらの業務に携わる職員や医師、看護師等に対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護等をテーマとする実践に即した人権研修、学習の継続的な実施に努めましょう。

◆具体的取組

- ・入所者や利用者の個人情報機密保持に努めるとともに、入所者や利用者の尊厳を守るため相手の立場に立った対応や接遇に努めましょう。
- ・市や人権関係団体が主催する人権研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・入所者や利用者の立場に立った施設の安全衛生管理に関する情報等の収集に努め、入所者の安全確保を図りましょう。
- ・施設や設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に積極的に取り組みましょう。

（8）マスメディアでの取組

情報社会の現在、私たちの生活は、マスメディアとの関わりが切り離せないものとなっております。マスメディアの影響は大きく、子どもから高齢者まで社会全体に及びます。

そのため、マスメディアは、常に人権に配慮した取材や報道を行うよう努めることはもとより、報道や番組等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される

社会の実現に寄与することが求められます。

◆具体的取組

- ・放送倫理等に関する人権研修の実施に努めましょう。
- ・市や人権関係団体等が主催する人権に関する講演会、イベント等の共催や後援をするなど支援に努めましょう。
- ・人権に関する報道や番組作成等に積極的に努めましょう。

(9) 熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進

人権協は、「熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向け、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進すること」を目的として、昭和62年(1987年)12月に発足し、市をはじめとする行政との協働で、人権教育・啓発に関する講演会、セミナー、訪問研修等の様々な活動に取り組んでいます。

人権は「人」に深く関わるものであり、その教育・啓発においては、市民目線や対等な立場での取組が欠かせないことから、市は、人権協を人権教育・啓発施策を進める上での重要なパートナーと位置づけ、事業の連携や支援を推進していきます。

現在、地域団体、企業、大学、医療・福祉団体、NPO等、様々な分野から145(平成31年(2019年)3月1日現在)の組織が加入しており、それぞれの職場環境や組織特性に応じた人権教育・啓発活動に自主的に取り組むとともに、人権協が行う様々な啓発事業にも参画し、会員のみならず市民の人権意識の高揚や差別の解消に向けた活動に取り組んでいます。

ア 人権協の活性化

人権協の活動をさらに発展・拡充させるにあたっては、会員間の連携はもとより、未加入の企業や団体への呼びかけを積極的に行い、様々な会員の積極的な参画を図る必要があります。市は人権協がそうした新たな関係構築をとおして人権教育・啓発のすそ野を広げていくことに協働で取り組みます。

◆具体的取組

- ・企業、団体等の人権研修責任者の養成を図り、啓発活動を積極的に展開します。
- ・新聞等の広報媒体や啓発活動をとおして、人権協の活動及び参画へのPRに努めます。

イ 啓発活動の強化

今後、市では、この人権協と一体となって人権啓発事業を推進するとともに、人権協の更なる拡大、活動の充実を図るため、迅速性、包括性、柔軟性といった

民間企業や団体等のアイデアや啓発のノウハウ等を活用しながら、連携・協働による人権啓発の推進に努めます。

◆具体的取組

- ・人権全般、各人権課題及び時事的な関心事に合わせた内容の人権講演会等を定期的に開催します。
- ・映画を通じて感動する心を育む人権啓発ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）を開催します。
- ・暮らしの中で人権を考える機会を作るため、人権啓発作品を募集し優秀作品を表彰・展示します。
- ・各人権課題ごとに、正しい認識を深めるための研修会（人権セミナー）を実施します。

(10) 熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携

熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会は、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県、熊本市で構成する団体で、人権教育・啓発に関する情報の交換や効率的な啓発事業展開を行っています。

そこで、人権週間に合わせて、連携した啓発活動の展開、啓発冊子等への情報等の相互掲載等、協働・連携の取組をさらに強化し、発展的な啓発活動を進めていきます。

◆具体的取組

- ・人権啓発事業の情報交換や相互の啓発事業情報を共有化するなど効率的な事業展開を図ります。
- ・人権週間に合わせて、連携した啓発活動に取り組みます。

(11) 熊本人権擁護委員協議会との連携

熊本人権擁護委員協議会とは、熊本地方法務局管内の人権擁護委員の組織です。

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づき、「国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」（同法第2条）としており、法務大臣が委嘱することとなっています。

なお、市には41名の人権擁護委員がいて、地域住民の人権相談（各区役所等）を中心に地域と密着した人権啓発活動を行っており、現在、市と熊本人権擁護委員協議会は連携して、人権啓発活動を展開しています。

今後は、さらに地域に根ざした人権意識の普及高揚を推進していくにあたり、情報の共有化、連携した事業の展開に取り組みます。

◆具体的取組

- ・人権週間等における啓発事業を充実します。
- ・次世代を担う子どもたちに対する啓発事業「人権の花運動」等効果的な啓発活動に努めます。
- ・地域に根ざした人権意識のさらなる高揚を推進していくにあたっては、人権協と情報の共有を進めながら、連携・協力して事業に取り組みます。

(12) その他の団体等との連携

NPO法人等の各種団体においては現在、様々な機会で多くのボランティアの活動がなされています。

今後は、人権に関わる活動をしている団体等の支援に努めるとともに、民間団体の活力やアイデア等を今後の人権啓発活動に活用するなど、連携を強化し啓発活動を推進します。

◆具体的取組

- ・ボランティア等の人材を育成します。
- ・様々な人権問題に取り組む民間団体の自主的、主体的な取組を支援します。

2 実施状況の把握と結果の公表等

第2次基本計画は、総合計画と整合性を持つものであることから、市の行政評価制度等とリンクさせて、毎年度その実施状況を把握するために、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」を開催し、本市の人権に関する施策について外部委員による評価を受けるとともに、幅広い市民等の声を把握し、適切に反映させるなど、その着実な推進を図ります。加えて、評価結果を市のホームページ等で公表します。

さらに今後は、計画の見直しなどの節目に際しては、市民意識調査の実施等により計画の進捗状況を把握するとともに、市民の声として反映させます。

世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- ① すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- ② さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

① 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

② 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

① すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

② すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

① すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

- ② この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- ① すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- ② 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- ① 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- ② 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- ③ 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- ① すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- ② 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- ① すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- ② 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- ① すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- ② すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- ③ 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及

び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- ① すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- ② すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- ③ 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- ④ すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- ① すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- ② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- ① すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- ② 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- ③ 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- ① すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- ② すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩

序に対する権利を有する。

第29条

- ① すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- ② すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- ③ これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

前文

国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第18条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【労働者の団結権】勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権の保障】財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕の要件】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居の不可侵】何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 (略)

第10章 最高法規

第97条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)

(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権に関わる国連、国、熊本市におけるこれまでの取組

(1) 国連の取組

年	内 容
昭和23年（1948年）	・ 国際連合総会において、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文）と謳った「世界人権宣言」が採択
昭和41年（1966年）	・ 世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの「国際人権規約」が採択され発効 ・ このほか、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人権差別撤廃条約」等、多くの人権条約が採択され発効 ・ 「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等各テーマ別に国際年を定めるなど人権問題への国際的取組が実施
平成6年（1994年）	・ 国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議 ・ 世界各国における人権教育の普及等の取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が採択
平成16年（2004年）	・ 「人権教育のための国連10年」終了後における取組をさらに進めるため、国連総会において「人権教育のための世界計画」を決議
平成27年（2015年）	・ 国連総会において、「 <u>我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ</u> 」が採択 ・ 具体的行動指針として、女性及び女兒に対する差別の撤廃を目指すこと示した「ジェンダー」等、17の目標を定めたSDGs〈※3〉が示される。

(2) 国の取組

年	内 容
昭和21年（1946年）	<ul style="list-style-type: none"> ・主権在民、恒久平和とともに「基本的人権の尊重」を謳う「日本国憲法」を公布 ・その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組が進められる。
昭和44年（1969年）	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国固有の同和問題への取組は、戦後本格的に行われるようになり、「同和対策審議会答申」を受けて「同和対策事業特別措置法」を制定
昭和57年（1982年）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、1987年（昭和62年）には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が制定され、さまざまな施策が実施
平成7年（1995年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けて「人権教育のための国連10年推進本部」を設置
平成8年（1996年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護施策推進法」が制定され、法務省に人権教育・啓発の総合的な推進や人権侵害の被害者救済に関する基本的事項等を調査審議するための人権擁護推進審議会を設置
平成9年（1997年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための国内行動計画」を策定
平成14年（2002年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定 国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を展開
平成28年（2016年）	<ul style="list-style-type: none"> ・5月、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置 ・12月、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を決定
平成28年(2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）を施行 ・6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）を施行 ・12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（通称：部落差別解消法）を施行
平成29年（2017年）	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「児童福祉法」を改正した法律を施行
平成30年（2018年）	<ul style="list-style-type: none"> ・2月、「青少年インターネット環境整備法」を改正した法律を施行

(3) 熊本市の取組

年	内 容
昭和50年（1975年）	・「同和対策事業特別措置法」に基づく諸事業と同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた教育及び啓発事業を行うため、同和対策室を設置
昭和51年（1976年）	・地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることを目的に熊本市立隣保館（現：ふれあい文化センター）を建設 ・「地対財特法」に基づく施策・事業を実施
昭和62年（1987年）	・地域住民、民間企業、関係機関及び団体等が連携・協力し、市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向けて人権啓発活動を推進することを目的として、「熊本市人権啓発市民協議会」を設立。この協議会を中心に様々な実践活動を展開
平成2年（1990年）	・（教育委員会）同和問題をはじめあらゆる差別の解消を目的とした教育の実現を目指すため、それまで教育委員会の指導課内にあった同和教育に関する係を同和教育指導室に組織拡充するとともに、「熊本市同和教育の推進について」を策定し取組を実施
平成12年（2000年）	・（教育委員会）人権教育・啓発の一層の推進を図るため「熊本市域における人権教育啓発基本方針」を策定
平成13年（2001年）	・人権に関する諸施策の充実と人権教育・啓発推進体制の強化を図るため同和対策室を人権推進総室へと組織改編 ・（教育委員会）同和教育指導室の名称を人権教育指導室と改める。
平成14年（2002年）	・これまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築し取り組むため「熊本市人権教育の推進について」を策定
平成17年（2005年）	・職員に対する人権教育の推進を図りながら、人権尊重を基本とした市政運営に努めるため「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を施行
平成29年（2017年）	・多様化する人権問題に対応するため「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を全部改正 ・「人権」は市役所全体で取り組むこと、多様化する市民ニーズを「人権」の視点で先取りして取り組むことを決定

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会及び検討経緯

1 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員名簿

〔役職等は委嘱時（H30年度）のもの〕

分類	委員名	役職
学識経験者	鈴木 桂樹	熊本大学法学部副学部長
学校教育関係者	宮本 博規	熊本市立小学校校長会会長
	米澤 静江	熊本市幼稚園協会役員
社会教育関係者	野口 勲	熊本市民生委員児童委員協議会会長
	植村 米子	熊本市地域婦人会連絡協議会会長
企業・事業所関係者	門田 旭	株式会社えがおホールディングス 法務部 係長
	井上 佳子	(株) 熊本放送テレビ制作部部長代理
福祉・医療施設関係者	甲斐 國英	熊本市社会福祉施設連合会会長
	植田 洋平	ヒューマンネットワーク熊本いんくる事務局次長
市民公募の者	中山 幸美	
	民長 博美	
市長が必要と認める者	松岡 謙二	熊本人権擁護委員協議会熊本市部会長

2 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員設置要綱

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱

制定 平成30年5月2日市民局長決裁

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための第2次熊本市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を目的に、第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の内容等に関すること。
- (2) その他基本計画の見直しに必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、12人以内とし、人権に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女が同数となるよう努めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者（教育関係者）
- (3) 社会教育関係者
- (4) 企業・事業所関係者
- (5) 福祉・医療施設関係者
- (6) 市民公募の者
- (7) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員会委員の任期は、委嘱日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、公開することが適当でないとき、会議を非公開とすることができる。

3 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、熊本市人権推進総室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

3 検討経緯

第1回策定委員会 平成30年7月27日（金）

議事内容

- 1 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」策定について
 - ① 基本計画策定までのスケジュール
 - ② 検討（協議）する項目
 - ③ 策定委員会の進め方

- 2 市民意識調査の結果について
H25.10実施した市民意識調査との比較

- 3 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画について
 - ① さまざまな人権問題への取組
 - ② 実施主体ごとの取組
 - ③ 基本計画の推進

【検討（協議）】

 - ① 個別課題の項目整理
 - ② 個別課題等の内容

第2回策定委員会 平成30年8月28日（火）

議事（要旨）

- 1 第1回策定委員会での意見について

- 2 第3章～第5章に対する意見等について
 - ・事前に出してもらった意見等
 - ・それ以外の意見等

- 3 その他
 - ・今後の進め方
 - ・その他

平成30年7月市長マニフェスト（平成30年発表）の内容を反映させること、及び第7次熊本市総合計画の中間見直し（2019年度）との整合性をはかるため、第2次基本計画の策定を1年間延長。延長した1年は第1次基本計画を準用。

平成30年度実施 人権に関する市民意識調査概要

1 調査の目的

本調査は、地域及び年代等による特性や市民意識調査の成熟度を把握し、人権教育・啓発における課題を明らかにするとともに、5年前（平成25年）に実施した市民意識調査と比較することにより市民が現在どのような人権問題に関心があるのか、また5年間の時間経過で市民の関心がどのように変化しているのかを知ること、今後の教育・啓発事業推進のための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

2 調査内容

(1) 対象者

熊本市内在住の満20歳以上の男女2,000人（基本台帳から無作為抽出）

(2) 実施時期

平成30年5月

(3) 実施方法

郵送による配布・郵送・Webによる回収（郵送による礼状兼督促状を1回送付）

(4) 回収状況

- ・ 発送数 2,000
- ・ 未配達数（宛所不明等による返送数） 11
- ・ 有効発送数 1,989
- ・ 回収数 749（郵送646 Web103）
- ・ 有効回収数 749（郵送646 Web103）
- ・ 有効回収率 37.5%

■留意点

※集計表は小数点第2位を四捨五入しているため、回答割合の合計が100%にならない場合も有ります。

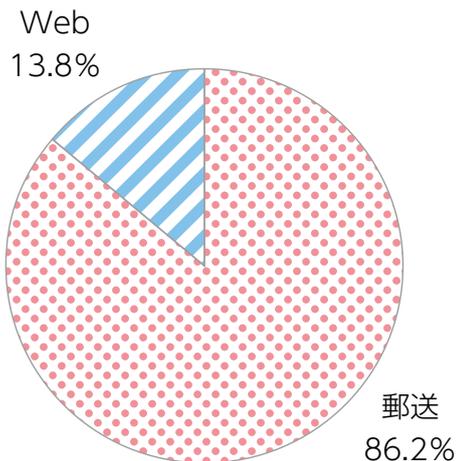
※複数回答の回答割合総数は100%を超えます。

※図表中に「無回答」とあるのは、回答が示されていないものを指します。

※図表または文中に示す選択肢などの文章は適宜省略している場合があるため、調査票を参照してください。

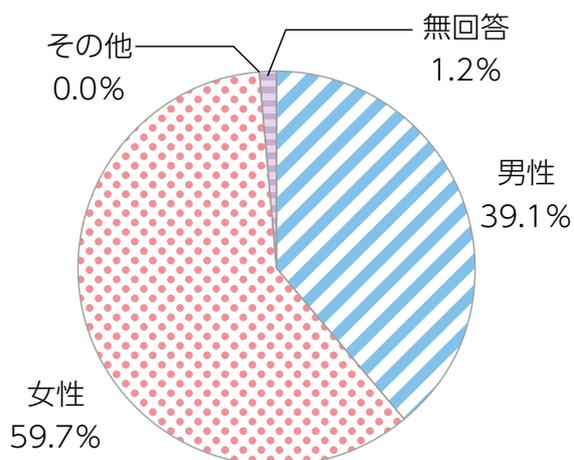
※熊本地震に関する比較は平成28年10月実施の市制アンケートと比較している。

アンケート回答方法について



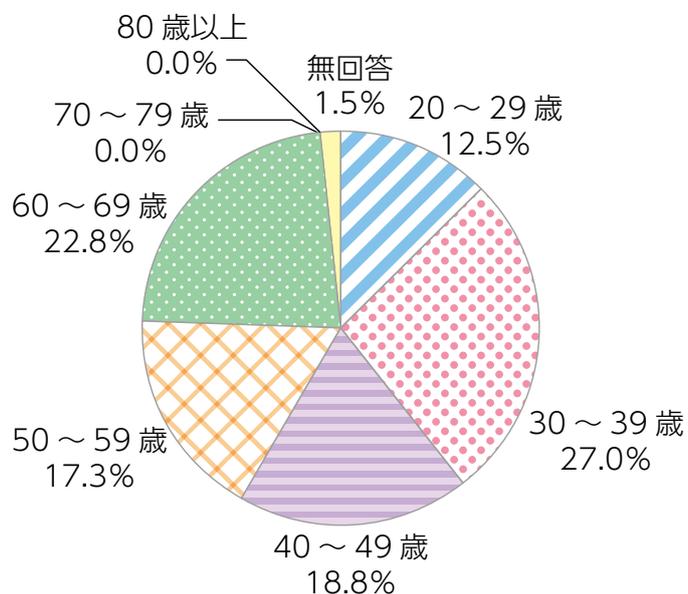
	度数	%
郵送	646	86.2
WEB	103	13.8
合計	749	100.0

F 1 あなたの性別は



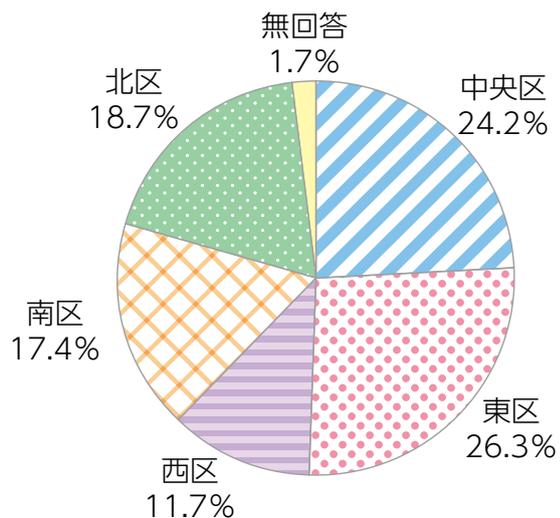
	度数	%
男性	293	39.1
女性	447	59.7
その他	0	0.0
無回答	9	1.2
合計	749	100.0

F 2 あなたの年齢は



	度数	%
20~29歳	94	12.5
30~39歳	202	27.0
40~49歳	141	18.8
50~59歳	130	17.3
60~69歳	171	22.8
70~79歳	0	0
80歳以上	0	0
無回答	11	1.5
合計	749	100.0

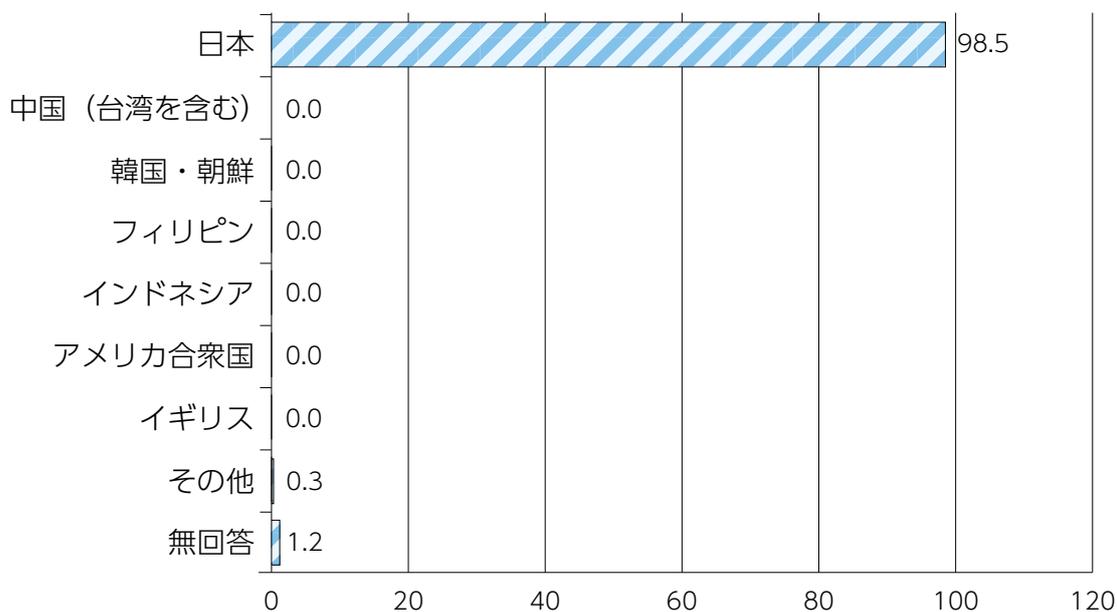
F 3 あなたのお住まいは



	度数	%
中央区	181	24.2
東区	197	26.3
西区	88	11.7
南区	130	17.4
北区	140	18.7
無回答	13	1.7
合計	749	100.0

F 4 あなたの国籍は

	度数	%
日本	738	98.5
中国 (台湾を含む)	0	0.0
韓国・朝鮮	0	0.0
フィリピン	0	0.0
インドネシア	0	0.0
アメリカ合衆国	0	0.0
イギリス	0	0.0
その他	2	0.3
無回答	9	1.2
合計	749	100.0



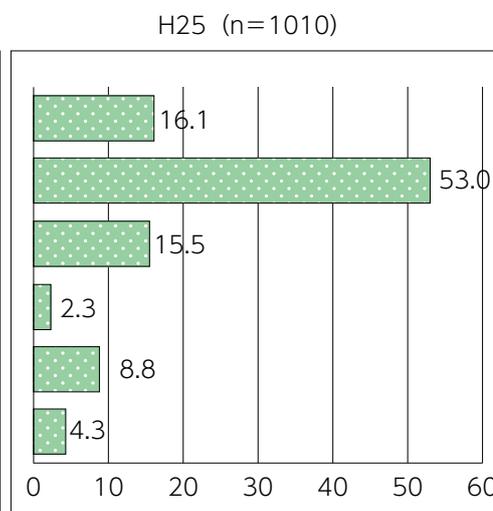
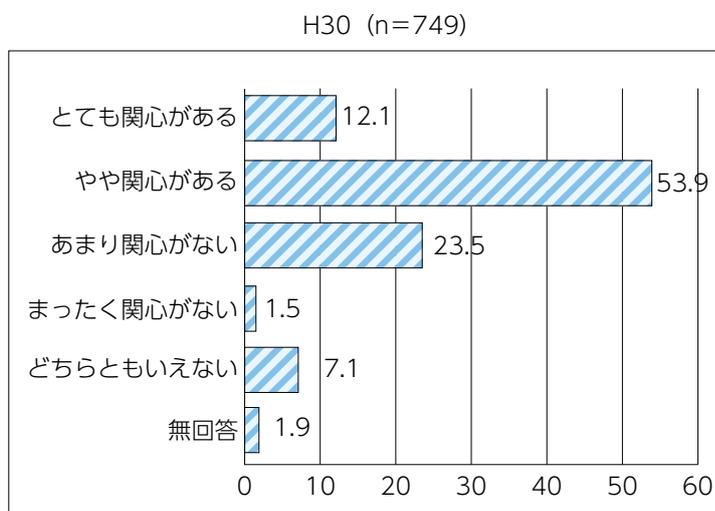
1 人権に関することについて

問1. あなたは様々な人権問題について関心がありますか。(あてはまるもの1つに○)

平成25年度市民意識調査
有効回答数・1,010票
(有効回答率51.0%)

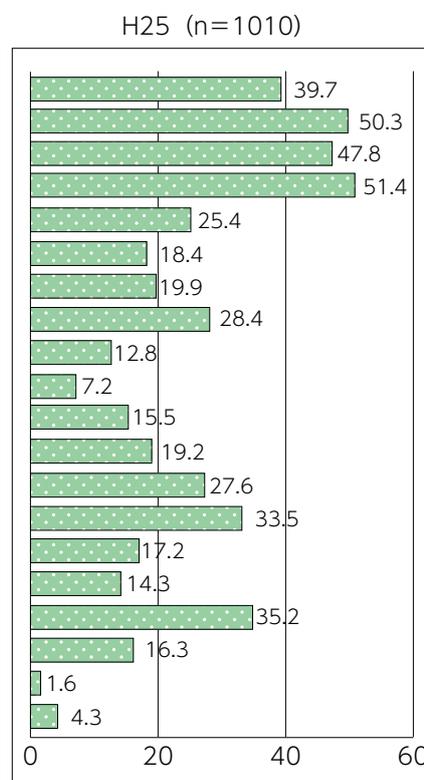
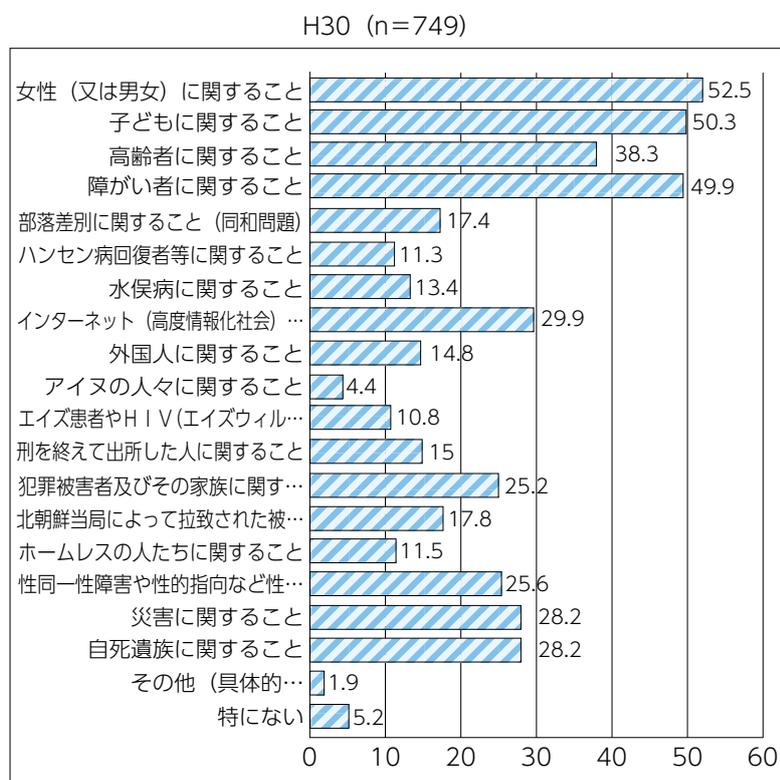
	度数	%
とても関心がある	91	12.1
やや関心がある	404	53.9
あまり関心がない	176	23.5
まったく関心がない	11	1.5
どちらともいえない	53	7.1
無回答	14	1.9
合計	749	100.0

	度数	%
とても関心がある	163	16.1
やや関心がある	535	53.0
あまり関心がない	157	15.5
まったく関心がない	23	2.3
どちらともいえない	89	8.8
無回答	43	4.3
合計	1010	100.0



問2. あなたは、次のうちどの人権問題に関心がありますか。(あてはまるもの全てに○)

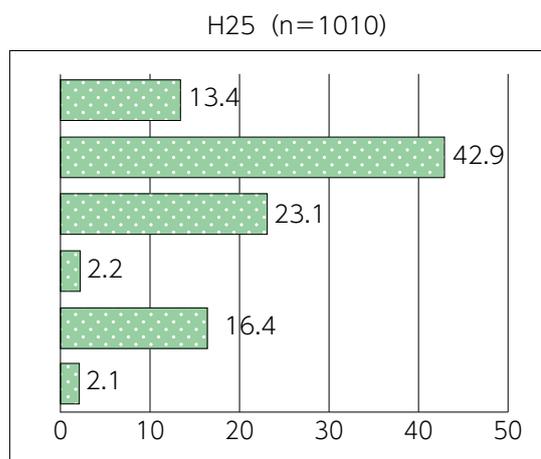
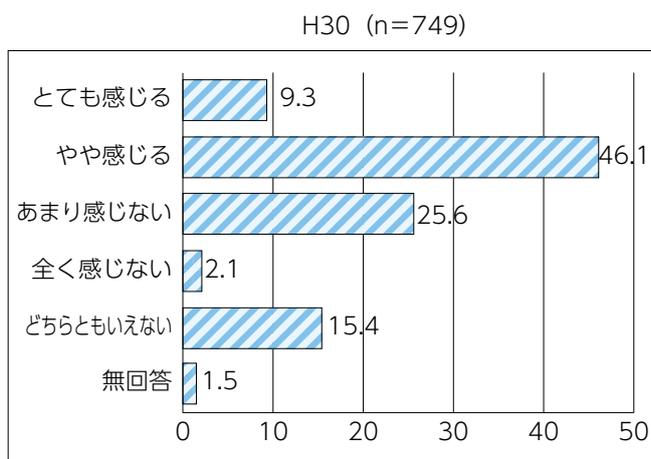
	度数	%	度数	%
女性（又は男女）に関すること	393	52.5	401	39.7
子どもに関すること	377	50.3	508	50.3
高齢者に関すること	287	38.3	483	47.8
障がい者に関すること	374	49.9	519	51.4
部落差別に関すること（同和問題）	130	17.4	257	25.4
ハンセン病回復者等に関すること	85	11.3	186	18.4
水俣病に関すること	100	13.4	201	19.9
インターネット（高度情報化社会）に関すること	224	29.9	287	28.4
外国人に関すること	111	14.8	129	12.8
アイヌの人々に関すること	33	4.4	73	7.2
エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関すること	81	10.8	157	15.5
刑を終えて出所した人に関すること	112	15	194	19.2
犯罪被害者及びその家族に関すること	189	25.2	279	27.6
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	133	17.8	338	33.5
ホームレスの人たちに関すること	86	11.5	174	17.2
性同一性障害や性的指向など性的少数者に関すること	192	25.6	144	14.3
災害に関すること	211	28.2	356	35.2
自死遺族に関すること	69	28.2	165	16.3
その他（具体的に：)	14	1.9	16	1.6
特にない	39	5.2	43	4.3



問3. あなたは、自分の人権が守られていると感じますか。(あてはまるもの1つに○)

	度数	%
とても感じる	70	9.3
やや感じる	345	46.1
あまり感じない	192	25.6
全く感じない	16	2.1
どちらともいえない	115	15.4
無回答	11	1.5
合計	749	100.0

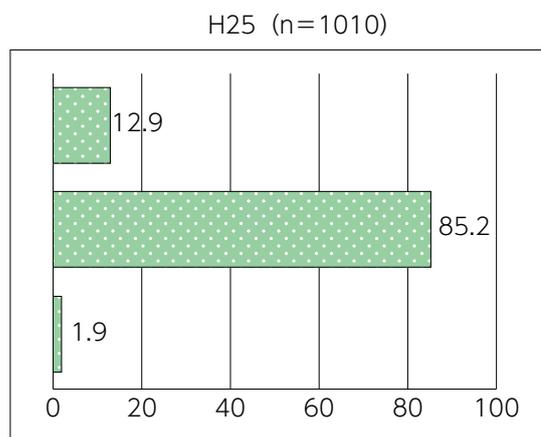
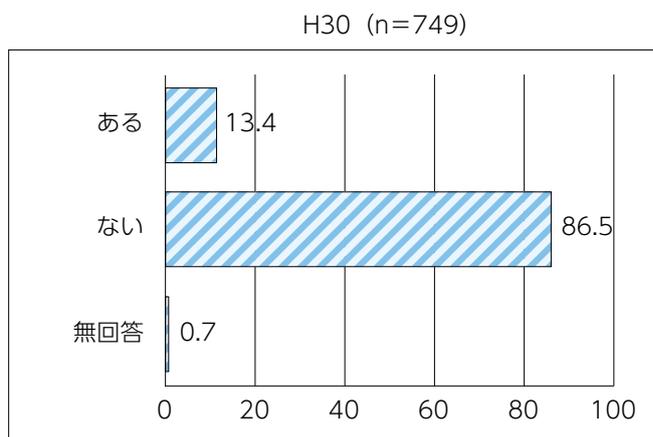
	度数	%
とても感じる	135	13.4
やや感じる	433	42.9
あまり感じない	233	23.1
全く感じない	22	2.2
どちらともいえない	166	16.4
無回答	21	2.1
合計	1010	100.0



問4. あなたは、この数年(概ね3~4年)の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

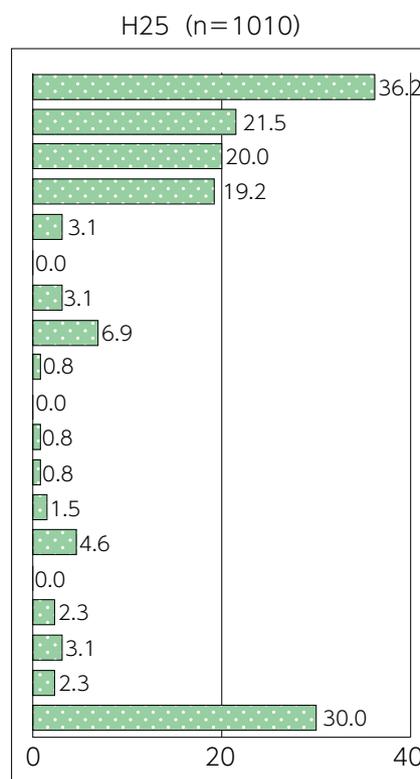
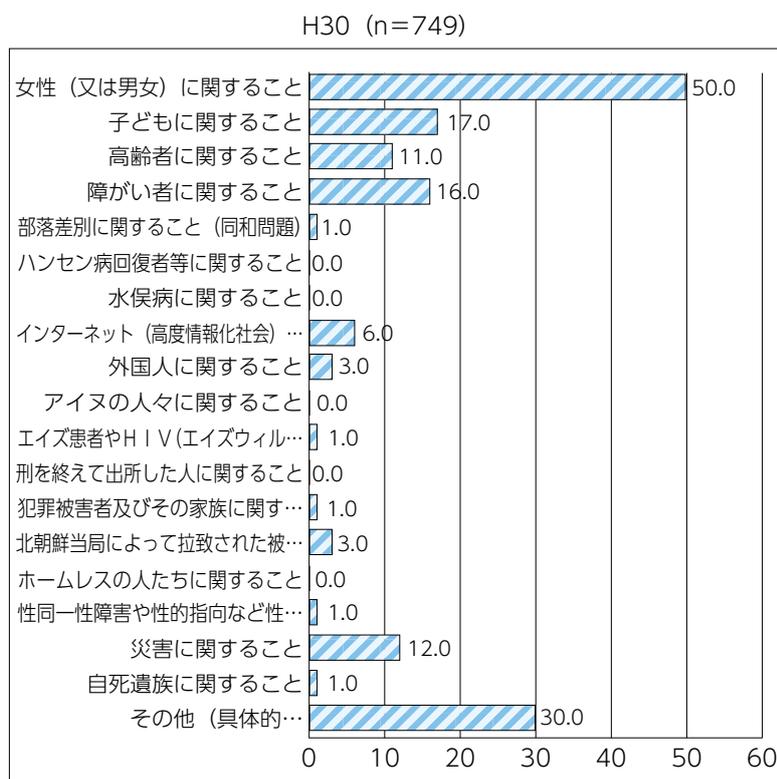
	度数	%
ある	100	13.4
ない	644	86.0
無回答	5	0.7
合計	749	100.0

	度数	%
ある	130	12.9
ない	861	85.2
無回答	19	1.9
合計	1010	100.0



問5. 問4で「1. ある」と回答された方はどのような人権侵害を受けましたか。(あてはまるもの全てに○)

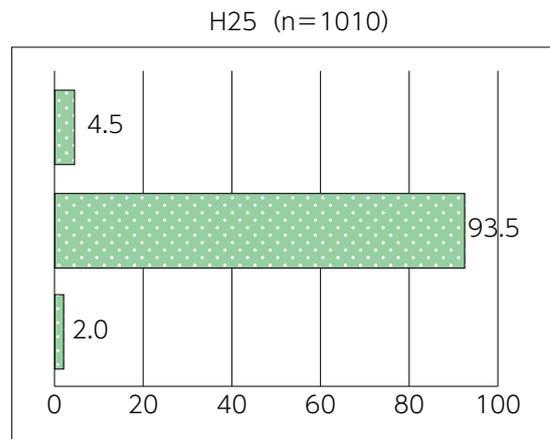
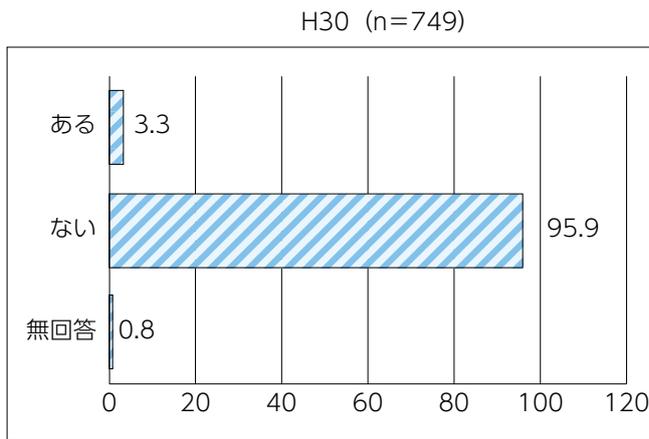
	度数	%	度数	%
女性（又は男女）に関すること	50	50.0	47	36.2
子どもに関すること	17	17.0	28	21.5
高齢者に関すること	11	11.0	26	20.0
障がい者に関すること	16	16.0	25	19.2
部落差別に関すること（同和問題）	1	1.0	4	3.1
ハンセン病回復者等に関すること	0	0.0	0	0.0
水俣病に関すること	0	0.0	4	3.1
インターネット（高度情報化社会）に関すること	6	6.0	9	6.9
外国人に関すること	3	3.0	1	0.8
アイヌの人々に関すること	0	0.0	0	0.0
エイズ患者やHIV（エイズウィルス）感染者に関すること	1	1.0	1	0.8
刑を終えて出所した人に関すること	0	0.0	1	0.8
犯罪被害者及びその家族に関すること	1	1.0	2	1.5
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	3	3.0	6	4.6
ホームレスの人たちに関すること	0	0.0	0	0.0
性同一性障害や性的指向など性的少数者に関すること	1	1.0	3	2.3
災害に関すること	12	12.0	4	3.1
自死遺族に関すること	1	1.0	3	2.3
その他（具体的に：)	30	30.0	39	30.0



問6. あなたは、この数年（概ね3～4年）の間に、他人の人権を侵害したと覚えていますか。（あてはまるもの1つに○）

	度数	%
ある	25	3.3
ない	718	95.9
無回答	6	0.8
合計	749	100.0

	度数	%
ある	45	4.5
ない	945	93.5
無回答	20	2.0
合計	1010	100.0

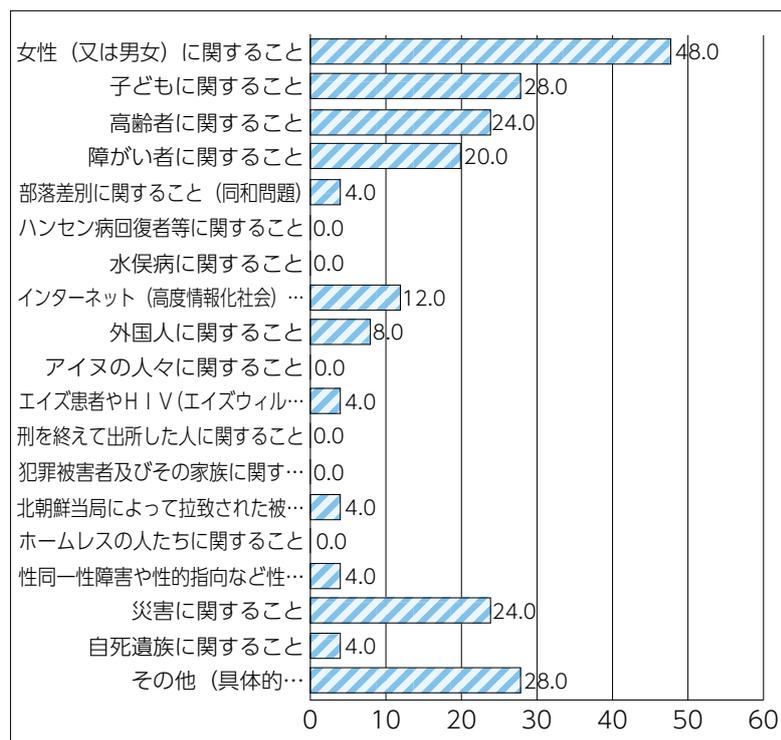


問7. 問6で「1. ある」と回答された方は、どのような人権を侵害したと思われますか。

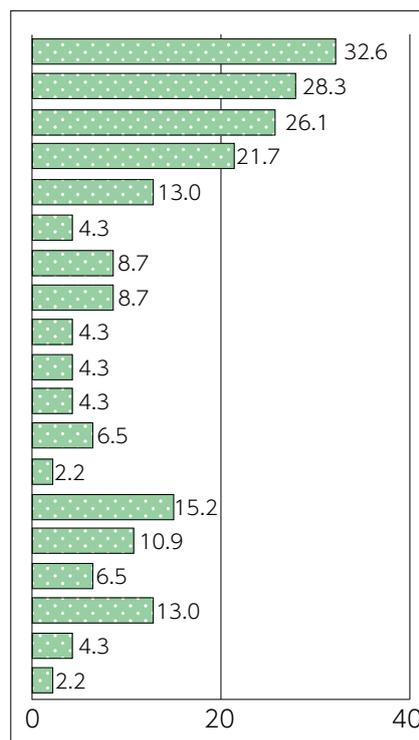
(あてはまるもの全てに○)

	度数	%	度数	%
女性（又は男女）に関すること	12	48.0	15	32.6
子どもに関すること	7	28.0	13	28.3
高齢者に関すること	6	24.0	12	26.1
障がい者に関すること	5	20.0	10	21.7
部落差別に関すること（同和問題）	1	4.0	6	13.0
ハンセン病回復者等に関すること	0	0.0	2	4.3
水俣病に関すること	0	0.0	4	8.7
インターネット（高度情報化社会）に関すること	3	12.0	4	8.7
外国人に関すること	2	8.0	2	4.3
アイヌの人々に関すること	0	0.0	2	4.3
エイズ患者やHIV（エイズウィルス）感染者に関すること	1	4.0	2	4.3
刑を終えて出所した人に関すること	0	0.0	3	6.5
犯罪被害者及びその家族に関すること	0	0.0	1	2.2
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	1	4.0	7	15.2
ホームレスの人たちに関すること	0	0.0	5	10.9
性同一性障害や性的指向など性的少数者に関すること	1	4.0	3	6.5
災害に関すること	6	24.0	6	13.0
自死遺族に関すること	1	4.0	2	4.3
その他（具体的に：)	7	28.0	1	2.2

H30 (n=749)



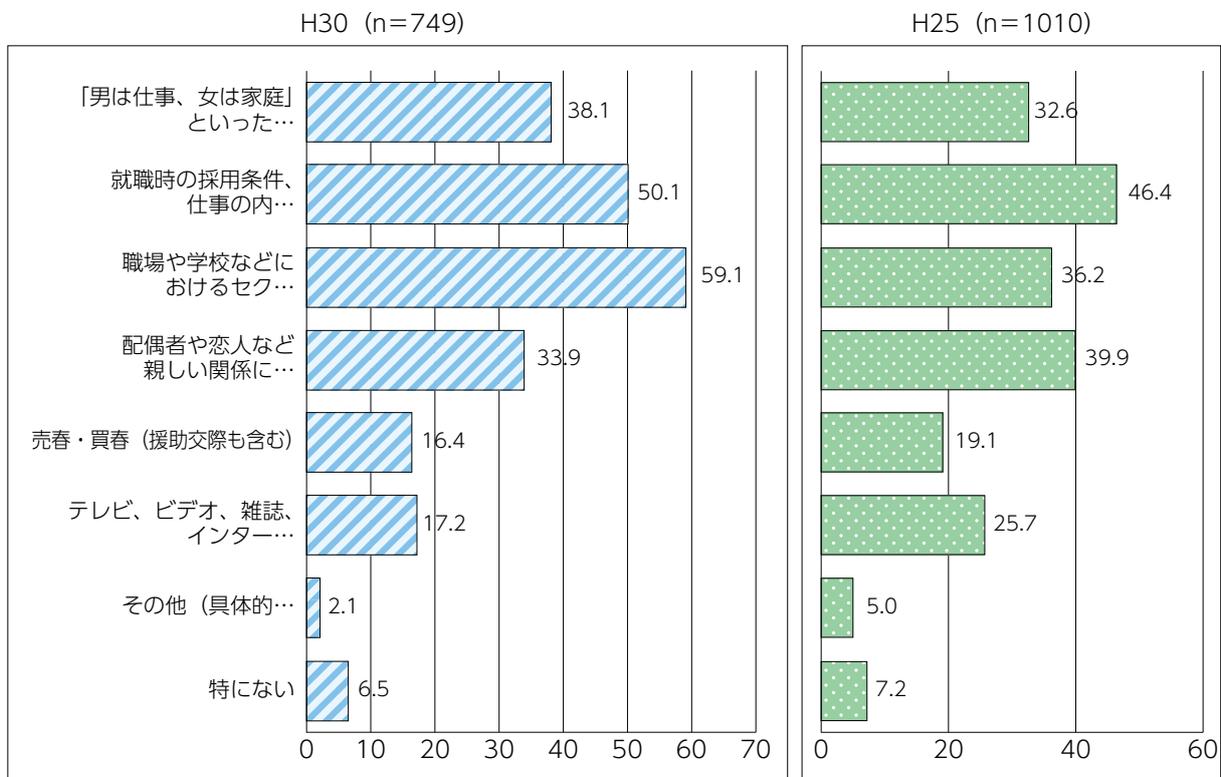
H25 (n=1010)



2 女性の人権についてお尋ねします

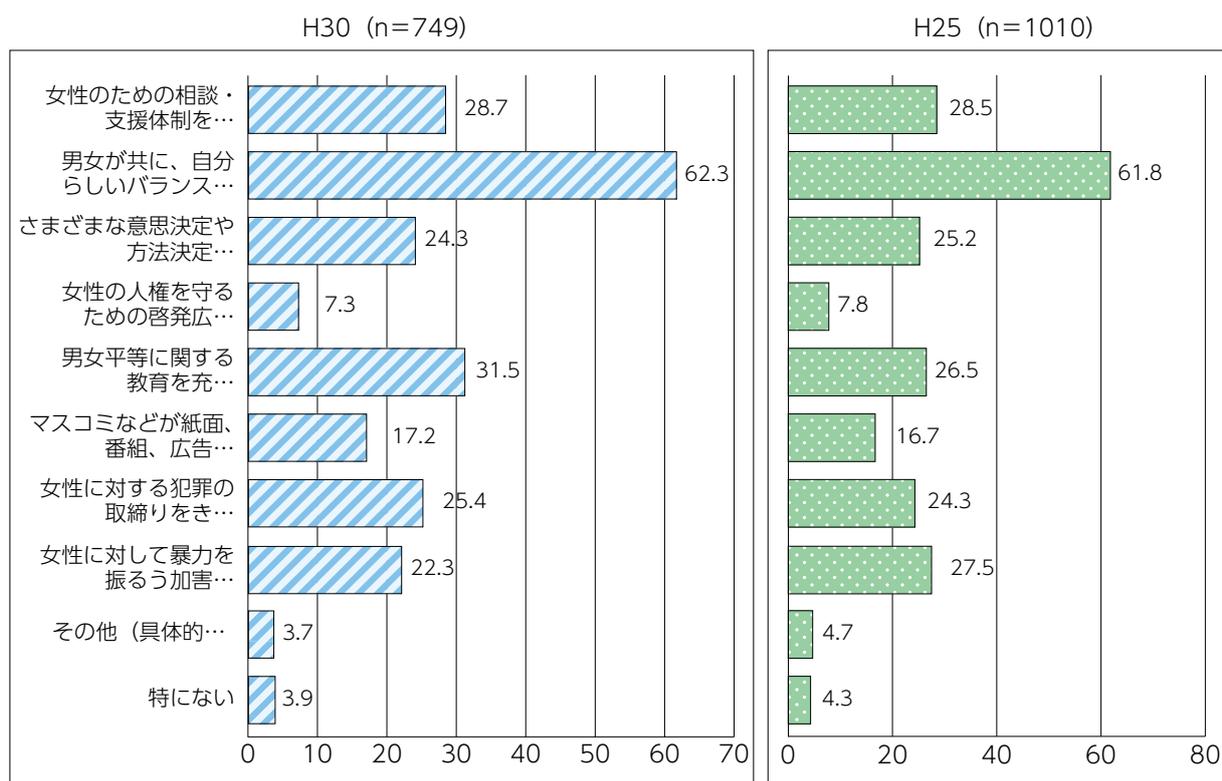
問8. 女性（又は男女）に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。（あてはまるもの3つ以内に○）

	度数	%	度数	%
「男は仕事、女は家庭」といった考え方	258	38.1	329	32.6
就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇のちがい	375	50.1	469	46.4
職場や学校などにおけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やマタニティ・ハラスメント（妊娠や出産、子育て中の女性に対する嫌がらせやいじめ）	443	59.1	366	36.2
配偶者や恋人など親しい関係にある男女間の暴力（なぐる、暴言、行動を監視するなど）	254	33.9	403	39.9
売春・買春（援助交際も含む）	123	16.4	193	19.1
テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどにわいせつ情報がたくさん出ていること	129	17.2	260	25.7
その他（具体的に：)	16	2.1	51	5.0
特にない	49	6.5	73	7.2



問9. 女性（又は男女）の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

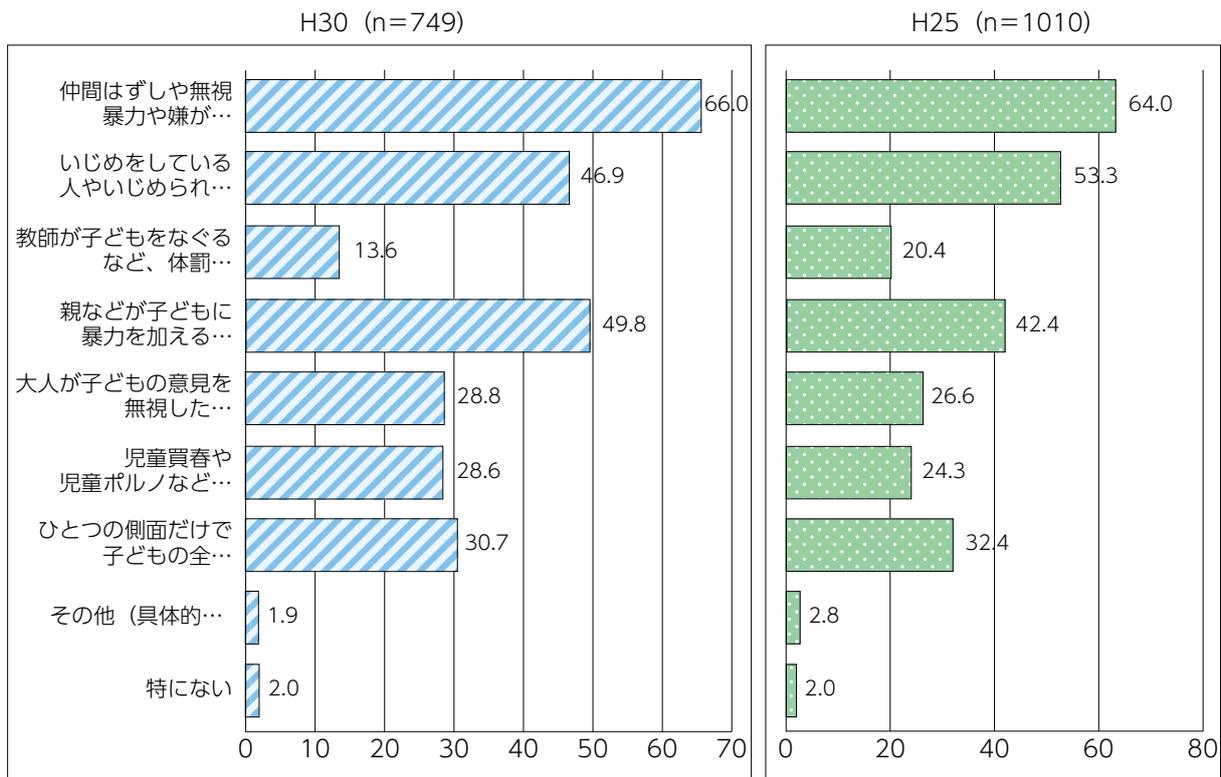
	度数	%	度数	%
女性のための相談・支援体制を充実する	215	28.7	288	28.5
男女が共に、自分らしいバランスで仕事、家庭、地域に関わることができる環境をつくる	467	62.3	624	61.8
さまざまな意思決定や方針決定の場への女性の参画を進める	182	24.3	255	25.2
女性の人権を守るための啓発広報活動などを進める	55	7.3	79	7.8
男女平等などに関する教育を充実する	236	31.5	268	26.5
マスコミなどが紙面、番組、広告などの内容に気をくばる	129	17.2	169	16.7
女性に対する犯罪の取締りをきびしくする	190	25.4	245	24.3
女性に対して暴力を振るう加害者への教育・相談体制を充実する	167	22.3	278	27.5
その他（具体的に：)	28	3.7	47	4.7
特になし	29	3.9	43	4.3



3 子どもの人権についてお尋ねします

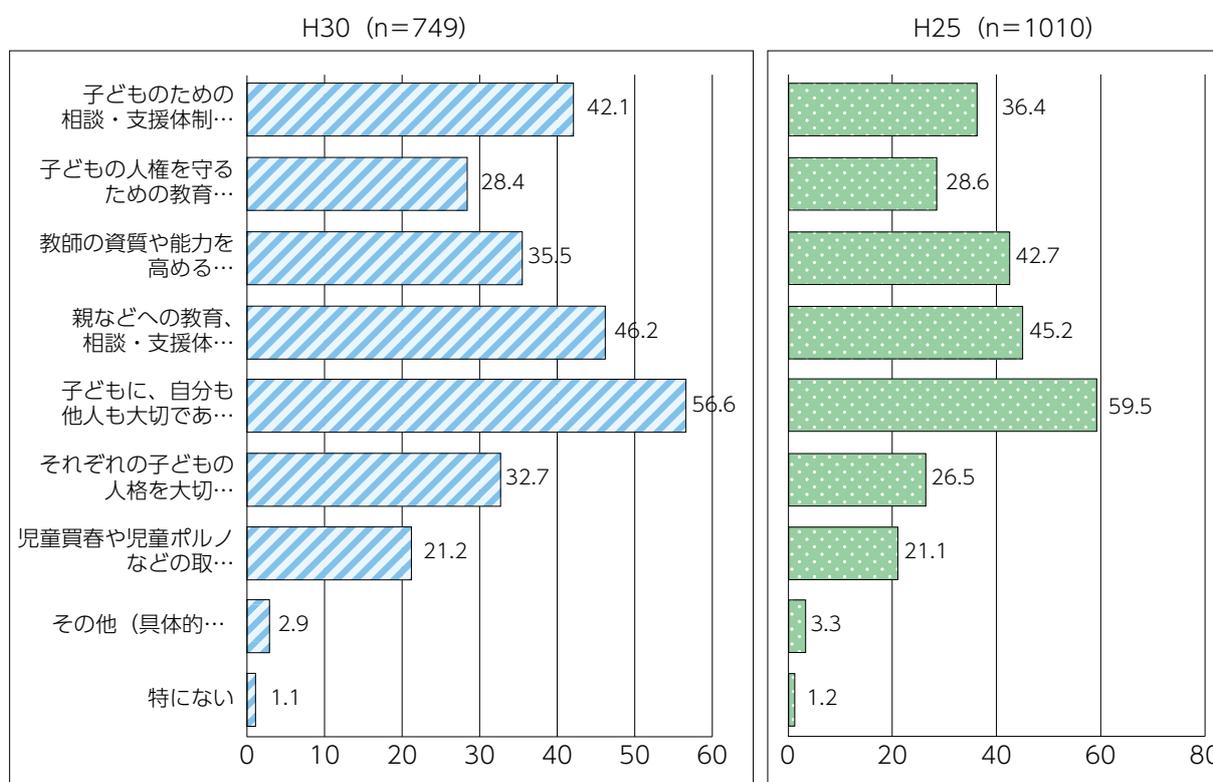
問10. 子どもに関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
仲間はずしや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめをすること	494	66.0	646	64.0
いじめをしている人やいじめられている人を見ても、見ぬふりをすること	351	46.9	538	53.3
教師が子どもをなぐるなど、体罰を加えること	102	13.6	206	20.4
親などが子どもに暴力を加えるなど、虐待すること	373	49.8	269	42.4
大人が子どもの意見を無視したり、大人の考えを押し付けたりすること	216	28.8	269	26.6
児童買春や児童ポルノなど	214	28.6	245	24.3
ひとつの側面だけで子どもの全てを評価してしまうこと	230	28.6	327	32.4
その他（具体的に：)	14	30.7	28	2.8
特にない	15	1.9	20	2.0



問11. 子どもの人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
子どものための相談・支援体制を充実する	315	42.1	368	36.4
子どもの人権を守るための教育・啓発活動を進める	213	28.4	289	28.6
教師の資質や能力を高める	266	35.5	431	42.7
親などへの教育、相談・支援体制を充実する	346	46.2	457	45.2
子どもに、自分も他人も大切であることを教える	424	56.6	601	59.5
それぞれの子ども的人格を大切にする	245	32.7	268	26.5
児童買春や児童ポルノなどの取締りをきびしくする	159	21.2	213	21.1
その他（具体的に：)	22	2.9	33	3.3
特にない	8	1.1	12	1.2

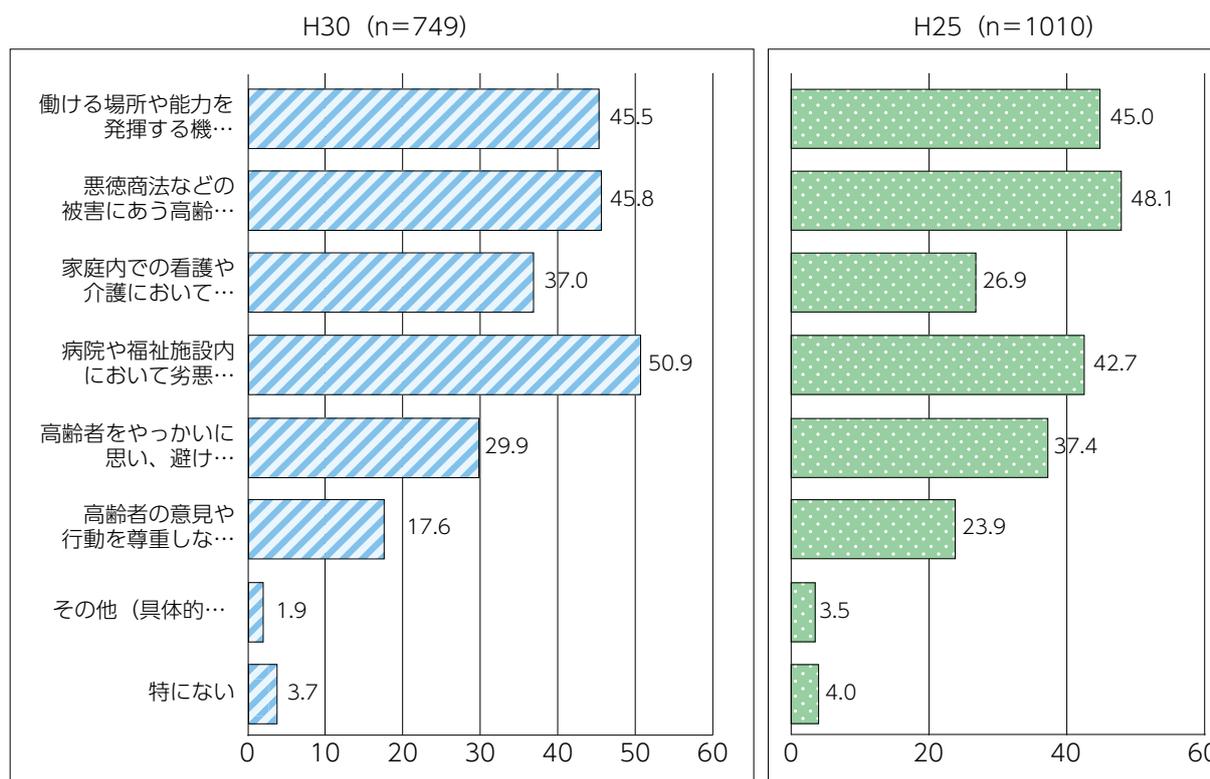


4 高齢者の人権についてお尋ねします

問12. 高齢者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%
働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと	341	45.5
悪徳商法などの被害にあう高齢者が多いこと	343	45.8
家庭内での看護や介護において劣悪な処遇や虐待が行われること	277	37.0
病院や福祉施設内において劣悪な処遇や虐待が行われること	381	50.9
高齢者をやっかいに思い、避けること	224	29.9
高齢者の意見や行動を尊重しないこと	132	17.6
その他（具体的に：)	14	1.9
特になし	28	3.7

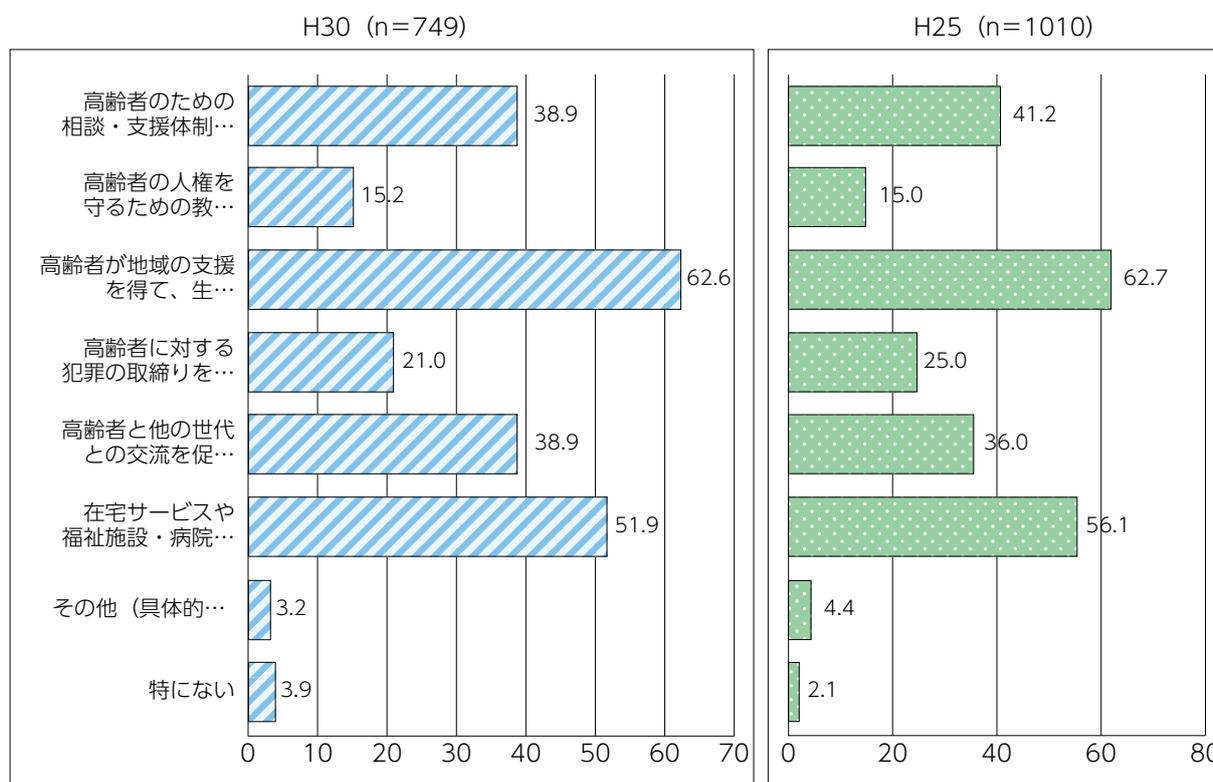
度数	%
455	45.0
486	48.1
272	26.9
431	42.7
378	37.4
241	23.9
35	3.5
40	4.0



問13. 高齢者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%
高齢者のための相談・支援体制の充実	291	38.9
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を進める	114	15.2
高齢者が地域の支援を得て、生活しやすい環境にする	469	62.6
高齢者に対する犯罪の取締りをきびしくする	157	21.0
高齢者和其他の世代との交流を促進する	291	38.9
在宅サービスや福祉施設・病院を充実する	389	51.9
その他（具体的に：)	24	3.2
特にない	29	3.9

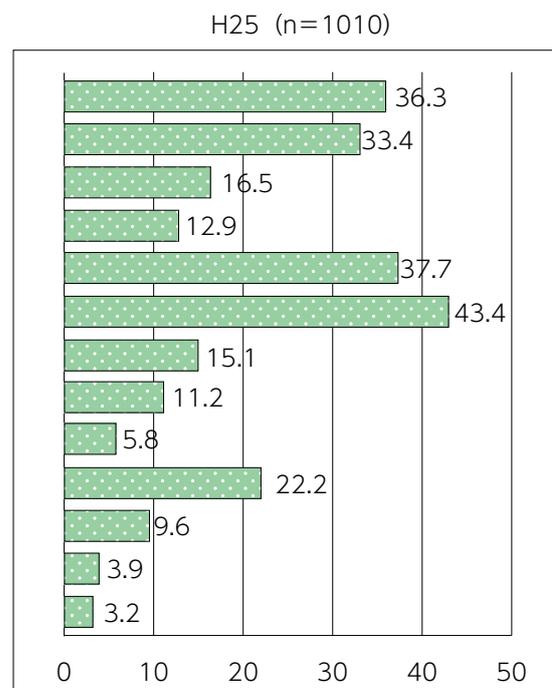
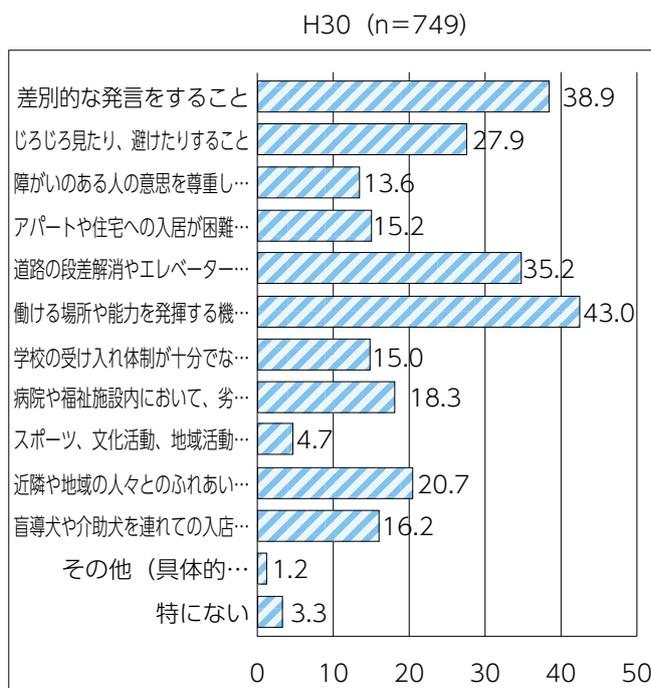
度数	%
416	41.2
152	15.0
633	62.7
253	25.0
364	36.0
567	56.1
44	4.4
21	2.1



5 障がい者の人権についてお尋ねします

問14. 障がいのある人に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの**3つ以内**に○)

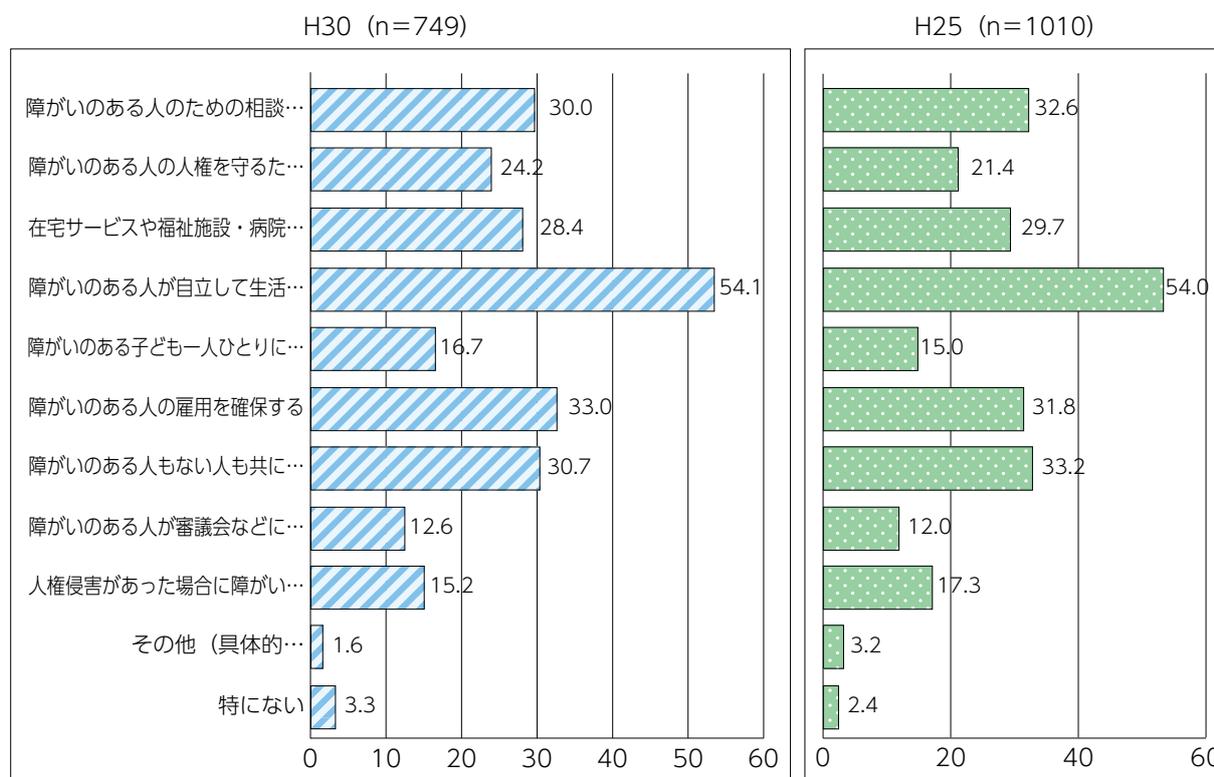
	度数	%	度数	%
差別的な発言をすること	291	38.9	367	36.3
じろじろ見たり、避けたりすること	209	27.9	337	33.4
障がいのある人の意思を尊重しないこと	102	13.6	167	16.5
アパートや住宅への入居が困難なこと	114	15.2	130	12.9
道路の段差解消やエレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりが十分でないこと	264	35.2	381	37.7
働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと	322	43.0	438	43.4
学校の受け入れ体制が十分でないこと	112	15.0	153	15.1
病院や福祉施設内において、劣悪な待遇や虐待が行われていること	137	18.3	113	11.2
スポーツ、文化活動、地域活動に気軽に参加できないこと	35	4.7	59	5.8
近隣や地域の人々とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと	155	20.7	224	22.2
盲導犬や介助犬を連れての入店や入室を断ること	121	16.2	97	9.6
その他（具体的に：)	9	1.2	39	3.9
特にない	25	3.3	32	3.2



問15. 障がいのある人の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
障がいのある人のための相談・支援体制を充実する	225	30.0	329	32.6
障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動を進める	181	24.2	216	21.4
在宅サービスや福祉施設・病院を充実する	213	28.4	300	29.7
障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする	405	54.1	545	54.0
障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行う	125	16.7	152	15.0
障がいのある人の雇用を確保する	247	33.0	316	31.8
障がいのある人もない人も共に活動し交流する場の提供を行う	230	30.7	335	33.2
障がいのある人が審議会などに参加し、意見を反映させる機会を増やす	94	12.6	121	12.0
人権侵害があった場合に障がいのある人の権利や生活を守る制度を充実させる	114	15.2	175	17.3
その他（具体的に：)	12	1.6	32	3.2
特にない	25	3.3	24	2.4

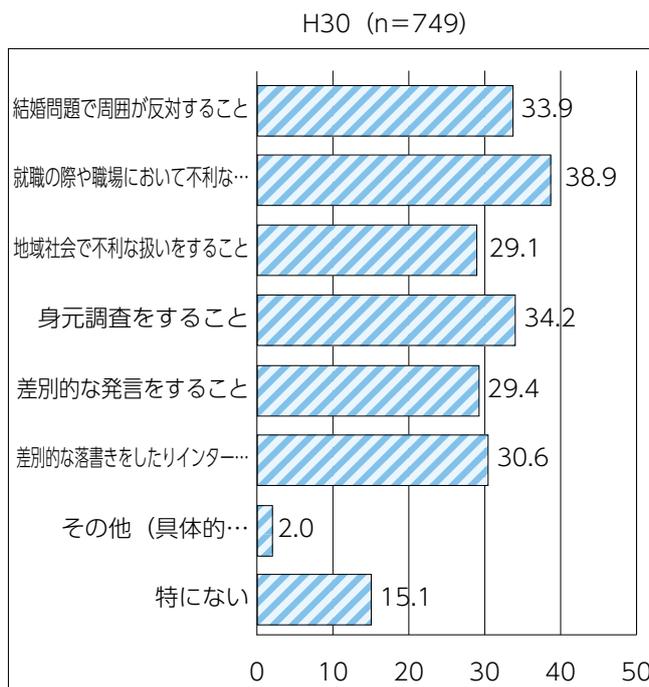


6 同和問題についてお尋ねします

問16. 同和問題であなたが人権上特に問題があると思うものはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

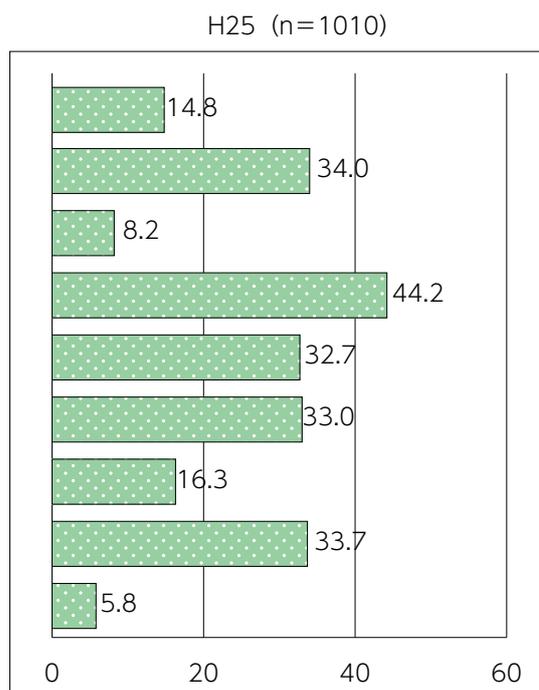
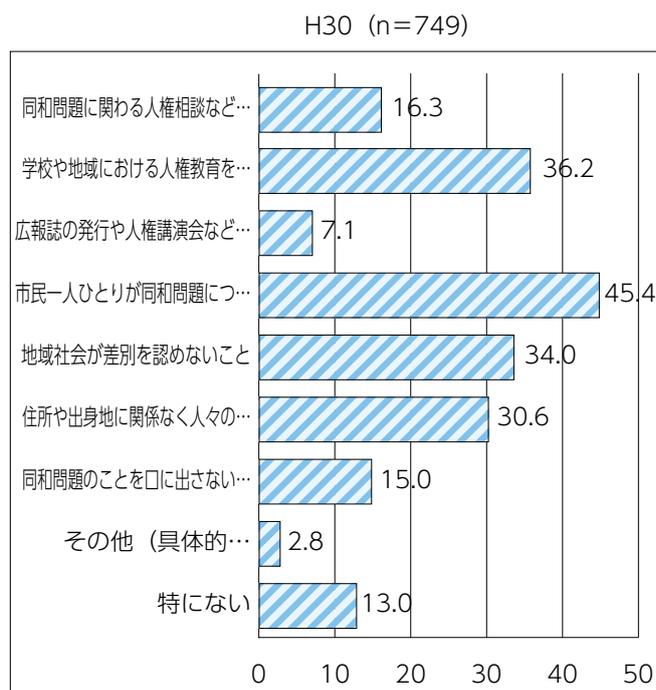
	度数	%
結婚問題で周囲が反対すること	254	33.9
就職の際や職場において不利な扱いをすること	291	38.9
地域社会で不利な扱いをすること	218	29.1
身元調査をすること	256	34.2
差別的な発言をすること	220	29.4
差別的な落書きをしたりインターネット上に差別的な情報をのせたりすること	229	30.6
その他（具体的に：)	15	2.0
特にない	113	15.1

度数	%
381	37.7
364	36.0
372	26.9
382	37.8
286	28.3
250	24.8
128	12.7
84	8.3



問17. 同和問題を解決するために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

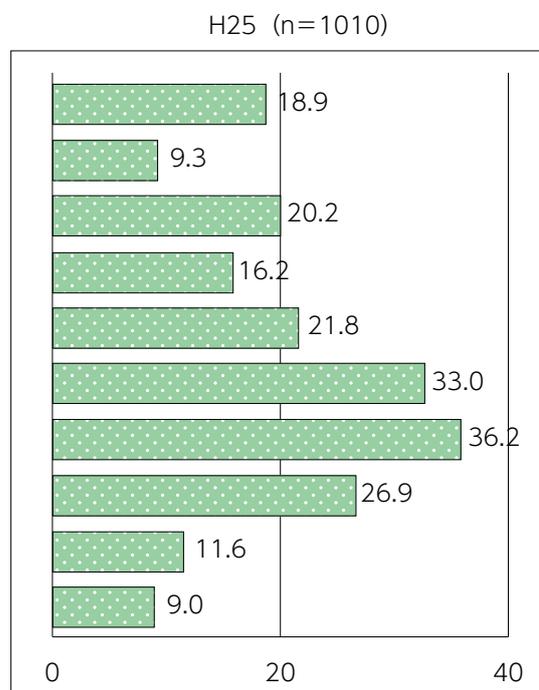
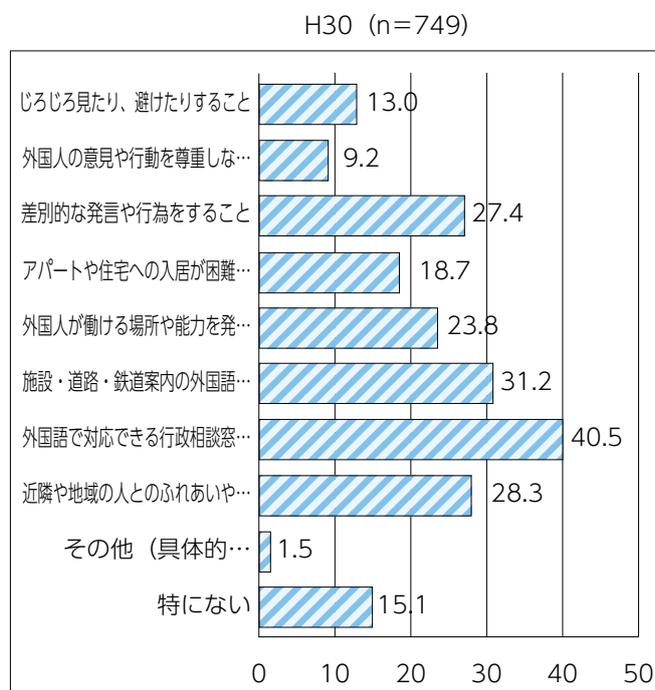
	度数	%	度数	%
同和問題に関わる人権相談などを充実する	122	16.3	149	14.8
学校や地域における人権教育を進める	271	36.2	343	34.0
広報紙の発行や人権講演会などで人権啓発を進める	53	7.1	83	8.2
市民一人ひとりが同和問題について正しい理解を深めるように努力する	340	45.4	446	44.2
地域社会が差別を認めないこと	255	34.0	330	32.7
住所や出身地に関係なく人々の交流を活発にし、まちづくりを進める	229	30.6	333	33.0
同和問題のことを口に出さないで、そっとしておく	112	15.0	165	16.3
その他（具体的に：)	21	2.8	340	33.7
特になし	97	13.0	59	5.8



7 外国人の人権についてお尋ねします

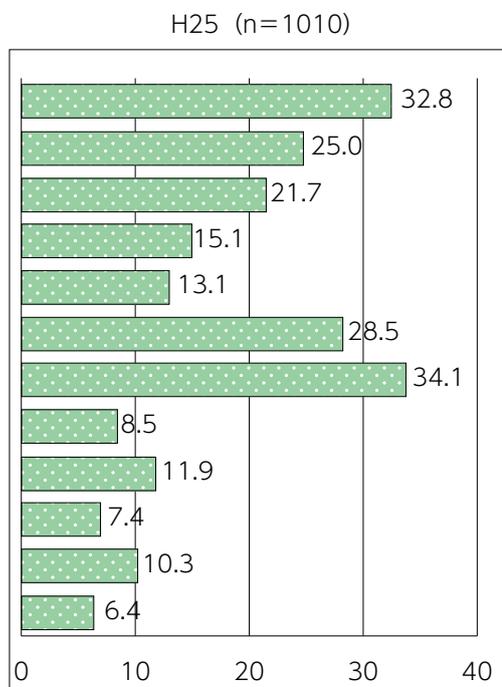
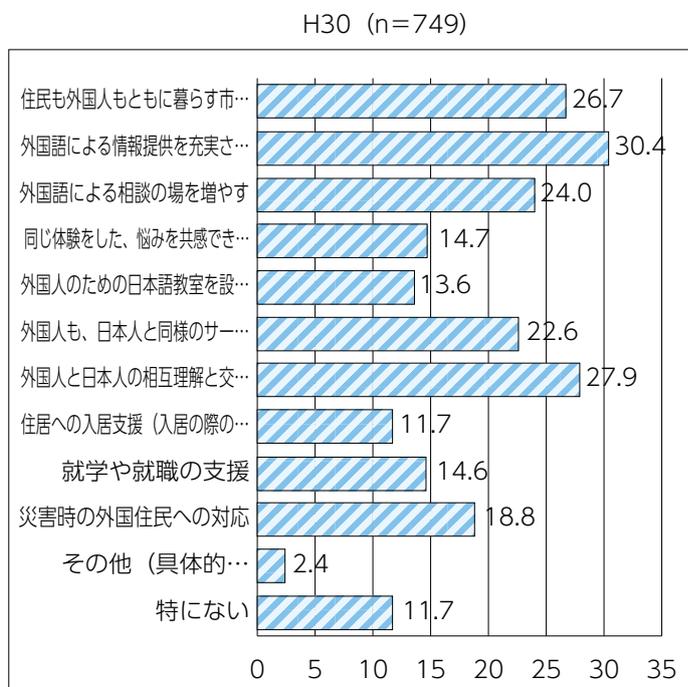
問18. 外国人が地域で生活するとき、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
じろじろ見たり、避けたりすること	97	13.0	191	18.9
外国人の意見や行動を尊重しないこと	69	9.2	94	9.3
差別的な発言や行為をすること	205	27.4	204	20.2
アパートや住宅への入居が困難なこと	140	18.7	162	16.0
外国人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと	178	23.8	220	21.8
施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが出来ていないこと	234	31.2	333	33.0
外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと	303	40.5	366	36.2
近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと	212	28.3	272	26.9
その他（具体的に：)	11	1.5	117	11.6
特になし	113	15.1	91	9.0



問19. 外国人の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
住民も外国人もともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める	200	26.7	331	32.8
外国語による情報提供を充実させる	228	30.4	253	25.0
外国語による相談の場を増やす	180	24.0	219	21.7
同じ体験をした、悩みを共感できる相談者がいる相談の場を作る	110	14.7	153	15.1
外国人のための日本語教室を設ける	102	13.6	132	13.1
外国人も、日本人と同様のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする	169	22.6	288	28.5
外国人と日本人の相互理解と交流を進める	209	27.9	344	34.1
住宅への入居支援（入居の際の差別の解消）	88	11.7	86	8.5
就学や就職の支援	109	14.6	120	11.9
災害時の外国住民への対応	141	18.8	71	7.0
その他（具体的に：)	18	2.4	104	10.3
特にない	88	11.7	65	6.4

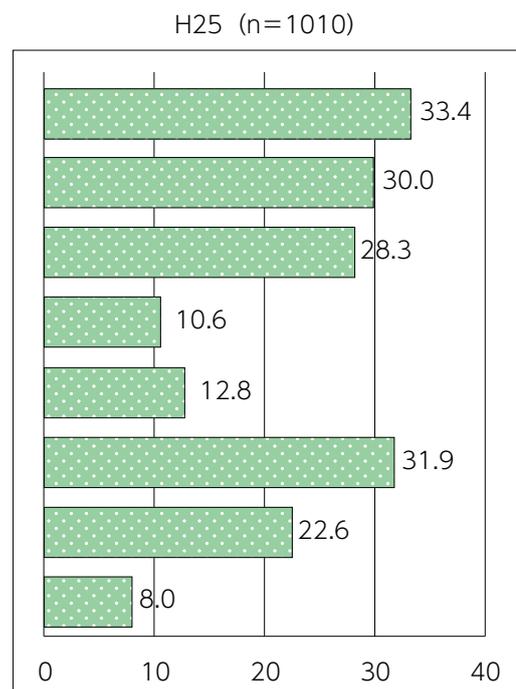
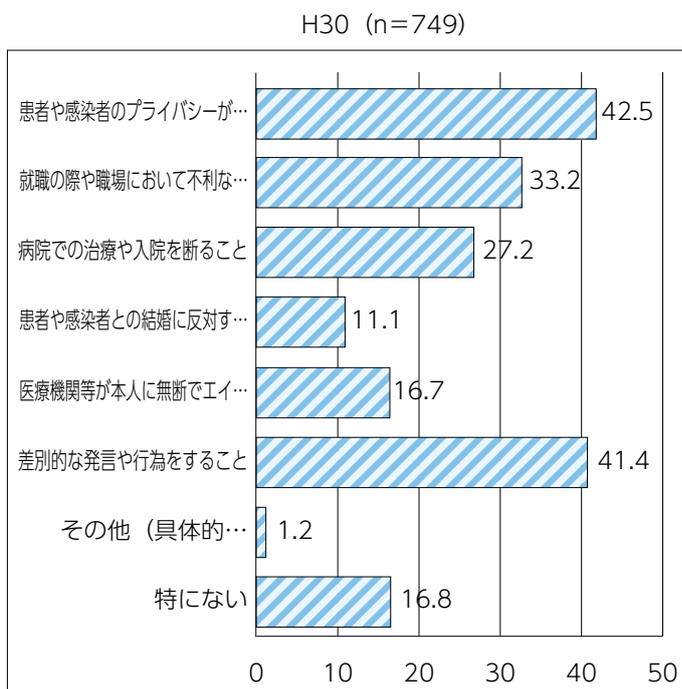


8 エイズ患者やHIV感染者の人権についてお尋ねします

問20. エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。（あてはまるもの**3つ以内**に○）

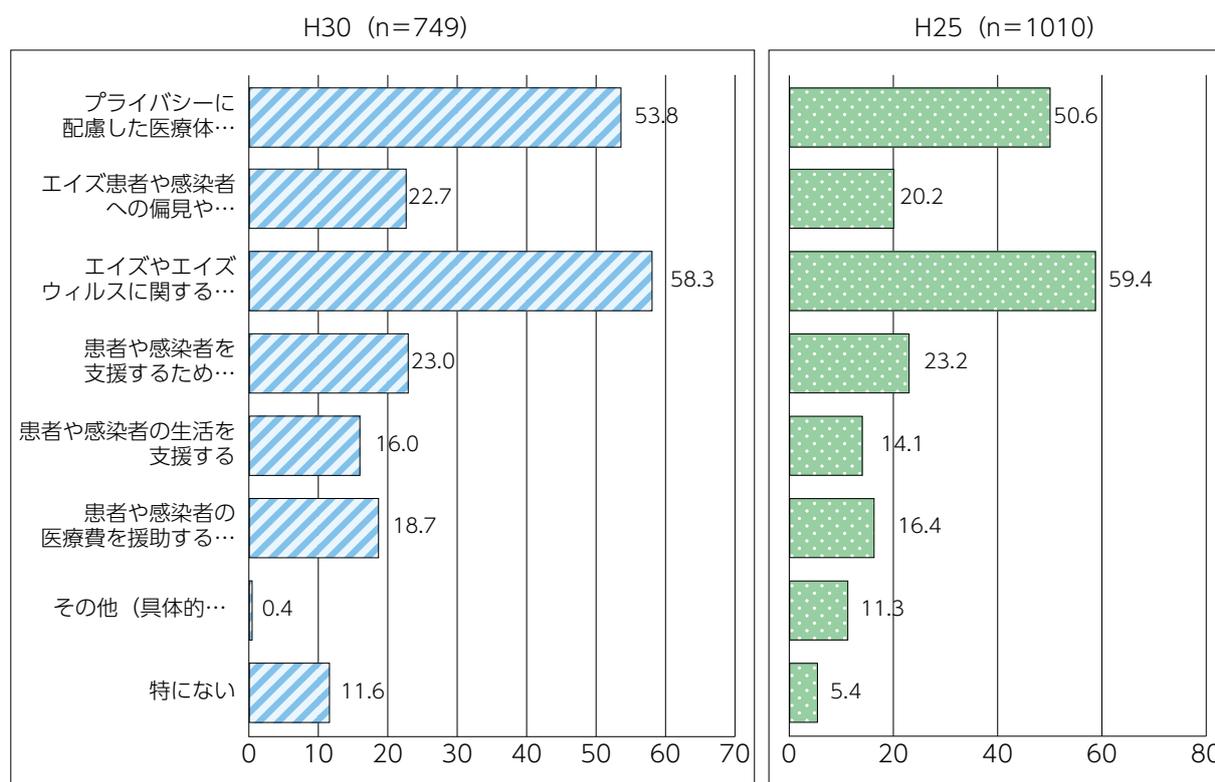
	度数	%
患者や感染者のプライバシーが守れないこと	318	42.5
就職の際や職場において不利な扱いをすること	249	33.2
病院での治療や入院を断ること	204	27.2
患者や感染者との結婚に反対すること	83	11.1
医療機関等が本人に無断でエイズ検査をすること	125	16.7
差別的な発言や行為をすること	310	41.4
その他（具体的に：)	9	1.2
特にない	126	16.8

度数	%
337	33.4
303	30.0
286	28.3
107	10.6
129	12.8
322	31.9
228	22.6
81	8.0



問21. エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

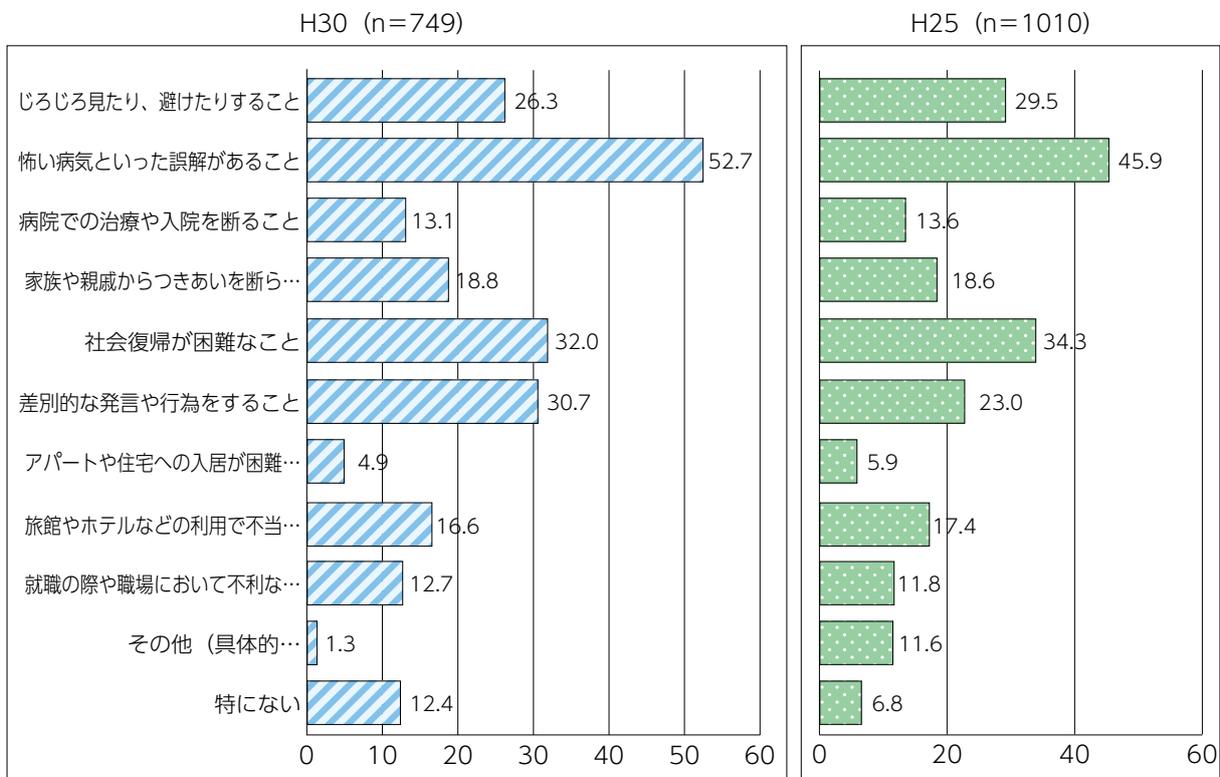
	度数	%	度数	%
プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する	403	53.8	511	50.6
患者や感染者への偏見や差別をなくすための啓発活動を行う	170	22.7	204	20.2
エイズやエイズウイルスに関する正しい知識について学校教育の中に取り入れる	437	58.3	600	59.4
患者や感染者を支援するために、行政・医療機関・NGOなどのネットワーク化を進める	172	23.0	234	23.2
患者や感染者の生活を支援する	120	16.0	142	14.1
患者や感染者の医療費を援助する	140	18.7	166	16.4
その他（具体的に：)	3	0.4	114	11.3
特にない	87	11.6	55	5.4



9 ハンセン病回復者等の人権についてお尋ねします

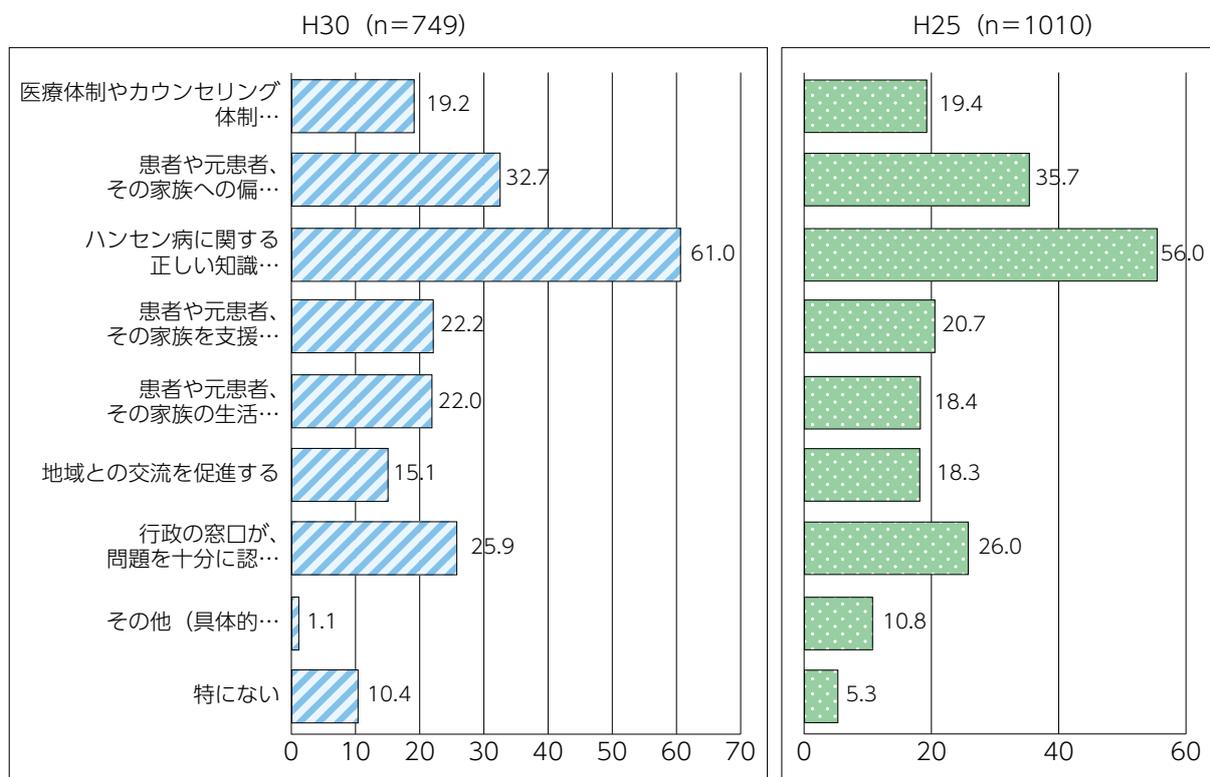
問22. ハンセン病回復者等に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。

	度数	%	度数	%
じろじろ見たり、避けたりすること	197	26.3	298	29.5
怖い病気といった誤解があること	295	52.7	464	45.9
病院での治療や入院を断ること	98	13.1	137	13.6
家族や親戚からつきあいを断られること	141	18.8	188	18.6
社会復帰が困難なこと	240	32.0	346	34.3
差別的な発言や行為をすること	230	30.7	232	23.0
アパートや住宅への入居が困難なこと	37	4.9	60	5.9
旅館やホテルなどの利用で不当な扱いを受けること	126	16.6	176	17.4
就職の際や職場において不利な扱いをすること	95	12.7	119	11.8
その他（具体的に：)	10	1.3	117	11.6
特にない	93	12.4	67	6.6



問23. ハンセン病回復者等の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
医療体制やカウンセリング体制を充実する	144	19.2	196	19.4
患者や元患者、その家族への偏見や差別をなくすための啓発活動を行う	245	32.7	361	35.7
ハンセン病に関する正しい知識について学校教育の中に取り入れる	457	61.0	57	56.0
患者や元患者、その家族を支援するため、行政・医療機関・NGOなどのネットワーク化を進める	166	22.2	209	20.7
患者や元患者、その家族の生活を支援する	165	22.0	186	18.4
地域との交流を促進する	113	15.1	185	18.3
行政の窓口が、問題を十分に認識したうえで適切な対応をとること	194	25.9	263	26.0
その他（具体的に：)	8	1.1	109	10.8
特にない	78	10.4	54	5.3

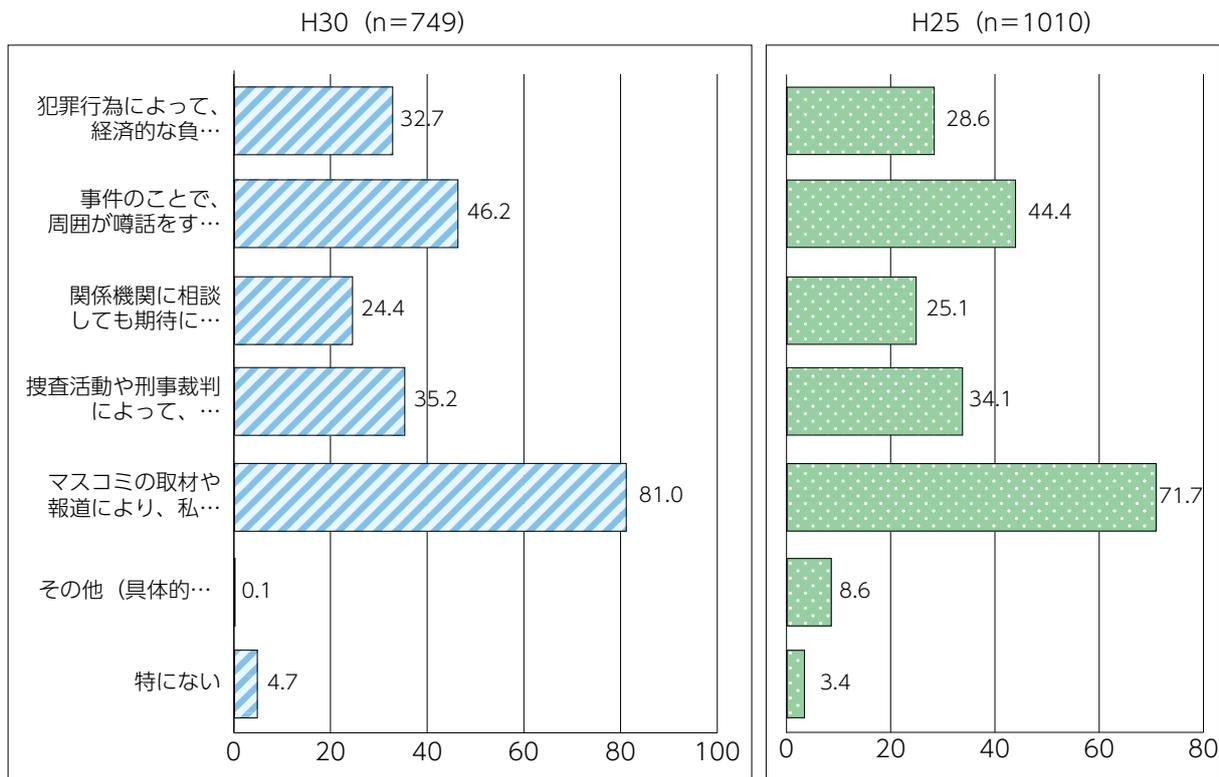


10 犯罪被害者やその家族の人権についてお尋ねします

問24. 犯罪被害者やその家族に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

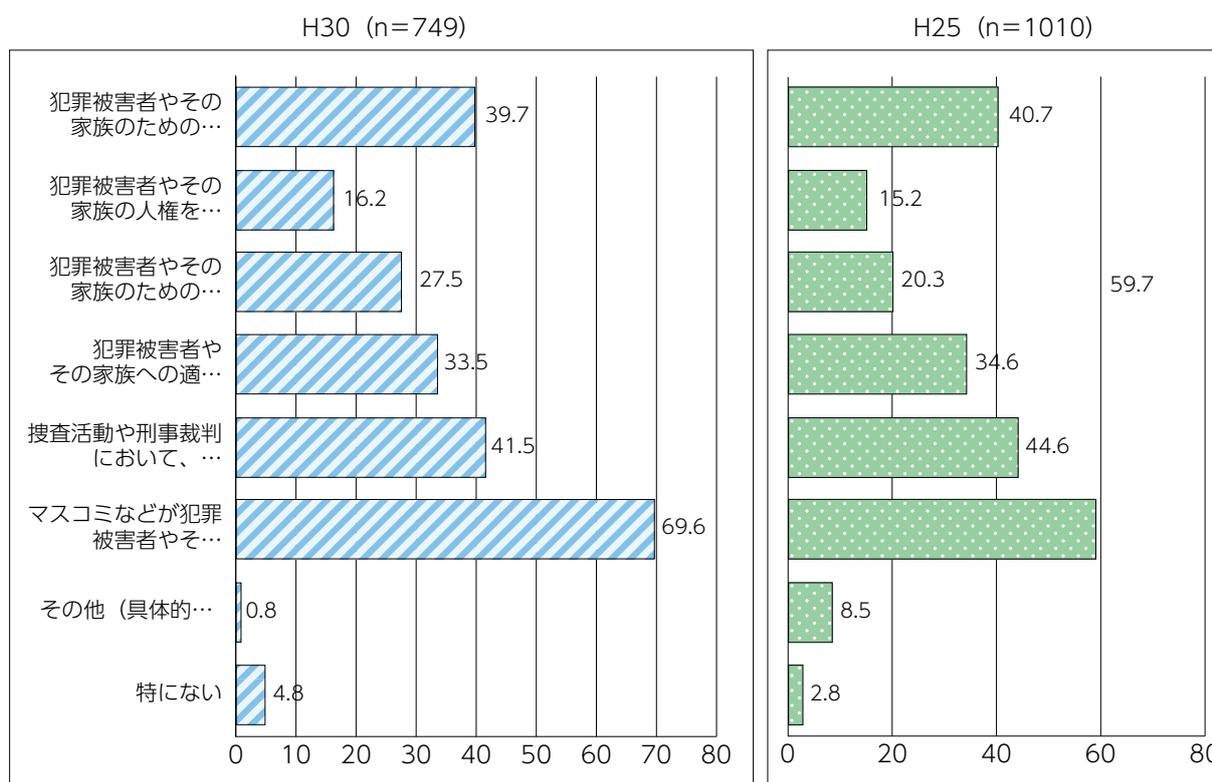
	度数	%
犯罪行為によって、経済的な負担を強いられること	245	32.7
事件のことで、周囲が噂話をする事	346	46.2
関係機関に相談しても期待にそった支援が得られないこと	183	24.4
捜査活動や刑事裁判によって、精神的な負担がかかること	264	35.2
マスコミの取材や報道により、私生活の平穩やプライバシーが保てなくなる事	607	81.0
その他（具体的に：)	1	0.1
特にない	35	4.7

度数	%
289	28.6
448	44.4
254	25.1
344	34.1
724	71.7
87	8.6
34	3.4



問25. 犯罪被害者やその家族の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
犯罪被害者やその家族のための相談・支援体制を充実する	297	39.7	411	40.7
犯罪被害者やその家族の人権を守るための教育・啓発活動を進める	121	16.2	154	15.2
犯罪被害者やその家族のための経済的な支援を行う	206	27.5	205	20.3
犯罪被害者やその家族への適切なカウンセリングを行う	251	33.5	349	34.6
捜査活動や刑事裁判において、犯罪被害者やその家族に十分な気配りをする	311	41.5	450	44.6
マスコミなどが犯罪被害者やその家族の人権に気配りした報道や取材を行う	521	69.6	603	59.7
その他（具体的に：)	6	0.8	86	8.5
特にない	36	4.8	28	2.8

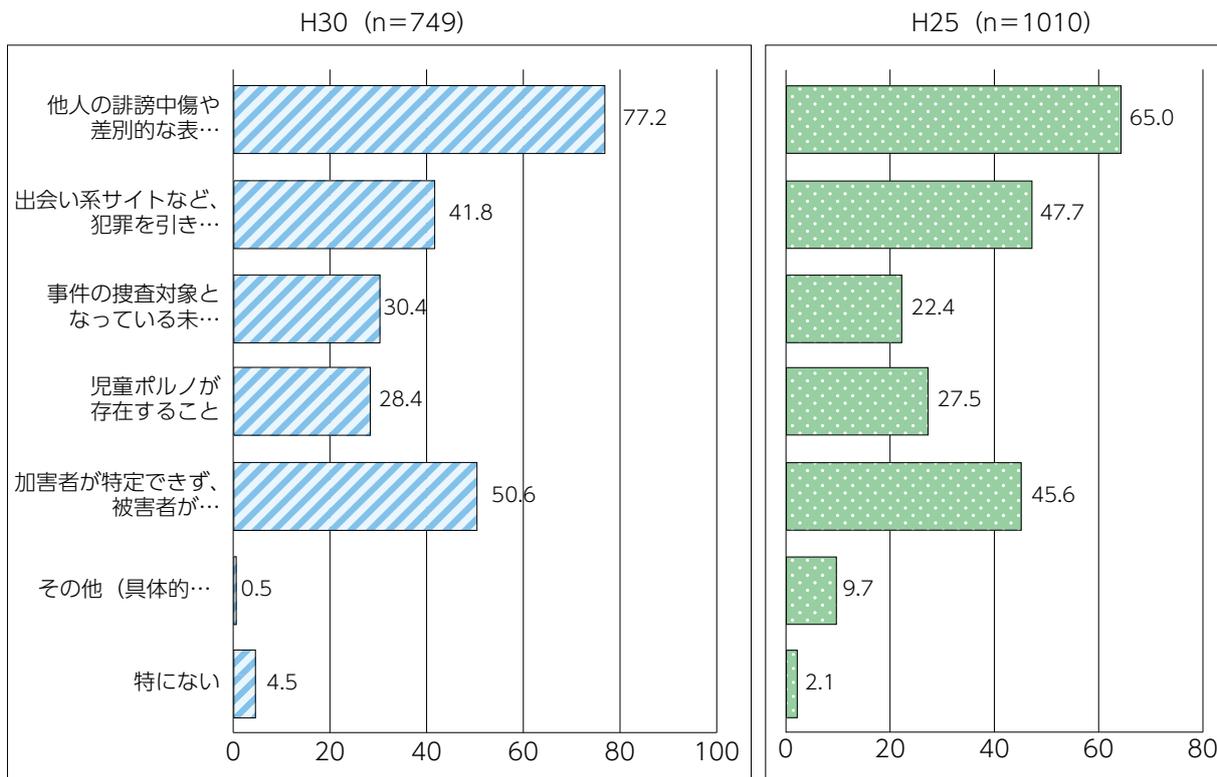


11 インターネット上の人権についてお尋ねします

問26. インターネットに関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの**3つ以内**に○)

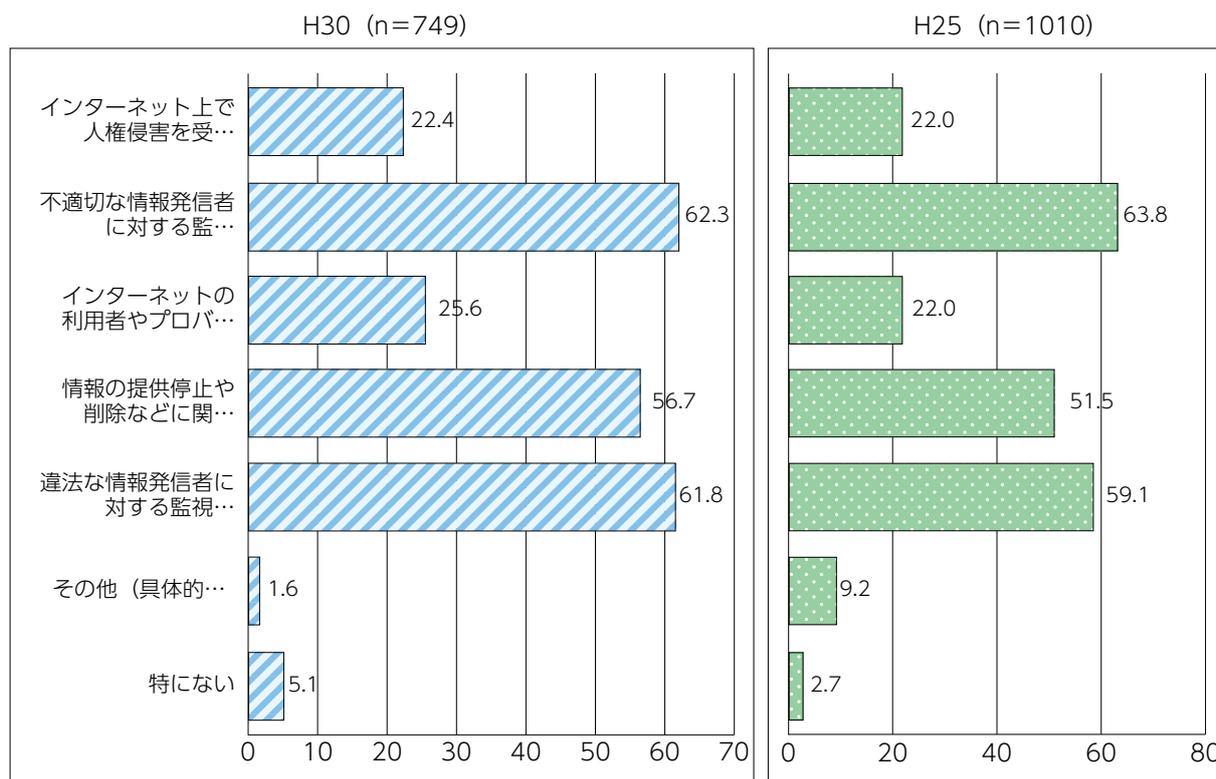
	度数	%
他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報をアップする(出す)こと	578	77.2
出会い系サイトなど、犯罪を引き起こす場となっていること	313	41.8
事件の捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真をアップする(出す)こと	228	30.4
児童ポルノが存在すること	213	28.4
加害者が特定できず、被害者が救済されないこと	379	50.6
その他(具体的に:)	4	0.5
特になし	34	4.5

度数	%
657	65.0
482	47.7
226	22.4
278	27.5
461	45.6
98	9.7
21	2.1



問27. インターネット上での人権侵害を防ぐために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

	度数	%	度数	%
インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制を充実する	168	22.4	222	22.0
不適切な情報発信者に対する監視や取締りをきびしくする	467	62.3	644	63.8
インターネットの利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉についての正しい理解を得られるよう、教育・啓発活動を進める	192	25.6	222	22.0
情報の提供停止や削除などに関する法的規制をきびしくする	425	56.7	520	51.5
違法な情報発信者に対する監視や取り締まりをきびしくする	463	61.8	597	59.1
その他（具体的に：)	12	1.6	93	9.2
特にない	38	5.1	27	2.7

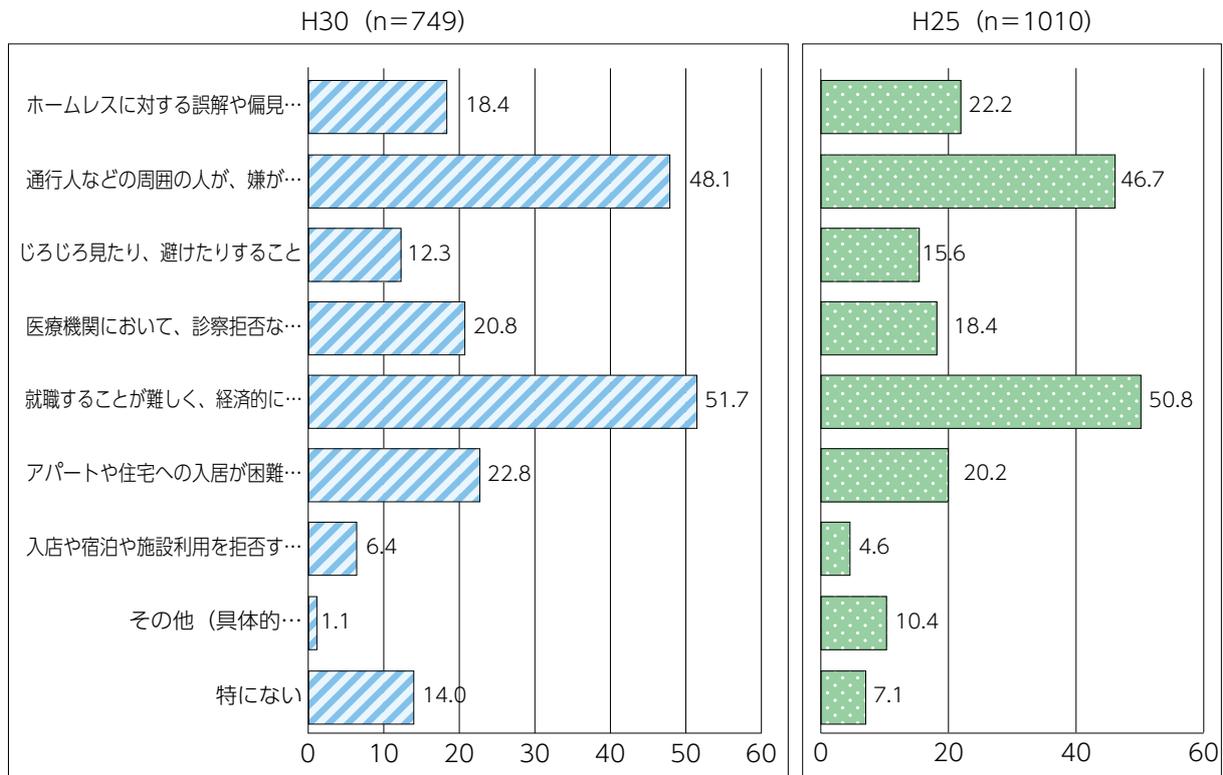


12 ホームレスの人権についてお尋ねします

問28. ホームレスに関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%
ホームレスに対する誤解や偏見があること	138	18.4
通行人などの周囲の人が、嫌がらせをしたり暴力をふるったりすること	360	48.1
じろじろ見たり、避けたりすること	92	12.3
医療機関において、診察拒否などの差別的な扱いをすること	156	20.8
就職することが難しく、経済的に自立した生活が出来ないこと	387	51.7
アパートや住宅への入居が困難なこと	171	22.8
入店や宿泊や施設利用を拒否すること	48	6.4
その他（具体的に：)	8	1.1
特にない	105	14.0

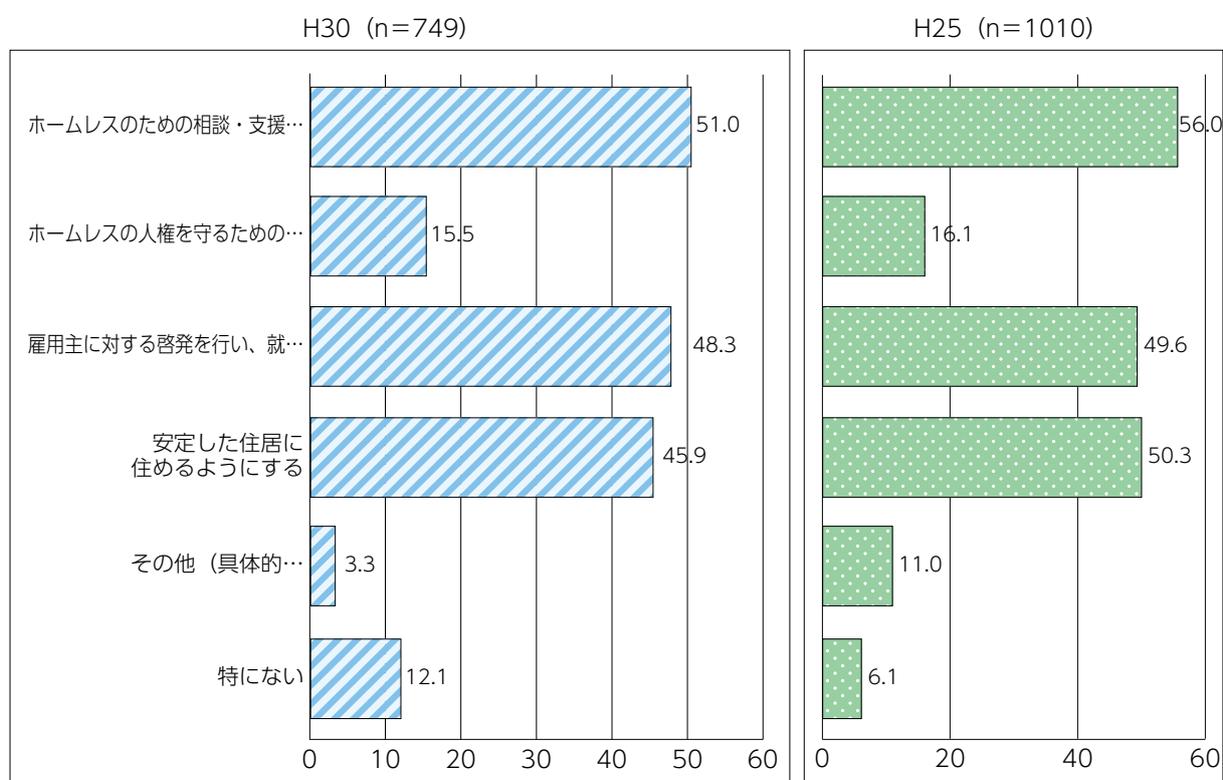
度数	%
224	22.2
472	46.7
158	15.6
186	18.4
513	50.8
204	20.2
46	4.6
105	10.4
72	7.1



問29. ホームレスの人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%
ホームレスのための相談・支援体制を充実する	382	51.0
ホームレスの人権を守るための教育・啓発活動を進める	116	15.5
雇用主に対する啓発を行い、就業機会をつくる	362	48.3
安定した住居に住めるようにする	344	45.9
その他（具体的に：)	25	3.3
特にない	91	12.1

度数	%
566	56.0
163	16.1
501	49.6
508	50.3
111	11.0
62	6.1

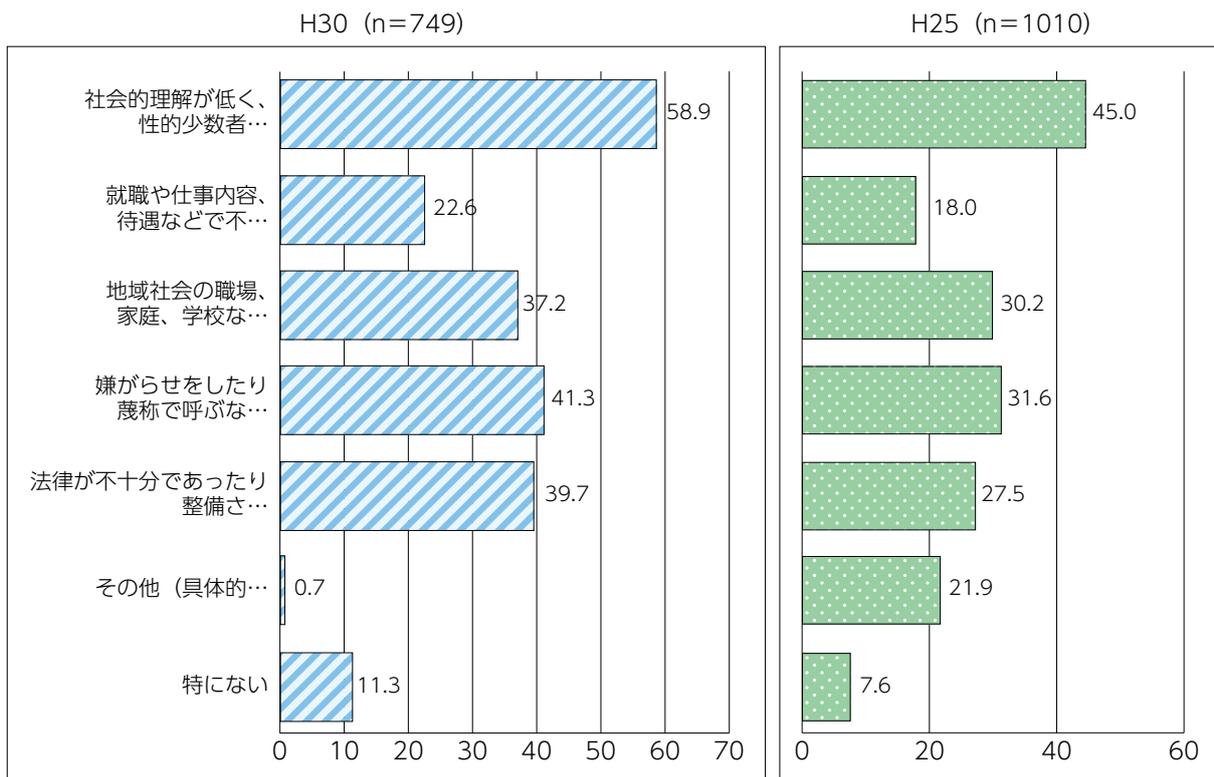


13 性的少数者（LGBT）の人権についてお尋ねします

問30. 性同一性障害や性的指向などの性的少数者（LGBT）に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。（あてはまるもの3つ以内に○）

	度数	%
社会的理解が低く、性的少数者を好奇や偏見の目で見ること	441	58.9
就職や仕事内容、待遇などで不利な立場におくこと	169	22.6
地域社会の職場、家庭、学校などでのけ者あつかいで、孤立させてしまうこと	279	37.2
嫌がらせをしたり蔑称で呼ぶなど、差別的な言動をすること	309	41.3
法律が不十分であったり、整備されていないこと	297	39.7
その他（具体的に：)	5	0.7
特にない	85	11.3

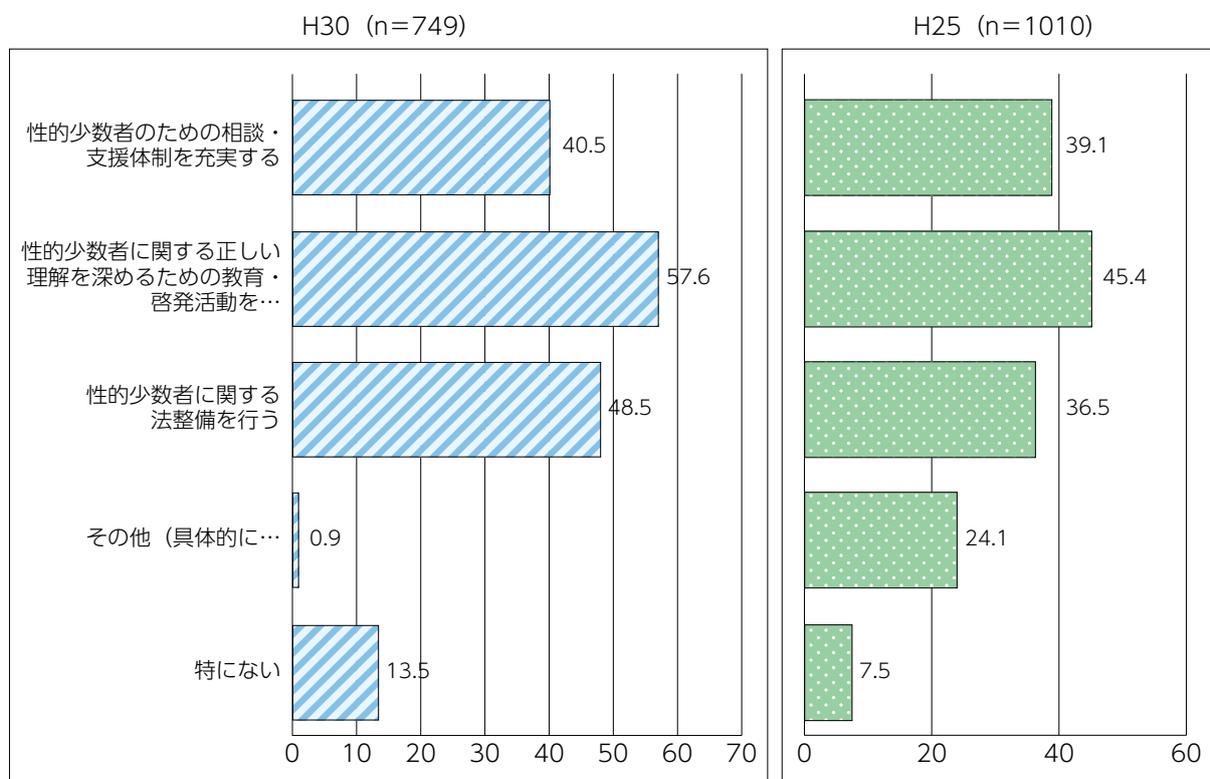
度数	%
455	45.0
182	18.0
305	30.2
319	31.6
278	27.5
221	21.9
77	7.6



問31. 性同一性障害や性的指向などの性的少数者（LGBT）の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるもの3つ以内に○）

	度数	%
性的少数者のための相談・支援体制を充実する	303	40.5
性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進める	433	57.6
性的少数者に関する法整備を行う	363	48.5
その他（具体的に：)	7	0.9
特にない	101	13.5

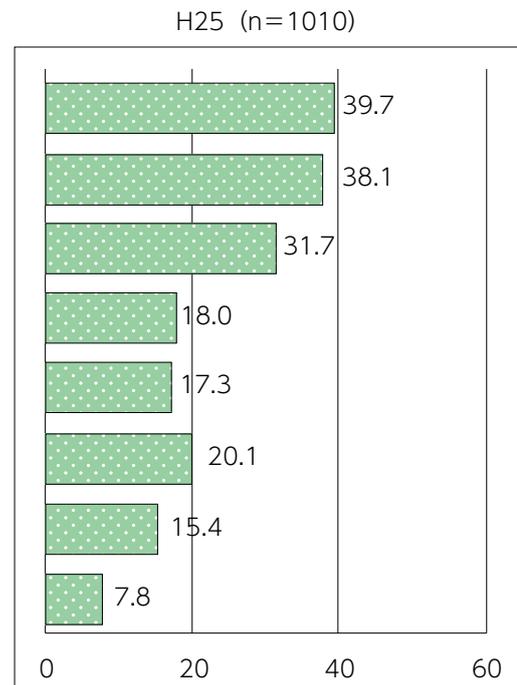
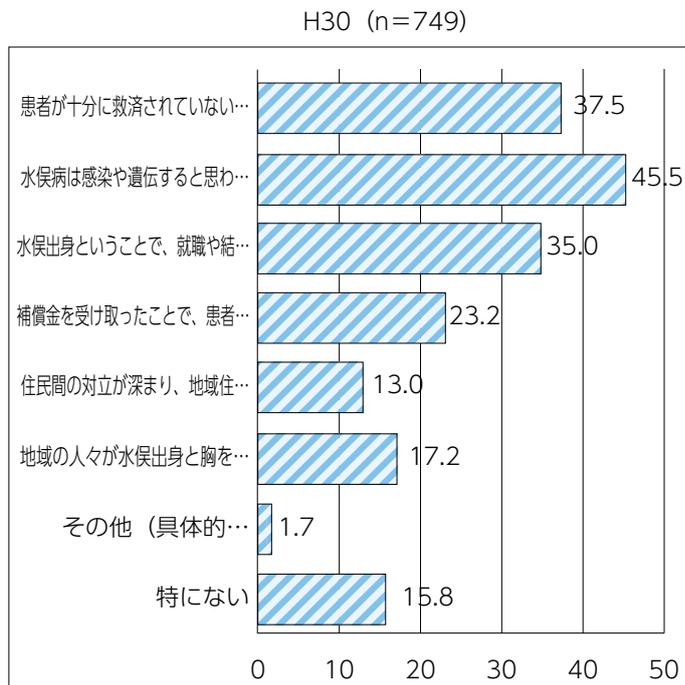
	度数	%
	395	39.1
	459	45.4
	369	36.5
	243	24.1
	76	7.5



14 水俣病患者やその家族等の人権についてお尋ねします

問32. 水俣病に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

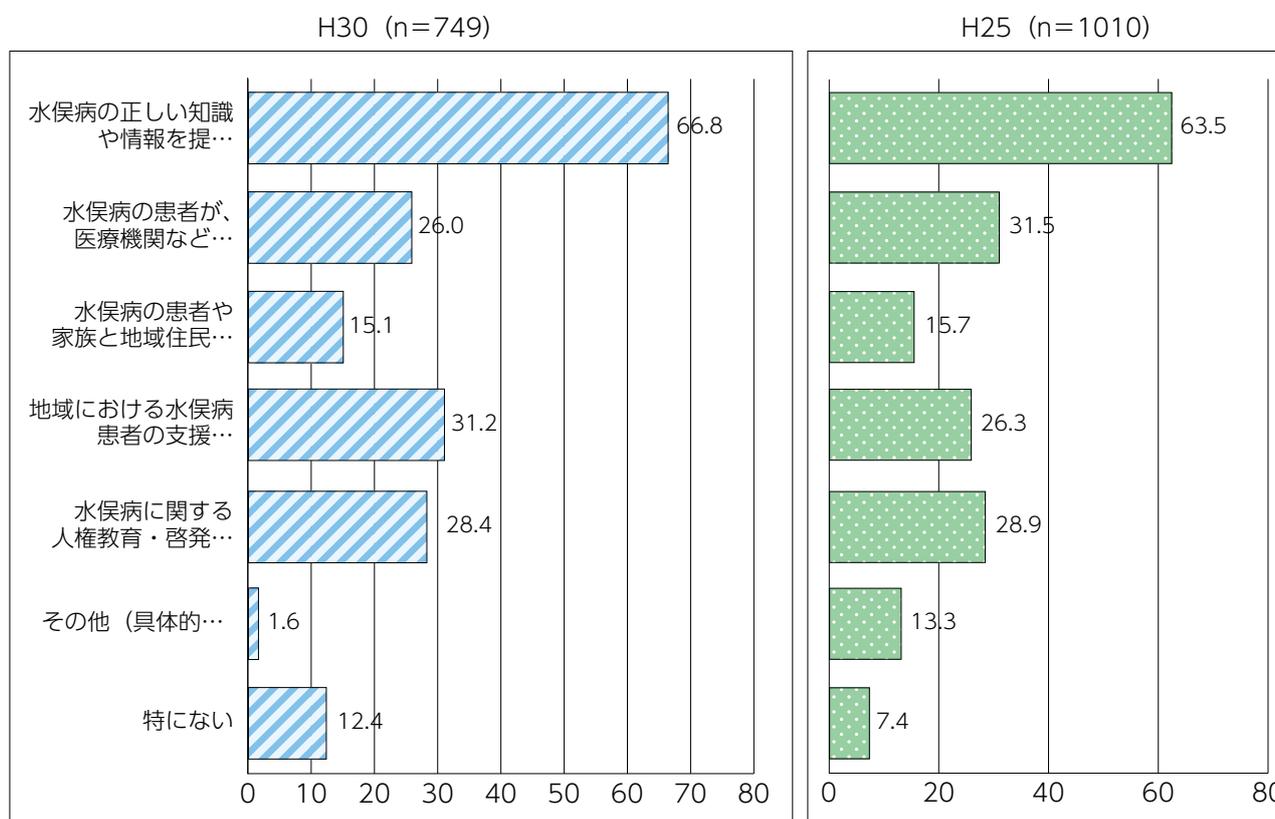
	度数	%	度数	%
患者が十分に救済されていないこと	281	37.5	401	39.7
水俣病は感染や遺伝すると思われたり、水俣地方特有の病気と間違われたりしたこと	341	45.5	385	38.1
水俣出身ということで、就職や結婚を断られたり差別を受けたりしたこと	262	35.0	320	31.7
補償金を受け取ったことで、患者が中傷やねたみを受けたこと	174	23.2	182	18.0
住民間の対立が深まり、地域住民の絆が壊れてしまったこと	97	13.0	175	17.3
地域の人々が水俣出身と胸をはって言えないこと	129	17.2	203	20.1
その他（具体的に：)	13	1.7	156	15.4
特にない	118	15.8	79	7.8



問33. 水俣病に関する人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%
水俣病の正しい知識や情報を提供し、理解を深める	500	66.8
水俣病の患者が、医療機関などで気軽に相談できるようにする	195	26.0
水俣病の患者や家族と地域住民の交流を進める	113	15.1
地域における水俣病患者の支援を充実する	234	31.2
水俣病に関する人権教育・啓発を進める	213	28.4
その他（具体的に：)	12	1.6
特になし	93	12.4

度数	%
641	63.5
318	31.5
159	15.7
266	26.3
292	28.9
134	13.3
75	7.4

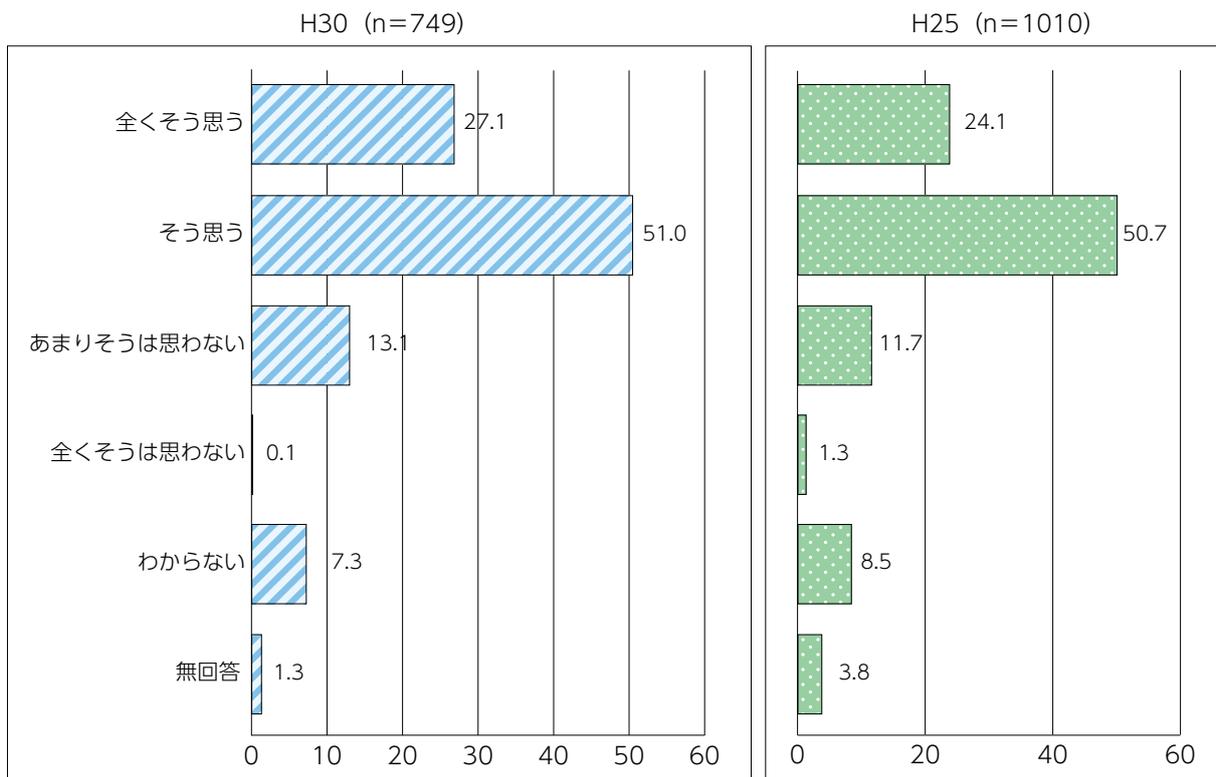


15 人権に対する意識と啓発についてお尋ねします

問34. “人権尊重”と”権利の主張”についてお尋ねします。近年、人権尊重の意識が高まる一方で、『自分の権利のみを強く主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた』という意見がありますが、この意見についてどう思われますか。(あてはまるもの1つに○)

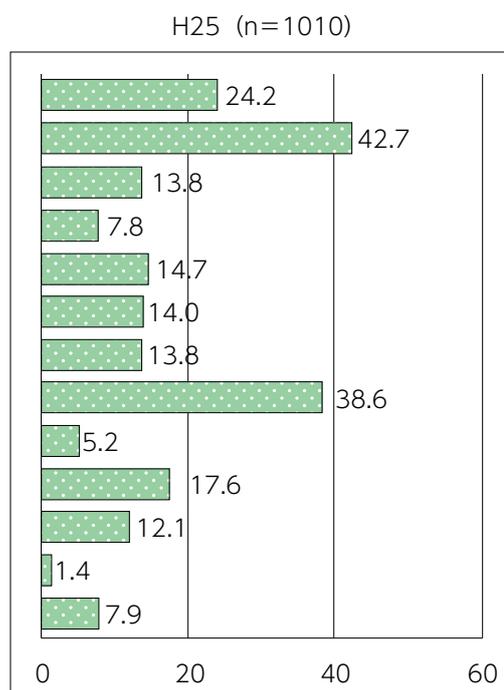
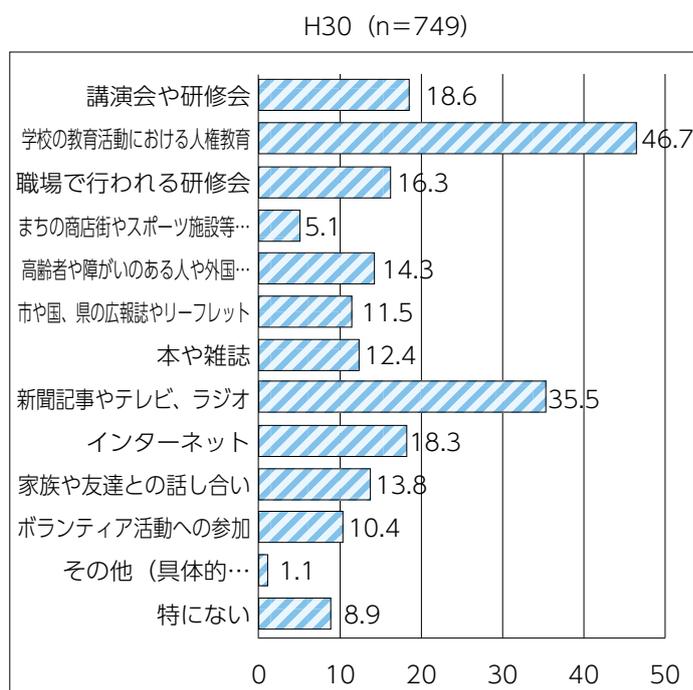
	度数	%
全くそう思う	203	27.1
そう思う	382	51.0
あまりそうは思わない	98	13.1
全くそうは思わない	1	0.1
わからない	55	7.3
無回答	10	1.3
合計	749	100.0

度数	%
243	24.1
512	50.7
118	11.7
13	1.3
86	8.5
38	3.8
1010	100.0



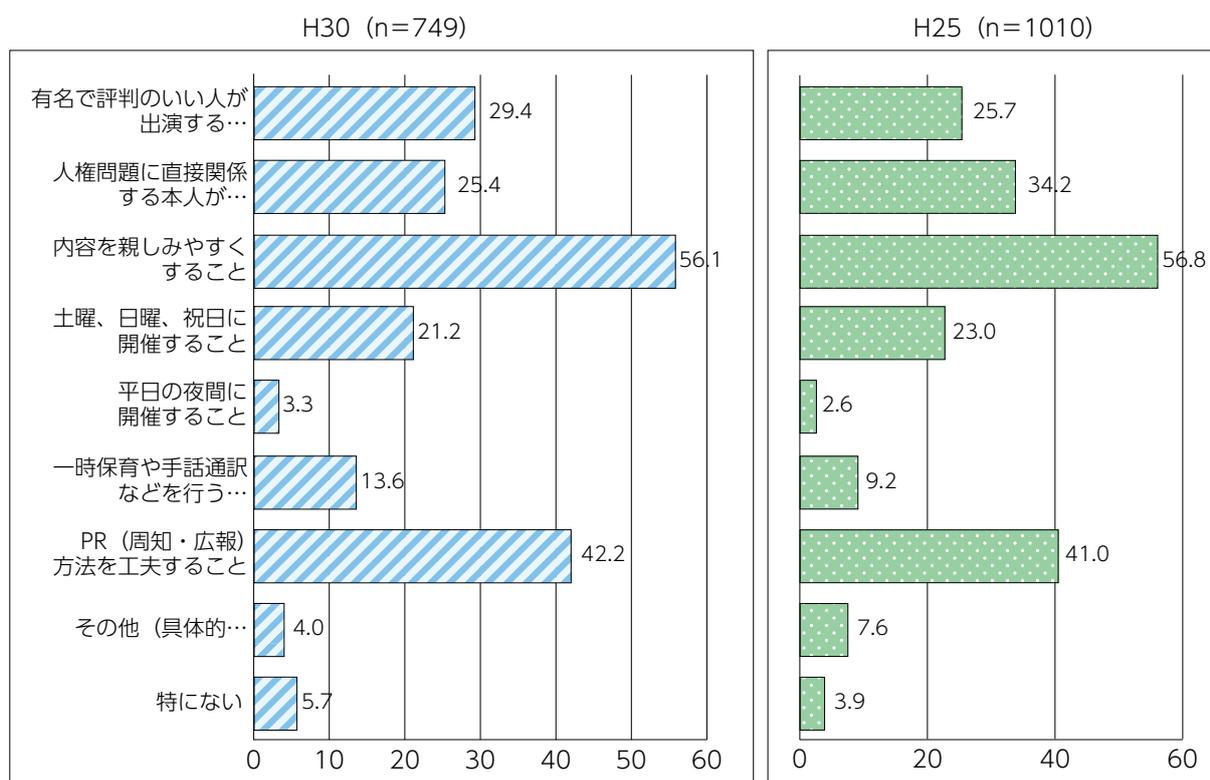
問35. あなたにとって、人権についての理解を深めるのに、次のうち何が役立ちましたか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
講演会や研修会	139	18.6	244	24.2
学校の教育活動における人権教育	350	46.7	431	42.7
職場で行われる研修会	122	16.3	139	13.8
まちの商店街やスポーツ施設等で行われるイベント	38	5.1	79	7.8
高齢者や障がいのある人や外国人・外国籍市民などとの交流	107	14.3	148	14.7
市や国、県の広報誌やリーフレット	86	11.5	141	14.0
本や雑誌	93	12.4	139	13.8
新聞記事やテレビ、ラジオ	266	35.5	390	38.6
インターネット	137	18.3	53	5.2
家族や友達との話し合い	103	13.8	178	17.6
ボランティア活動への参加	78	10.4	122	12.1
その他（具体的に：)	8	1.1	14	1.4
特にない	67	8.9	80	7.9



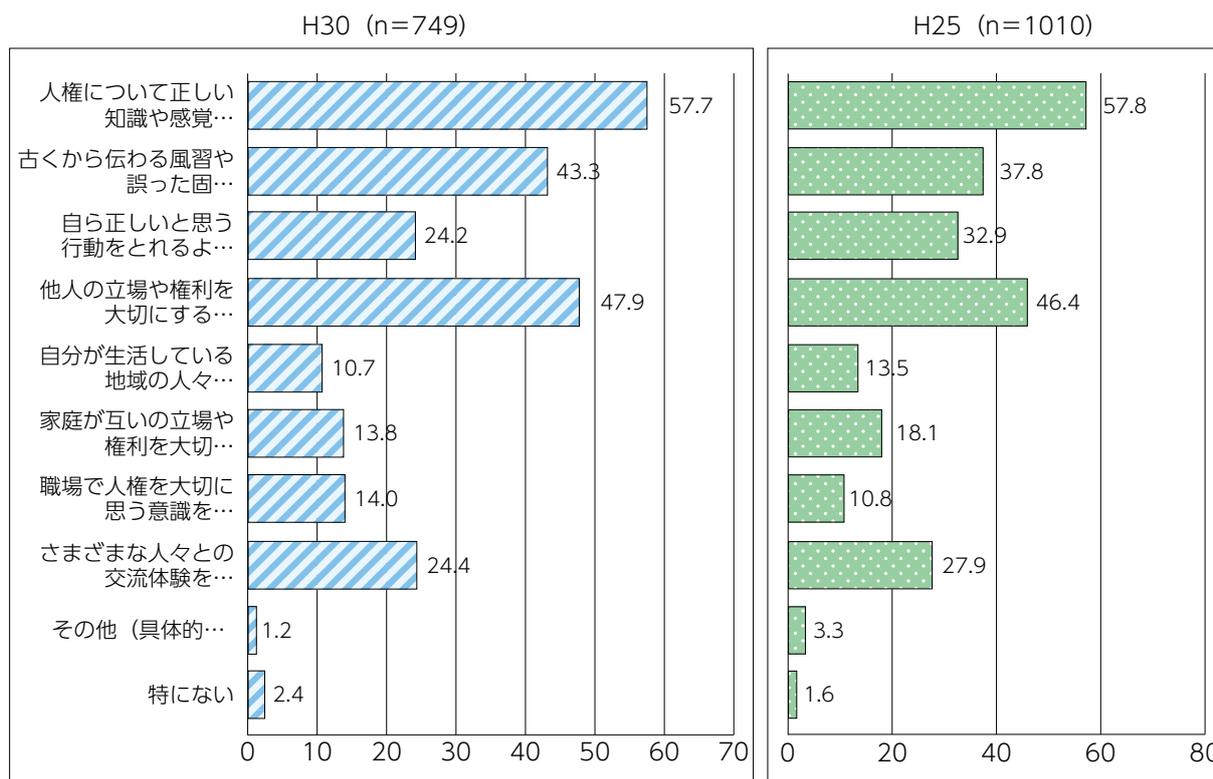
問36. 人権啓発のイベントなどに多くの人々が参加するには、どのような工夫が効果的だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

	度数	%	度数	%
有名で評判のいい人が出演すること	220	29.4	260	25.7
人権問題に直接関係する本人が出演すること	190	25.4	345	34.2
内容を親しみやすくすること	420	56.1	574	56.8
土曜、日曜、祝日に開催すること	159	21.2	232	23.0
平日の夜間に開催すること	25	3.3	26	2.6
一時保育や手話通訳などを行うこと	102	13.6	93	9.2
PR (周知・広報) 方法を工夫すること	316	42.2	414	41.0
その他 (具体的に：)	30	4.0	77	7.6
特にない	43	5.7	39	3.9



問37. 市民一人ひとりが人権を尊重しあうために、心がけたり行動すべきこととして、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

	度数	%	度数	%
人権について正しい知識や感覚を身につけること	432	57.7	584	57.8
古くから伝わる風習や誤った固定観念にとらわれないこと	324	43.3	382	37.8
自ら正しいと思う行動をとれるようになること	181	24.2	332	32.9
他人の立場や権利を大切にすること	359	47.9	469	46.4
自分が生活している地域の人々を大切にすること	80	10.7	136	13.5
家庭が互いの立場や権利を大切にすること	103	13.8	183	18.1
職場で人権を大切に思う意識を高めあうこと	105	14.0	109	10.8
さまざまな人々との交流体験をすること	183	24.4	282	27.9
その他（具体的に：)	9	1.2	33	3.3
特になし	18	2.4	16	1.6



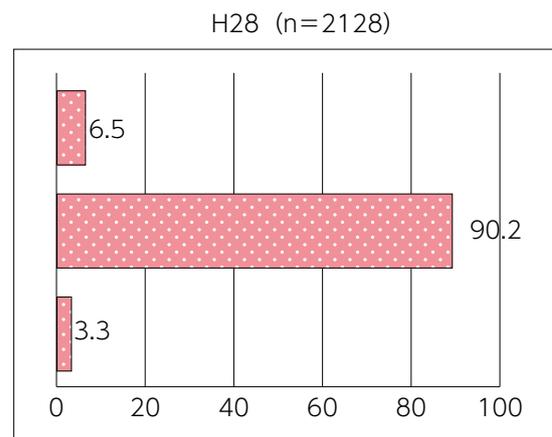
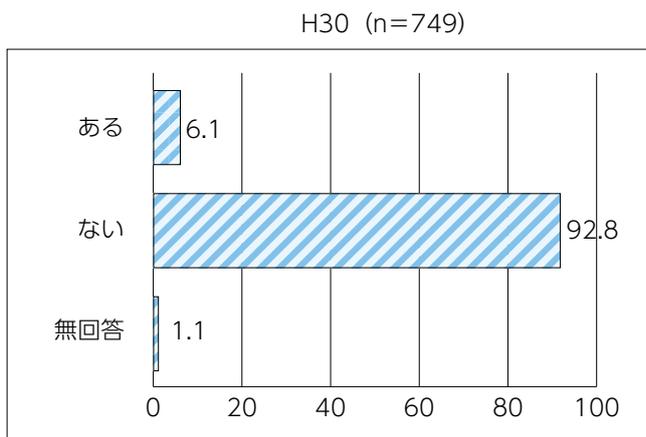
16 熊本地震と人権の問題についてお尋ねします

問38. 熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思った事がありますか。(あてはまるもの1つに○)

平成28年度市制アンケート
有効回答数・2,128票
(有効回答率42.6%)

	度数	%
ある	46	6.1
ない	695	92.8
無回答	8	1.1
合計	749	100.0

度数	%
138	6.5
1920	90.2
70	3.3
2128	100.0

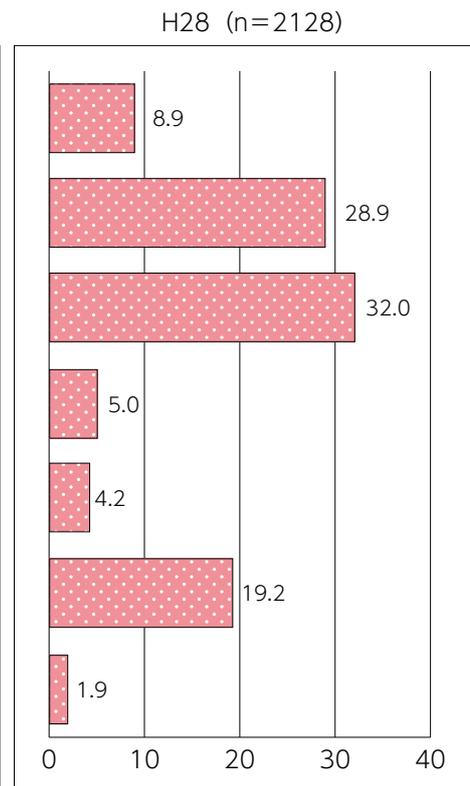
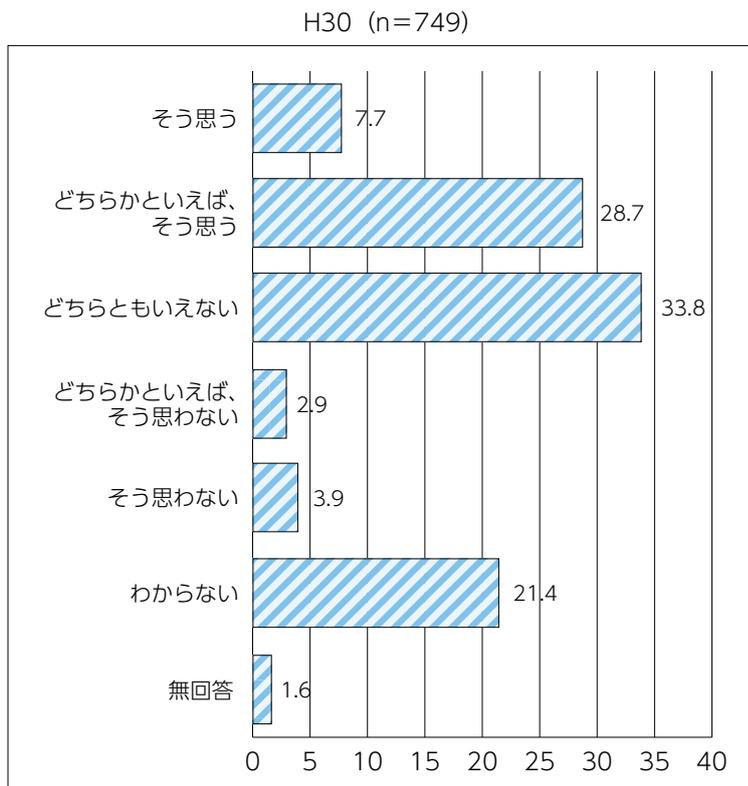


17 市職員の対応状況についてお尋ねします

問39. 私たちが住んでいる熊本市は、人権が尊重されている市であると思いますか。(あてはまるもの1つに○)

	度数	%
そう思う	58	7.7
どちらかといえば、そう思う	215	28.7
どちらともいえない	253	33.8
どちらかといえば、そう思わない	22	2.9
そう思わない	29	3.9
わからない	160	21.4
無回答	12	1.6
合計	749	100.0

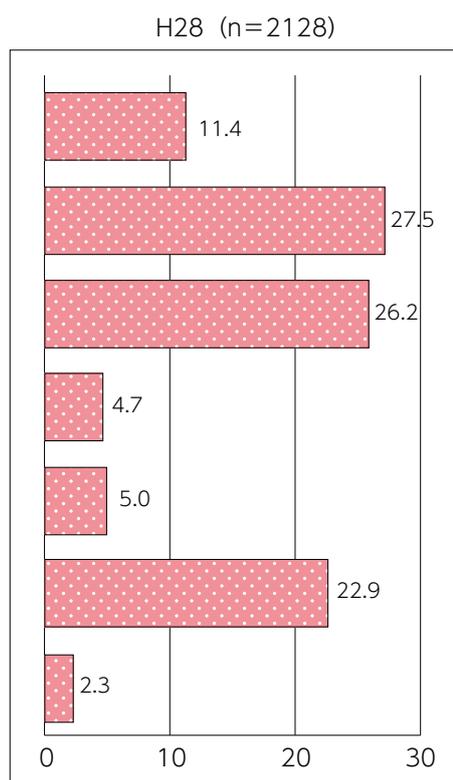
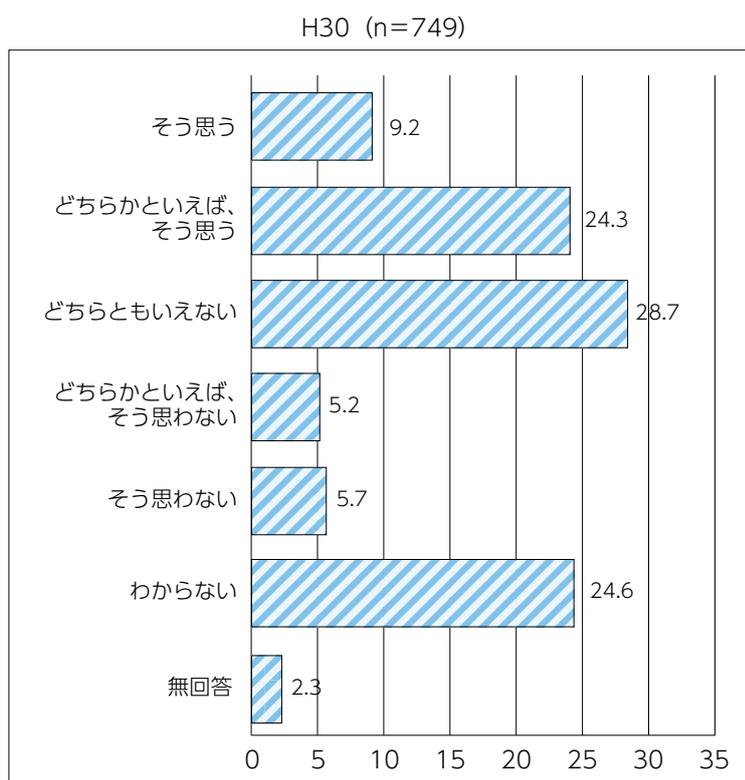
度数	%
189	8.9
615	28.9
681	32.0
106	5.0
89	4.2
409	19.2
39	1.9
2128	100.0



問40. 熊本市の職員は、市民一人ひとりの人権を尊重した対応をしていると思いますか。(あてはまるもの1つに○)

	度数	%
そう思う	69	9.2
どちらかといえば、そう思う	182	24.3
どちらともいえない	215	28.7
どちらかといえば、そう思わない	39	5.2
そう思わない	43	5.7
わからない	184	24.6
無回答	17	2.3
合計	749	100.0

	度数	%
そう思う	243	11.4
どちらかといえば、そう思う	582	27.5
どちらともいえない	561	26.2
どちらかといえば、そう思わない	100	4.7
そう思わない	106	5.0
わからない	487	22.9
無回答	49	2.3
合計	2128	100.0



第2次熊本市人権教育・啓発基本計画

発行日 令和2年3月

発行 熊本市 市民局 人権推進総室

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2333 FAX 096-324-2105

E-mail : jinken@city.kumamoto.lg.jp

